

高原町地域防災計画

令和4年6月

高原町防災会議

目次

第1編 総 則

第1節	計画の目的・構成・基本方針	1
第2節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱	5
第3節	高原町の地勢と災害要因	15
第4節	災害特性と被害想定	17

第2編 風水害対策(基本)編

第1章 風水害予防対策計画 41

第1節	風水害に強いまちづくりの推進	41
第2節	道路等交通関係施設の整備と管理	46
第3節	ライフライン施設の機能確保	47
第4節	災害発生直前における体制の整備	49
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	53
第6節	活動体制の整備	55
第7節	救急・救助及び消火活動体制の整備	57
第8節	医療救護体制の整備	59
第9節	緊急輸送体制の整備	60
第10節	避難収容体制の整備	62
第11節	備蓄に対する基本的な考え方	67
第12節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	68
第13節	被災者等への的確な情報伝達体制の整備	70
第14節	要配慮者安全確保体制の整備	71
第15節	防災訓練の実施	76
第16節	災害復旧・復興への備え	79
第17節	防災知識の普及	80
第18節	自主防災組織等の育成強化	83
第19節	ボランティアの環境整備	85

第2章 風水害応急対策計画 87

第1節	災害発生直前の対応	87
第2節	活動体制の確立	100

第3節	水防計画	111
第4節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	114
第5節	広域応援活動	126
第6節	救助・救急及び消火活動	135
第7節	医療救護活動	138
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	141
第9節	避難収容活動	148
第10節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	170
第11節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	175
第12節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び火葬に関する活動	183
第13節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	186
第14節	公共土木施設等の応急復旧活動	188
第15節	ライフライン施設の応急復旧	190
第16節	被災者等への的確な情報伝達活動	192
第17節	自発的支援の受入れ	194
第18節	災害救助法の適用	198
第19節	文教対策	201
第20節	農林水産物応急対策計画	205

第3章 風水害復旧・復興計画 207

第1節	復旧・復興計画の基本的方向の決定	207
第2節	迅速な現状復旧の進め方	208
第3節	計画的復興の進め方	210
第4節	被災者の生活再建等の支援	211
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	219
第6節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	220

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画 222

第1節	地域防災構造の強化	222
第2節	建築物の安全化	224
第3節	地盤災害防止対策の推進	226
第4節	河川・治山・砂防施設の整備と管理	227
第5節	道路等交通関係施設の整備と管理	228

第6節	ライフライン施設の機能確保	228
第7節	危険物等施設の安全確保	228
第8節	情報の収集・連絡体制の整備	229
第9節	活動体制の整備	229
第10節	救急・救助及び消火活動体制の整備	229
第11節	医療救護体制の整備	231
第12節	緊急輸送体制の整備	231
第13節	避難収容体制の整備	231
第14節	備蓄に対する基本的な考え方	231
第15節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	231
第16節	被災者等への的確な情報伝達体制の整備	231
第17節	要配慮者等安全確保体制の整備	231
第18節	二次災害防止体制の整備	232
第19節	防災訓練の実施	233
第20節	防災知識の普及	233
第21節	自主防災組織等の育成強化	233
第22節	ボランティアの環境整備	233
第2章	震災応急対策計画	234
第1節	活動体制の確立	234
第2節	建築物等の倒壊対策	235
第3節	宅地等の崩壊対策	236
第4節	二次災害の防止活動	237
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	238
第6節	ライフライン施設の応急復旧	238
第7節	爆発及び有害物質による二次災害対策	239
第8節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	240
第9節	活動体制の確立	240
第10節	救急・救助及び消火活動	240
第11節	医療救護活動	240
第12節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	240
第13節	避難収容活動	240
第14節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	241
第15節	被災者等への的確な情報伝達活動	241
第16節	公共土木施設等の応急復旧活動	241
第17節	自発的支援の受入れ	241

第18節	災害救助法の適用	241
第19節	文教対策	241
第20節	農林水産関係対策	242
第21節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	243
第3章	震災復旧・復興計画	244
第1節	復旧・復興計画の基本的方向の決定	244
第2節	迅速な原状復旧の進め方	244
第3節	計画的復興の進め方	244
第4節	被災者の生活再建等の支援	244
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	244
第4編	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章	総 則	245
第1節	推進計画の目的	245
第2節	推進地域	245
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	245
第2章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	246
第1節	南海トラフ地震臨時情報について	246
第2節	配備体制について	247
第3節	防災対応について	248
第4節	「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	250
第3章	地震発生時の応急対策等	254
第4章	防災訓練計画	255
第5編	火山災害対策編	252
第1章	噴火警戒レベル及び防災対応の目安	258

第2章 計画の概要等	259
第1節 計画の基本的考え方	259
第2節 霧島山火山の概要	261
第3節 噴火災害の想定	270
第3章 火山災害予防計画	275
第1節 火山災害に強いまちづくり	275
第2節 災害発生直前における体制の整備	278
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	279
第4節 活動体制の整備	279
第5節 消防、救急・救助体制の整備	280
第6節 医療救護体制の整備	280
第7節 緊急輸送体制の整備	280
第8節 避難収容体制の整備	280
第9節 備蓄に対する基本的な考え方	281
第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備	281
第11節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	281
第12節 要配慮者等安全確保体制の整備	281
第13節 二次災害防止体制の整備	281
第14節 防災関係機関の防災訓練の実施	282
第15節 災害復旧・復興への備え	282
第16節 防災知識の普及	282
第17節 自主防災組織の育成強化	282
第18節 ボランティアの環境整備	282
第19節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	283
第4章 火山災害応急対策計画	284
第1節 火山災害に関する情報の伝達	284
第2節 霧島山火山防災協議会の開催	292
第3節 警戒区域の設定、避難指示等	293
第4節 活動体制の確立	302
第5節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	303
第6節 広域応援活動	303
第7節 救助・救急及び消火活動	304
第8節 医療救護活動	304

第9節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	304
第10節	避難収容活動	305
第11節	応急住宅の確保	309
第12節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	309
第13節	保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	309
第14節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	309
第15節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	309
第16節	公共土木施設等の応急復旧活動	309
第17節	ライフライン施設の応急復旧	310
第18節	被災者等への的確な情報伝達	310
第19節	二次災害の防止対策	311
第20節	自発的支援の受入れ	312
第21節	災害救助法の適用	312
第22節	農林水産物応急対策	312
第5章	火山災害復旧・復興対策	314
第1節	復旧・復興計画の基本的方向の決定	314
第2節	迅速な現状復旧の進め方	314
第3節	計画的復興の進め方	314
第4節	被災者の生活再建等の支援	314
第6章	継続災害への対応方針	315
第1節	継続災害への対応方針	315
第6編	その他の災害対策編	
第1章	道路災害対策計画	316
第1節	発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	316
第2節	活動体制の確立	317
第3節	広域応援活動	317
第4節	交通誘導及び緊急交通路の確保	317
第5節	救助・救急及び消火活動	318
第6節	医療救護活動	318
第7節	道路施設の応急復旧	318
第8節	関係者等への的確な情報伝達活動	318

第2章 危険物等災害対策計画	320
第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡	320
第2節 活動体制の確立	321
第3節 広域応援活動	321
第4節 災害の拡大防止活動	321
第5節 救助・救急及び消火活動	321
第6節 医療救護活動	322
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	322
第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策	322
第9節 避難収容活動	323
第10節 被災者等への的確な情報伝達活動	323
第3章 原子力災害対策計画	324
第1節 基本的考え方等	324
第2節 原子力災害予防計画	325
第3節 原子力災害応急対策計画	327
第4節 原子力災害復旧・復興計画	331
第4章 林野火災対策計画	332
第1節 林野火災予防計画	332
第2節 林野火災応急対策計画	336

図 1-8 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：えびの高原周辺・下：大幡池）

第 1 編 総 則

第1節 計画の目的・構成・基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高原町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害対策等を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

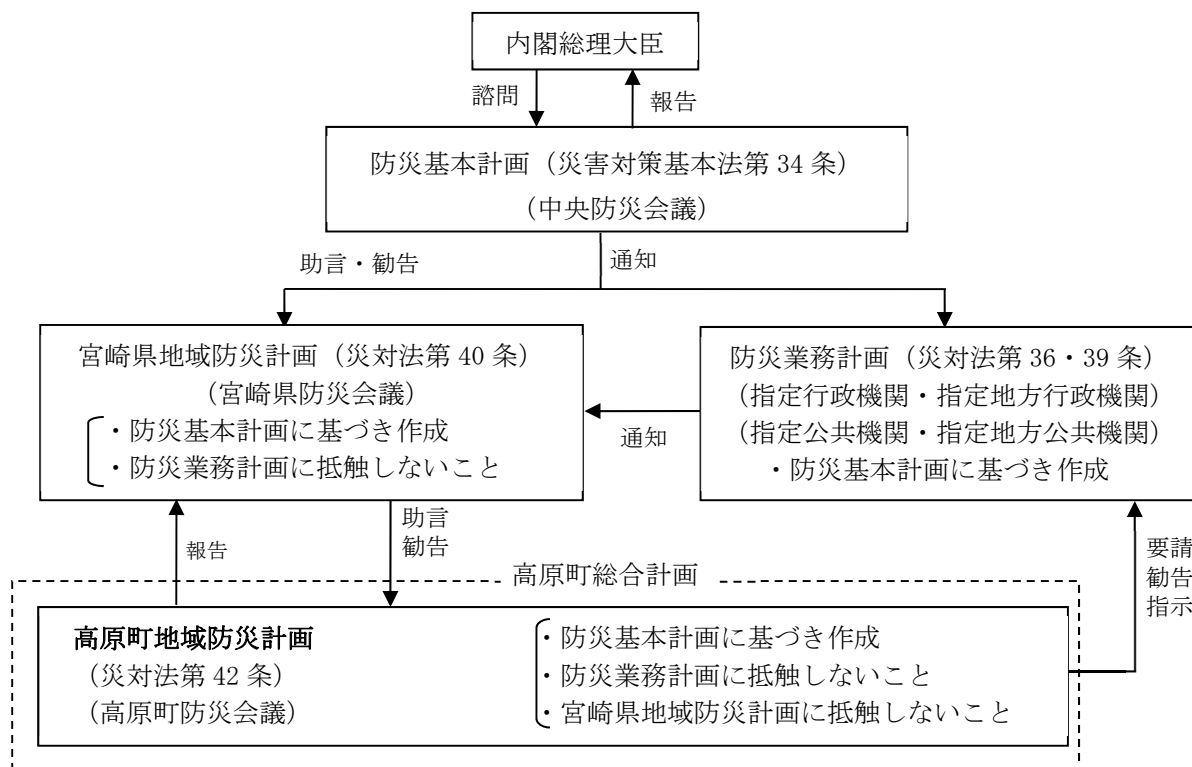


図 1-1 国、宮崎県及び高原町の防災会議並びに防災計画の体系

なお、この実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフト面等のさまざまな対策を組み合わせ、災害に備えるものとする。

計画の実施にあたっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開するとともに、その推進にあたっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。

2 計画の構成

本計画の構成は、第1編は全災害を考察した総則とし、第2編を風水害等対策(基本)編、第3編を震災対策編、第4編を南海トラフ地震防災対策推進計画、第5編を火山災害対策編、第6編をその他の災害対策編として、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

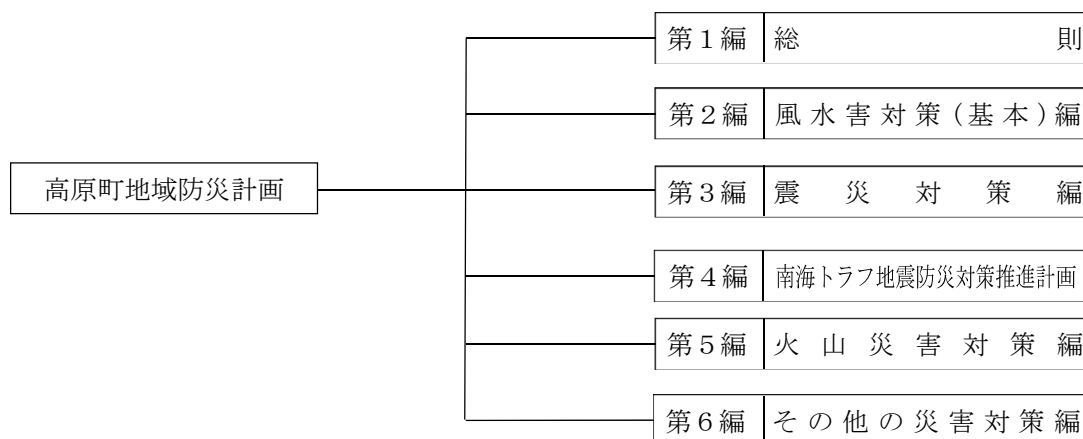


図 1-2 計画の構成

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底するよう努める。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の防災施策において特に配慮を要する方（以下、「要配慮者」という。）や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

6 計画の基本方針

災害の各段階(災害予防、災害応急活動、災害復旧・復興)に応じて、的確かつ効果的な防災対策ができるよう計画の樹立及び推進にあたっては、次を基本とする。

(1) 地域特性を反映した計画的な災害予防

- ア 地域特性に則し、災害の未然防止と被害を最小限に抑えるため、各種の防災対策事業を推進し、防災基盤の強化を図る。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、防災に配慮した土地利用、建築物の耐震・耐火対策の促進等、防災対策を進める。
- ウ 災害時におけるライフライン施設の機能を確保するため、災害予防対策を推進するとともに、効率的な応急対策を実施するための体制の整備を図る。
- エ 災害時の応急対策活動や物資の緊急輸送など、円滑な防災活動が実施できるよう防災に機能する道路ネットワークの計画的な整備を図るとともに、緊急輸送体制を確立する。
- オ 災害発生時の応急対策、その後の災害復旧を迅速に行うため、情報収集・伝達体制や組織体制など事前の体制整備を図る。
- カ 災害から自らを守るために第三者の避難支援を要する避難行動要支援者を平時から把握するとともに、災害時における避難情報の伝達体制や避難誘導等、避難行動要支援者の避難支援体制を確立する。
- キ 地区公民館・集会施設、体育館、広場などの公共施設を防災拠点として機能強化を図り、災害時に避難や救助活動など円滑な災害応急活動が行えるよう活用する。
- ク 指定一般避難所の整備拡充と必要な設備の確保に努めるとともに、円滑な避難ができるよう住民に対する避難のための知識の普及に努める。
- ケ 防災行政無線の整備、インターネットなどの活用による複合的な情報ネットワークを整備し、防災情報の収集機能強化や住民への多元的な情報提供システムを構築し、迅速で的確な防災情報の提供と避難誘導に努める。
- コ 防災資機材の整備や食料等の災害時に必要な物資を計画的に備蓄する。
- サ 平素から住民に対する防災知識の普及や啓発を積極的に推進し、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって防災意識を高めるとともに、自主防災組織の確立や防災訓練の実施など自主防災活動の活性化を積極的に支援する。また、自主防災組織や町民と地域事業所の連携による自主防災体制を強化し地域防災力の向上を図る。

(2) 迅速で円滑な災害応急活動

- ア 災害発生後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立するとともに、災害事象に応じた具体的な行動マニュアルを整備し、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう体制の整備に努める。
- イ 町及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ円滑に活動ができるよう災害応急活動体制を確立するとともに、他機関との連携による応援体制を確立する。
- ウ 災害発生直後の迅速な被害情報等の収集及び伝達、通信手段の確保に努める。

- エ 円滑な救助・救急、医療救護及び消火活動、緊急物資輸送のための交通の確保対策並びに緊急輸送を実施する。
 - オ 被災者や要配慮者の安全な指定緊急避難場所への避難誘導及び支援、食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を実施する。
 - カ 被災者の生活確保に資する電気、水道、電話等のライフラインの迅速な応急復旧を図る。
 - キ 防疫、災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅の建設計画の体制を整備する。
 - ク 児童・生徒の安全確保と応急教育計画を作成し実施する。
- (3) 速やかな災害復旧・復興
- ア 被災者の生活相談窓口の設置や資金融資等の救護措置を充実させ、一般被災者や被災事業者の民生安定化を図る。
 - イ 被害の状況から重要度、緊急度に応じて、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進する。

第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

本節は、町、県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務または業務を示す。

防災上重要な機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。

1 高原町

町は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

表 1-1 高原町が処理すべき事務または業務の大綱

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 (1) 町防災会議に係る事務に関すること (2) 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること (3) 防災施設・設備の整備に関すること (4) 防災に係る教育、訓練、調査研究に関すること (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること (8) 水道施設の整備と防災管理に関すること (9) 給水体制の整備に関すること (10) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること (11) 災害危険区域の把握に関すること (12) 各種災害予防事業の推進に関すること (13) 防災知識の普及に関すること 【災害応急対策】 (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (15) 地域の安全対策及び災害に対する拡大防止対策に関すること (16) 水防・消防等応急対策に関すること (17) 災害時における人命救助・保護に関すること (18) 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定一般避難所の開設に関すること (19) 災害時における文教、保健衛生に関すること (20) 災害広報に関すること (21) 復旧資機材の確保に関すること

- (22) 災害対策要員の確保・動員に関する事
- (23) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (24) 災害時における水の確保に関する事
- (25) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
- (26) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- (27) 災害廃棄物の処理に関する事

【災害復旧】

- (28) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (29) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事
- (30) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- (31) 義援金品の受領、配分に関する事

2 宮崎県

表 1-2 宮崎県が処理すべき事務または業務の大綱

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 (1) 宮崎県防災会議に係る事務に関する事 (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 (3) 防災施設の整備に関する事 (4) 防災に係る教育、訓練に関する事 (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事 (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事 (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 (11) 防災知識の普及に関する事 【災害応急対策】 (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 (15) 災害救助法の適用に関する事 (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指導、調整に関する事 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事

- (23) 地域安全対策に関すること
 (24) 災害廃棄物の処理に関すること
【災害復旧】
 (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
 (26) 物価の安定に関すること
 (27) 義援金品の受領、配分に関すること
 (28) 災害復旧資材の確保に関すること
 (29) 災害融資等に関すること

(県・広域関係現地機関)

表 1-3 県・広域関係現地機関が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
小林県税・総務事務所	(1) 県有施設の災害対策に関すること (2) その他支部の事務に必要な整備運営に関すること
南部福祉こどもセンター	(1) 災害救助法に基づく救助事務に関すること (2) その他生活福祉対策に関すること
小林保健所	(1) 医療救護及び助産対策に関すること (2) 防疫対策、感染症対策に関すること (3) 給水対策に関すること (4) その他保健環境対策に関すること
西諸県農林振興局	(1) 農作物、農林業用施設、園芸、家畜及び林産物等の対策に関すること (2) 県災害対策本部西諸県地方支部の運営等に関すること
小林土木事務所	(1) 水防対策に関すること (2) 住宅対策に関すること (3) 交通施設、障害物の除去対策に関すること (4) その他土木、建築関係対策に関すること
小林警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること
西諸広域事務組合中央消防署高原分遣所	水防、救急、救助その他の応急措置

3 指定地方行政機関

表 1-4 指定地方行政機関が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) (1) 警備計画等の指導に関すること (災害応急対策) (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (4) 他の管区警察局との連携に関すること (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること (7) 警察通信の運用に関すること (8) 津波予報の伝達に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	[宮崎県情報通信部] (災害応急対策) (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること (2) 他の県情報通信部との連携に関すること (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること (4) 警察通信運用に関すること
九州財務局宮崎財務事務所	(災害応急対策) (1) 災害時における金融措置に関すること (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること (2) 関係職員の現地派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	(災害予防) (1) 米穀の備蓄に関すること (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること (6) 応急用食料の調達・供給に関すること (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること (13) 技術者の緊急派遣等に関すること
九州森林管理局(宮崎森林管理署)	(災害予防) (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること (2) 林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急対策) (3) 林野火災対策の実施に関すること (4) 災害対策用材の供給に関すること (災害復旧) (5) 復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	(災害予防) (1) 地盤沈下の防止に関すること (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること (災害応急対策) (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	(災害復旧) (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	(災害予防) (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関する事 (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事 (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事 (災害応急対策) (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関する事 (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事
九州運輸局(宮崎運輸支局)	(災害予防) (1) 交通施設及び設備の整備に関する事 (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事 (災害応急対策) (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 (7) 緊急輸送命令に関する事
大阪航空局(宮崎空港事務所)	(災害予防) (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事 (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 (災害応急対策) (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事
国土地理院九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
福岡管区気象台(宮崎地方気象台)	(災害予防) (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
九州総合通信局	(災害予防) (1) 非常通信体制の整備に関する事 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 (災害応急対策) (3) 災害時における電気通信の確保に関する事 (4) 非常通信の統制、管理に関する事 (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事 (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
宮崎労働局	(災害予防) (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関する事 (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高 場に関する事 (災害応急対策) (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関する事 (災害応急対策) (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒 壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関する事 (5) 復旧工事における労働災害の防止に関する事
九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む）	国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる (災害予防) (1) 気象観測通報についての協力に関する事 (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 (3) 災害危険区域の選定または指導に関する事 (4) 防災資機材の備蓄、整備に関する事 (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 (7) 水防警報等の発表及び伝達に関する事 (8) 港湾施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) (9) 洪水予報の発表及び伝達に関する事 (10) 水防活動の指導に関する事 (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (12) 災害広報に関する事 (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関する事 (15) 海上の流出油に対する防除措置に関する事 (災害復旧) (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 (17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事 (その他) (18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事
九州地方環境事務所	(災害予防) (1) 公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関する事 (災害応急対策) (2) 災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関する事 (3) 災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関する事 (災害復旧) (4) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事 (5) 災害時における災害廃棄物の処理支援に関する事
自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊）	(1) 災害派遣計画の作成に関する事 (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事 (災害応急対策) (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

※指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

表 1-5 指定公共機関及び指定地方公共機関が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 (宮崎中央郵便局及び 県内郵便局) (高原・並木・狭野 簡易・広原簡易・後 川内簡易郵便局)	(災害応急対策) (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (2) 災害時における郵便事業運営の確保 (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保
九州旅客鉄道株式会 社	(災害予防) (1) 鉄道施設の防火管理に関すること (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に 関すること (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式 会社(宮崎支店)、 NTT コミュニケーシ ョンズ株式会社、株 式会社NTT ドコモ (宮崎支店)、KDDI 株式会社、ソフトバ ンク株式会社	(災害予防) (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること (4) 災害時における重要通信に関すること (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行(宮崎事務 所)	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑 な供給に関すること
日本赤十字社(宮崎 県支部)	(災害予防) (1) 災害医療体制の整備に関すること (2) 災害医療資機材の整備に関すること (災害応急対策) (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること (4) 避難所等での活動、義援金の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会(宮崎 放送局)	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関するこ と (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
西日本高速道路株式会社(九州支社宮崎高速道路事務所)	(災害予防) (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) (2) 管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社(宮崎支店)	(災害予防) (1) 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)	(災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎交通株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関する こと (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の 臨時応急輸送に関すること
宮崎ガス株式会社	(災害予防) (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること (2) 導管の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること (災害復旧) (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎日日新聞社	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の報道周知に関すること (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと (5) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎運輸株式会社、 センコー株式会社、 宮崎県トラック協会	(災害予防) (1) 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
株式会社宮崎放送、 株式会社テレビ宮崎、 株式会社エフエム宮崎	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎県医師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること (2) 負傷者に対する医療活動に関すること
宮崎県歯科医師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における歯科医療の実施に関すること (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること
宮崎県薬剤師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること
宮崎県看護協会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における指定一般避難所等の避難住民の健康相談及び健康管 理の実施に関すること
宮崎県L P ガス協会	(災害予防・災害応急対策) (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること
宮崎県管工事協同組 合連合会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること
宮崎県警備業協会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること
一般社団法人宮崎県 建設業協会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における応急対策に関すること
宮崎ケーブルテレビ 株式会社、B T V株 式会社、株式会社ケー ブルメディアワイ ワイ	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

※指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの

※指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの

5 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

表 1-6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
こばやし農業協同組合	(災害応急対策) (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 農作物災害応急対策の指導に関する事 (災害復旧) (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 (4) 被災農家に対する融資あっせんに関する事
宮崎県森林組合 小林林産物流通センター	(災害応急対策) (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 救出活動等における重機、車両等の協力に関する事 (3) 風倒木、被害木、漂流木の処理に関する事 (災害復旧) (4) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事
高原町商工会	(災害応急対策) (1) 救援物資の調達についての協力に関する事 (2) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
高原町各土地改良区	(災害予防) (1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に関する事 (2) 土地改良施設の整備に関する事 (災害応急対策・災害復旧) (3) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事
高原町社会福祉協議会	(災害応急対策) (1) ボランティアの受付と支援に関する事 (災害復旧) (2) 災害義援金の受付・管理に関する事 (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事
社会福祉施設の管理者	(災害予防) (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関する事 (災害応急対策) (2) 災害時における収容者の避難誘導に関する事 (3) 町が実施する災害応急対策への協力に関する事
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	(災害予防・災害応急対策・災害復旧) それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事

※公共的団体

農業協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、文化団体、その他教育、福祉、農業など、各分野で公共的活動を営む団体

第3節 高原町の地勢と災害要因

本節では、本町の地形、気候などの自然的要因、人口・産業など社会的要因にふれ、更に台風、集中豪雨及び地震等の特徴的な災害特性を示す。

1 位置と地勢

高原町は、宮崎県の西南部、霧島錦江湾国立公園霧島地域を境に鹿児島県と接する静かな山あいに位置しており、面積は 85.39km²。およそ 50%を山林原野が占めている。役場を中心に東西 18km、南北 10km に広がり、町の西側には、昭和 9 年に国内初の国立公園に指定された霧島火山群がそびえ立っている。また、霧島山系からの豊富な水が大小河川として町内を流れていることから、水とみどりに富んだ自然豊かな町としても知られている。

2 気候

本町を含む西諸地区の気候は、年平均気温 16.3℃、年間降水量 2,774.1mm（資料：アメダス小林観測所：統計期間 2000 年～2020 年）と温暖多雨であるものの、降雨が梅雨期と台風時に偏っている。

3 道路・交通

主要な交通網としては国道 221 号、223 号のほか、県道 6 本が通り、また、九州縦貫自動車道えびの・宮崎間の全線開通にともない、町内にインターチェンジが設置され、宮崎県内はもとより九州各地との時間距離が大幅に短縮されるなど、交通網の整備が進んでいる。

このほか、J R 吉都線があり、都城市と鹿児島県湧水町を結んでいる。

4 自然条件

霧島火山群は西南日本外帯である四万十層群上に立地する大小 20 数個の火山群で、第 3 紀終末・第 4 紀から今日まで活発な火山活動を展開しており、その堆積物は第 4 紀を通じて県南部に堆積している。

火山群は新古 2 期に分かれ、古期は約 60～50 万年前の加久藤・小林カルデラの形成から始まり、主に火山帯西側（えびの・鹿児島県湧水町方面）の火山形成に終始し、これらは浸食が進み、火口の形がはっきりしないものが多く存在する。新期は約 10 万年からで、古期火山帯を土台として様々な火山が形成され、高千穂火山帯を除いてほぼ現在に近い状況となる。

高原町に近い高千穂火山は、霧島火山群の中でも比較的新しい部類に入り、約 1 万年前辺りから活動が始まり、二子石・古高千穂・高千穂・御池・御鉢の順に形成され、火口が残存しているのは御池・御鉢のみである。特に御池は、霧島火山帯の中で最も標高の低い所で噴火した火山で、約 4,200 年前にマグマ水蒸気爆発を起こし、周囲に「御池軽石」と呼ばれる黄灰色の軽石を降下させた、霧島火山帯最大の火口湖である。また、御鉢は、隣接する新燃岳と共に、文献に残る活発な活動を繰り返してきた。

このような環境下にあるため、高原町を形成している地層は霧島火山帯の噴出物が基礎となっている。主に非常に大規模に発生した入戸火砕流の堆積物で構成され、その厚さは多い所で

は約 20mにもなり、堆積した台地はシラス台地と呼ばれ、標高は約 200m前後で、広い平坦面を有しており、周囲には高低差 20m程の「迫」と呼ばれる谷が巡っている。谷には水源が多く、町内でも多くの支流が発生し、大淀川へと流れている。

このように、町域には、災害危険箇所が多く存在し、これらに対する監視や防災対策、災害応急対策など防災体制の充実強化も大きな課題となっている。

5 人口構成

人口は減少傾向にあり、年少人口は減少、高齢者人口は増加の傾向にあり、少子高齢化が進行している。また、65歳以上の高齢単身者世帯は増加しており、令和2年では、世帯総数の 20.9%となっている。

表 1-7 高原町の人口構成

(単位:人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	11,254	10,623 ※1	10,000 ※1	9,300	8,639 ※2
年少人口	1,684	1,340	1,152	997	932
(15歳未満)	(15.0)	(12.6)	(11.5)	(10.7)	(10.8)
生産年齢人口	6,451	5,899	5,495	4,843	4,066
(15～64歳)	(57.3)	(55.5)	(55.0)	(52.1)	(47.1)
高齢者人口	3,119	3,382	3,351	3,460	3,641
(65歳以上)	(27.7)	(31.8)	(33.5)	(37.2)	(42.1)
世帯数	3,984	4,063	4,042	3,914	3,750
1世帯当たり人数	2.82	2.61	2.47	2.38	2.30
65歳以上の高齢単身者世帯	457	554	637	740	788

※1 総人口には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

資料:国勢調査

※2 令和2年は確定値

6 災害履歴

本町がこれまでに受けた災害には、台風、大雨、火災、地震、火山噴火等があり、このようなことから、防災行政の推進にあたっては、住民と事業者、行政が共同して「災害に強い安全なまちづくり」をハード、ソフト両面から積極的に推進することが必要である。

第4節 災害特性と被害想定

1 想定する主な災害

想定する主な災害は、風水害、震災、噴火災害である。なお、これらの複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性も認識し、備えを充実するものとする。

2 風水害に対する基本的考え方

宮崎県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により県民は大きな被害を被っている。

このため、第2編風水害対策(基本)編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成5年の台風13号、平成9年の台風19号をはじめ過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

3 宮崎県における風水害の概要

宮崎県における主な災害は台風による暴風雨災害及びこれに伴う高潮災害並びに低気圧、前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

また、平成26年から平成30年の気象災害を整理したものを次表に示す。近年においても台風等による風雨によるものの他、落雷による被害がみられる。

表 1-8 平成26年～平成30年の被害件数

	台風	大雨	大雨 (梅雨)	長雨	竜巻	強風	積雪	低温	凍害	大雪	落雷
平成26年	5	2	4			3		2		1	2
平成27年	1	6	9	1							1
平成28年	3	6	3			1		1		1	5
平成29年	5	5	4		1				1		3
平成30年	7	6				1	1	2			2

※宮崎県災異誌第55号より。災害名称に2つ以上の現象が示されている場合は重複算出している。

4 台風による被害

台風災害は宮崎県の気象災害中、その首位を占めるものである。地理的立地条件は台風のたびたびの襲来を受け、年々被むる台風災害は莫大なものである。台風災害の特徴は以下のとおりである。

- (1) 台風の襲来回数が多い
- (2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に宮崎県を襲うことが多い
- (3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いことなどが、その主な原因である。1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある(昭和20年9月17日枕崎台風)。

5 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は1個の台風で死傷者 369 名、住家 11,837 戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある(昭和 26 年 10 月 14 日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

6 宮崎県における台風の特性

宮崎県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山地を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、宮崎県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

(1) 台風の襲来回数

宮崎県に被害を及ぼした台風を調べると(統計期間 1949～2008 年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。) 年平均 2.9 個となっており、毎年台風から被害を受けている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別でみると次表のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から 10 月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は 20 回、8月下旬は 20 回と圧倒的に多くなっている。

表 1-9 台風の月別襲来回数(昭和 40 年～平成 26 年)

月 旬	7 月	8 月	9 月	10 月
上旬	5	13	10	11
中旬	7	14	18	10
下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている宮崎県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

宮崎県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和 24 年～平成 20 年)で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個(被害総額 50 億円以上について調査した)についての経路をみると、次のようになっている。

- ア 九州南部に上陸した九州縦断・・・ 13 個
 イ 九州西部に上陸した九州斜断・・・ 6 個
 ウ 日向灘を北上・・・・・・・・・・・・ 7 個
 エ 九州西方海上を北上・・・・・・・・ 12 個
 オ その他・・・・・・・・・・・・・・ 4 個
 (右図に示す)

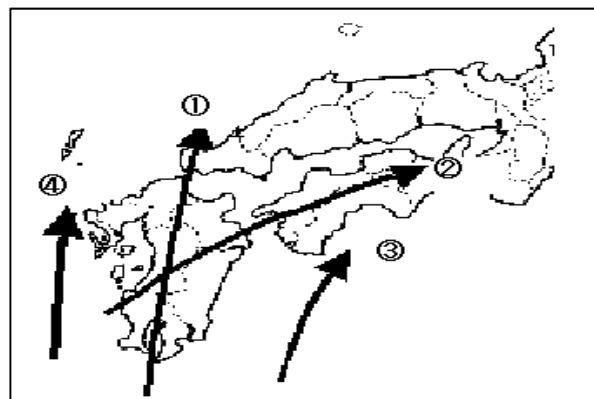


図 1-3 宮崎県に被害をもたらした台風の経路
 (昭和 24 年～平成 20 年)

(4) 宮崎県における台風の強さ

宮崎県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3m/s(1951 年 10 月 14 日、ルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原で 839mm(1971 年 8 月 29 日、台風第 23 号)を記録している。このことから宮崎県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができよう。さらに台風による風雨の強さを示すと、次表のとおりである。

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きているが、降水量はややばらつき 6～10 月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。宮崎県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時にはじまり、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、宮崎県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23～25 度まで北上すると、宮崎県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200mm の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から 600km の距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

宮崎県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

表 1-10 台風による日最大風速の累計順位① 単位：m/sec

	地名	種別／ 順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日 最 大 風 速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1～ 2020.12
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.8	1961.8～ 2020.12
		風向	S	SSE	SSE	N	SSE	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2017.10.29	2005.9.6	
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1943.1～ 2020.12
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1～ 2020.12
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	

表 1-11 台風による日最大瞬間風速の累計順位② 単位：m/sec

	地名	種別／ 順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	55.4	46.8	45.3	44.3	1937.1～
		風向	SE	SSE	SE	SE	SE	
		年月日	1993.9.3	1945.9.17	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	2020.12
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6～
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	2020.12
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1～
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	2020.12
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4～
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2020.12

表 1-12 日最大降水量・日最大 1 時間降水量の累年順位 (mm)

	地名	種類／順位	1 位	2 位	3 位	統計期間
日最大降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1～
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	2020.12
	延岡	降水量	363.5	315.0	309.5	1961.8～
		年月日	2001.10.16	2004.10.20	2011.10.21	2020.12
	都城	降水量	429.0	400.5	372.0	1943.1～
		年月日	2005.9.5	1982.8.26	2019.7.3	2020.12
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1～
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2020.12
日最大 1 時間降水量	高千穂	降水量	355.0	317.0	314.0	1979.1～
		年月日	2005.9.6	2004.8.30	1997.9.16	2020.12
	神門	降水量	628.0	584.0	535.0	1979.2～
		年月日	2005.9.6	2004.8.30	2005.9.5	2020.12
	西米良	降水量	364.5	354.0	333.0	1979.1～
		年月日	2020.9.6	2005.9.5	2005.9.6	2020.12
	えびの	降水量	715.0	688.0	639.0	1976.1～
		年月日	1996.7.18	1997.9.16	2005.9.6	2020.12
日最大 1 時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1～
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	2020.12
	延岡	降水量	82.7	81.5	80.0	1961.6～
		年月日	1963.10.25	2016.9.20	2000.7.27	2020.12
	都城	降水量	96.5	88.0	76.5	1942.6～
		年月日	2012.7.22	2016.9.20	2008.8.5	2020.12
	油津	降水量	89.5	84.0	77.5	1949.1～
		年月日	1981.9.25	1974.9.26	1970.7.3	2020.12

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって宮崎県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、従って被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア 台風の経路別にみた宮崎県の暴風の特性

台風の経路により宮崎県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

(イ) 台風の進路で異なる宮崎県の暴風

宮崎県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと下表のとおりである。これによると

- a 九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・・・風速 30m/s 前後から 40m/s 弱で最も強い。
- b 九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・・・風速 20m/s 前後で①次ぐ。
- c 九州東方海上を通過したもの(東方型)・・・・・・・・風速 20m/s 以下で最も弱い。

表 1-13 台風の経路別風速表(宮崎地方気象台観測)

上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 20. 9. 17	枕崎台風	SSE 39. 2
29. 9. 7	台風第 13 号	S E 35. 2
30. 9. 30	台風第 22 号	SSE 32. 6
39. 9. 24	台風第 20 号	ESE 29. 2
44. 8. 22	台風第 9 号	S E 29. 2
平成 5. 9. 3	台風第 13 号	S E 27. 4

西方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 24. 7. 17	フェイ台風	ESE 20. 1
25. 7. 20	グレイス台風	S E 18. 0
31. 9. 10	台風第 12 号	SSE 18. 8
32. 8. 19	台風第 7 号	ESE 22. 0
平成 1. 7. 27	台風第 11 号	E 20. 4
5. 8. 10	台風第 7 号	ESE 17. 5
17. 9. 6	台風第 14 号	ESE 21. 1

東方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 36. 9. 16	第 2 室戸台風	W 19. 7
38. 8. 8	台風第 9 号	N E 18. 0
54. 9. 30	台風第 16 号	N 17. 3
平成 2. 9. 29	台風第 20 号	N E 17. 0
15. 8. 8	台風第 10 号	N E 15. 9
16. 10. 20	台風第 23 号	NNE 16. 9

(統計期間：1945～2008 年)

(イ) 宮崎県の暴風の状況と台風的位置との関係

- a 西方型・・・宮崎の暴風(「10m/s 以上の風」)以下同(じ)は台風が北緯 25° 付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したところ観測される。
- b 上陸縦断型・・・暴風の始まりは北緯 28° 付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30° 線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。
- c 東方型・・・暴風は、台風が北緯 27° 付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯 31° ～32° 付近で観測される。

イ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また、台風の経路により宮崎県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

(ア) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- a 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- b 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- c 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときや、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(イ) 宮崎の降雨状況と台風的位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23～25° 付近に達したところ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約 600km の距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

7 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、次表のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量 200mm で、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm 以上になると、床上浸水等の被害が発生するようになる。ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表 1-1 総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200mm 以下	なし	なし	少	少	なし
300mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350mm 以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

8 被害想定

この計画の樹立にあたっては、宮崎県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定して策定した。

(1) 台風 13 号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日 平成 5 年 9 月 2 日
 最大瞬間風速・風向 57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 404.0mm（えびの）
 死傷者 145 名
 家屋全半壊流出 385 戸
 一部損壊 33,444 戸

(2) 台風 12 号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日 昭和 29 年 9 月 13 日
 最大瞬間風速・風向 38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 1,265.6mm（渡川）
 死傷者 129 名
 家屋全半壊流出 2,430 戸

(3) 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

来襲年月日 昭和 20 年 9 月 17 日
 最大瞬間風速・風向 55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 550.4mm（神門）
 死傷者 565 名
 家屋全半壊流出 33,944 戸

(4) 台風 19 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日 平成 9 年 9 月 15 日
 最大瞬間風速・風向 36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 927.0mm（神門）
 死傷者 12 名
 家屋全半壊流出 13 戸
 床上浸水 2,486 戸

(5) 台風第 14 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日 平成 17 年 9 月 6 日
 最大瞬間風速・風向 43.1m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 1,321mm（神門）
 死傷者 13 名
 家屋全半壊流出 4,517 戸
 床上浸水 1,405 戸

9 震災対策に対する基本的考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、宮崎県においては、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、これを踏まえて、平成18年度に再度、日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

宮崎県では、これを受けて県としての最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを実施し、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる県の被害想定を行った。その後、令和2年3月に県の被害想定が改訂された。

以上のことから、県では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本としている。

なお、県内全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため、この計画を同法第5条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけている。

推進計画に定める具体的な目標及びその達成の期間については、別途、対策計画として位置付けている「新・宮崎県地震減災計画」において定めている。

10 宮崎県を取り巻く地震環境

図1-4は1993年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

図1-5は図1-4を南からみたもので熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

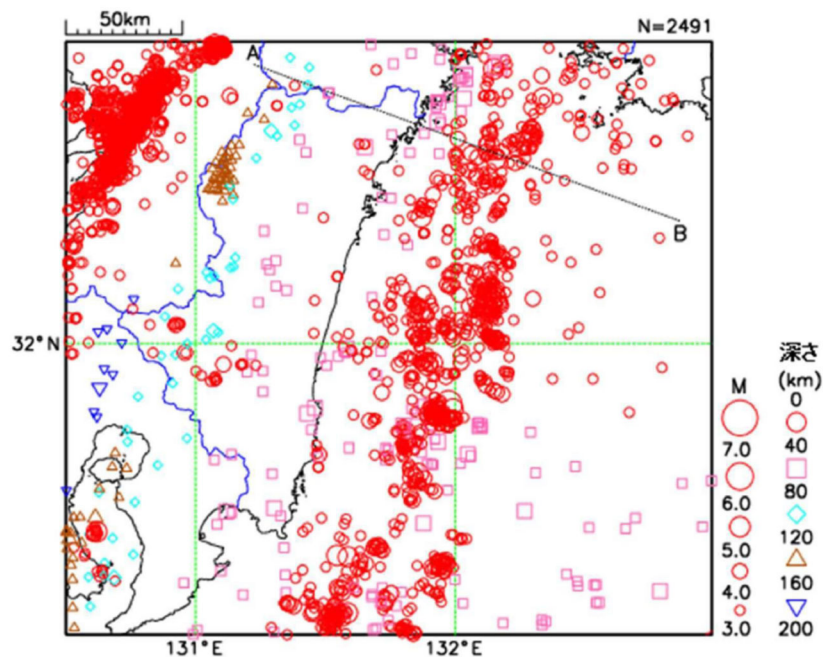


図 1-4 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ

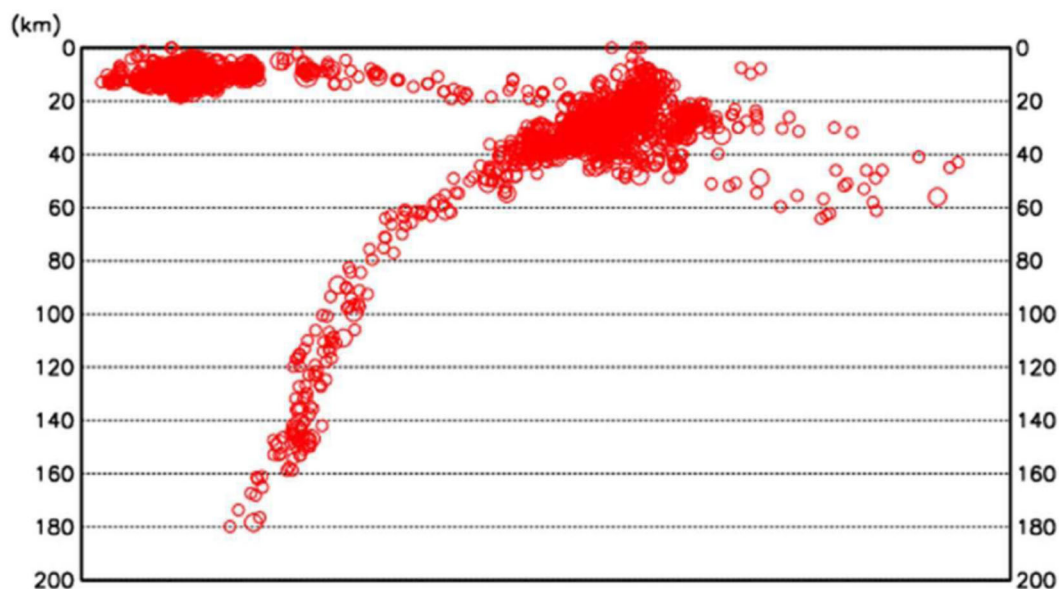


図 1-5 宮崎県を中心とした、地震の震源断面図

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7 3/4)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100~150kmほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があつて、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

表 1-25 宮崎県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地域 [地震名]	規模	被害概要
1	1662/10/31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家 3,800 戸
2	1769/ 8/29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899/11/25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903/10/11(明治 36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913/ 4/13(大正 2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929/ 5/22(昭和 4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931/11/ 2(昭和 6)	日向灘	7.1	死者 1、負傷者 29、全壊 4、半壊 10、 一部破損多数
8	1939/ 3/20(昭和 14)	日向灘	6.5	死者 1、負傷者 1、全壊 1、一部破損多
9	1941/11/19(昭和 16)	日向灘	7.2	負傷者 5、全壊 1、一部破損多数
10	1946/12/21(昭和 21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8	負傷者 5、半壊 3、家屋浸水 1,165
11	1948/ 5/ 9(昭和 23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960/ 5/24(昭和 35)	チリ地震 津波	8.5	床上浸水 168 戸、床下浸水 145 戸、 船舶被害 32 隻
13	1961/ 2/27(昭和 36)	日向灘	7	死者 1、負傷者 4、全壊 1、半壊 4、一部破損 104
14	1968/ 2/21(昭和 43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者 35、全壊 451、半壊 896、一部破損 3,597
15	1968/ 4/ 1(昭和 43)	日向灘	7.5	負傷者 15、半壊 1、一部損壊 9
16	1969/ 4/21(昭和 44)	日向灘	6.5	負傷者 2
17	1970/ 7/26(昭和 45)	日向灘	6.7	負傷者 13、道路決壊 2、山崩れ 4
18	1984/ 8/ 7(昭和 59)	日向灘	7.1	負傷者 9、一部損壊 319
19	1987/ 3/18(昭和 62)	日向灘	6.6	死者 1、負傷者 6、一部損壊 432、道路損壊、 山崩れ、崖崩れ等
20	2016/ 4/14(平成 28)	熊本県熊本地方	6.5	負傷者 8、半壊 2、一部損壊 39
21	2016/ 4/16(平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	

資料：宮崎県地域防災計画

表 1-3 昭和以降宮崎県内 震度5弱以上の地震観測表

地震の発生日	地震の発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	県内最大震度
1929/5/22(昭和4)	1:35:31	日向灘	59 km	6.9	震度5	震度5
1931/11/2(昭和6)	19:02:56	日向灘	28 km	7.1	震度5	震度5
1941/11/19(昭和16)	1:46:26	日向灘	33 km	7.2	震度5	震度5
1961/2/27(昭和36)	3:10:49	日向灘	37 km	7	震度5	震度5
1968/2/21(昭和43)	10:44:52	宮崎県南部山沿い	0 km	6.1	震度6※	震度6※
1968/4/1(昭和43)	9:42:04	日向灘	22 km	7.5	震度5	震度5
1970/7/26(昭和45)	7:41:10	日向灘	20 km	6.7	震度5	震度5
1987/3/18(昭和62)	12:36:29	日向灘	48 km	6.6	震度5	震度5
1996/10/19(平成8)	23:44:41	日向灘	34 km	6.9	震度5弱	震度5弱
1996/12/3(平成8)	7:17:58	日向灘	38 km	6.7	震度5弱	震度5弱
2016/4/14(平成28)	21:26:34	熊本県熊本地方	11 km	6.5	震度7	震度5弱
2016/4/16(平成28)	1:25:05	熊本県熊本地方	12 km	7.3	震度7	震度5強
2019/5/10(令和元)	8:48:42	日向灘	25 km	6.3	震度5弱	震度5弱
2022/1/22(令和4)	13:08:38	日向灘	45 km	6.6	震度5強	震度5強

※震源域付近の推定震度

資料：気象庁

表 1-4 日本付近で発生した主な被害地震(平成 28 年以降)

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	津波	人的被害	物的被害
平成 28 年 (2016 年) 1 月 14 日	浦河沖	6.7	5 弱		負 2	非住家公共建物 1 棟
平成 28 年 (2016 年) 4 月 14 日～	熊本県熊本地方など 平成 28 年 (2016 年) 熊本地震	7.3	7		死 273 負 2,809	住家全壊 8,667 棟 住家半壊 34,719 棟 住家一部破損 162,500 棟など
平成 28 年 (2016 年) 5 月 16 日	茨城県南部	5.5	5 弱		負 1	住家一部破損 2 棟
平成 28 年 (2016 年) 6 月 16 日	内浦湾	5.3	6 弱		負 1	住家一部破損 3 棟
平成 28 年 (2016 年) 10 月 21 日	鳥取県中部	6.6	6 弱		負 32	住家全壊 18 棟 住家半壊 312 棟 住家一部破損 15,095 棟など
平成 28 年 (2016 年) 11 月 22 日	福島県沖	7.4	5 弱	144cm	負 21	住家一部破損 9 棟
平成 28 年 (2016 年) 12 月 28 日	茨城県北部	6.3	6 弱		負 2	住家半壊 1 棟住家一部破損 25 棟
平成 29 年 (2017 年) 6 月 25 日	長野県南部	5.6	5 強		負 2	住家全壊 1 棟 住家一部破損 30 棟など
平成 29 年 (2017 年) 7 月 1 日	胆振地方中東部	5.1	5 弱		負 1	なし
平成 29 年 (2017 年) 7 月 11 日	鹿児島湾	5.3	5 強		負 1	住家一部破損 3 棟
平成 29 年 (2017 年) 10 月 6 日	福島県沖	5.9	5 弱		負 1	なし
平成 30 年 (2018 年) 4 月 9 日	島根県西部	6.1	5 強		負 9	住家全壊 16 棟 住家半壊 58 棟 住家一部破損 556 棟など
平成 30 年 (2018 年) 6 月 18 日	大阪府北部	6.1	6 弱		死 6 負 462	住家全壊 21 棟 住家半壊 483 棟 住家一部破損 61,266 棟など
平成 30 年 (2018 年) 9 月 6 日	胆振地方中東部 平成 30 年北海道胆振 東部地震	6.7	7		死 43 負 782	住家全壊 469 棟 住家半壊 1,660 棟 住家一部破損 13,849 棟など
平成 31 年 (2019 年) 1 月 3 日	熊本県熊本地方	5.1	6 弱		負 4	住家一部破損 60 棟
平成 31 年 (2019 年) 2 月 21 日	胆振地方中東部	5.8	6 弱		負 6	住家一部破損 19 棟
令和元年 (2019 年) 5 月 10 日	日向灘	6.3	5 弱		負 3	なし
令和元年 (2019 年) 5 月 25 日	千葉県北東部	5.1	5 弱		負 1	なし

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	津波	人的被害	物的被害
令和元年（2019年） 6月18日	山形県沖	6.7	6強	11cm	負 43	住家半壊 28 棟 住家一部破損 1580 棟など
令和元年（2019年） 8月4日	福島県沖	6.4	5弱		負 1	住家一部破損 1 棟など
令和2年（2020年） 3月13日	石川県能登地方	5.5	5強		負 2	なし
令和2年（2020年） 6月25日	千葉県東方沖	6.1	5弱		負 2	住家一部破損 5 棟など
令和2年（2020年） 9月4日	福井県嶺北	5	5弱		負 13	なし
令和2年（2020年） 9月12日	宮城県沖	6.2	4		負 1	なし
令和2年（2020年） 12月21日	青森県東方沖	6.5	5弱		負 1	なし
令和3年（2021年） 2月13日	福島県沖	7.3	6強		死 1 負 187	住家全壊 69 棟 住家半壊 729 棟 住家一部破損 19758 棟など
令和3年（2021年） 3月20日	宮城県沖	6.9	5強		負 11	住家一部破損 2 棟など
令和3年（2021年） 5月1日	宮城県沖	6.8	5強		負 4	なし
令和4年（2022年） 1月22日	日向灘	6.6	5強		負 13	住家一部破損 1 棟など
令和4年（2022年） 3月16日	福島県沖	7.4	6強		死 3 負 247	住家全壊 204 棟 住家半壊 4,085 棟 住家一部破損 45,335 棟など

資料：気象庁

11 想定地震と被害想定

宮崎県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのような中、国では、2011年の東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（M9クラス）の想定を行った。

宮崎県についても、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の県の対策の基礎としている。

宮崎県防災会議地震専門部会において、宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定し、さらに日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域（SMGA）を新たに配置したモデルを想定し、2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

被害想定に用いる地震動については、県内に影響の大きい2つのケースを設定している。

表 1-18 想定地震

想定ケース①	内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース 11）を用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。
想定ケース②	宮崎県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

表 1-19 被害想定（最大震度別市町村数）

想定最大震度	市町村名
震度 7 が想定される地域 （6 市 7 町）	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
震度 6 強が想定される地域 （3 市 3 町 1 村）	都城市、小林市、えびの市、三股町、綾町、美郷町、西米良村
震度 6 弱が想定される地域 （4 町 2 村）	高原町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村

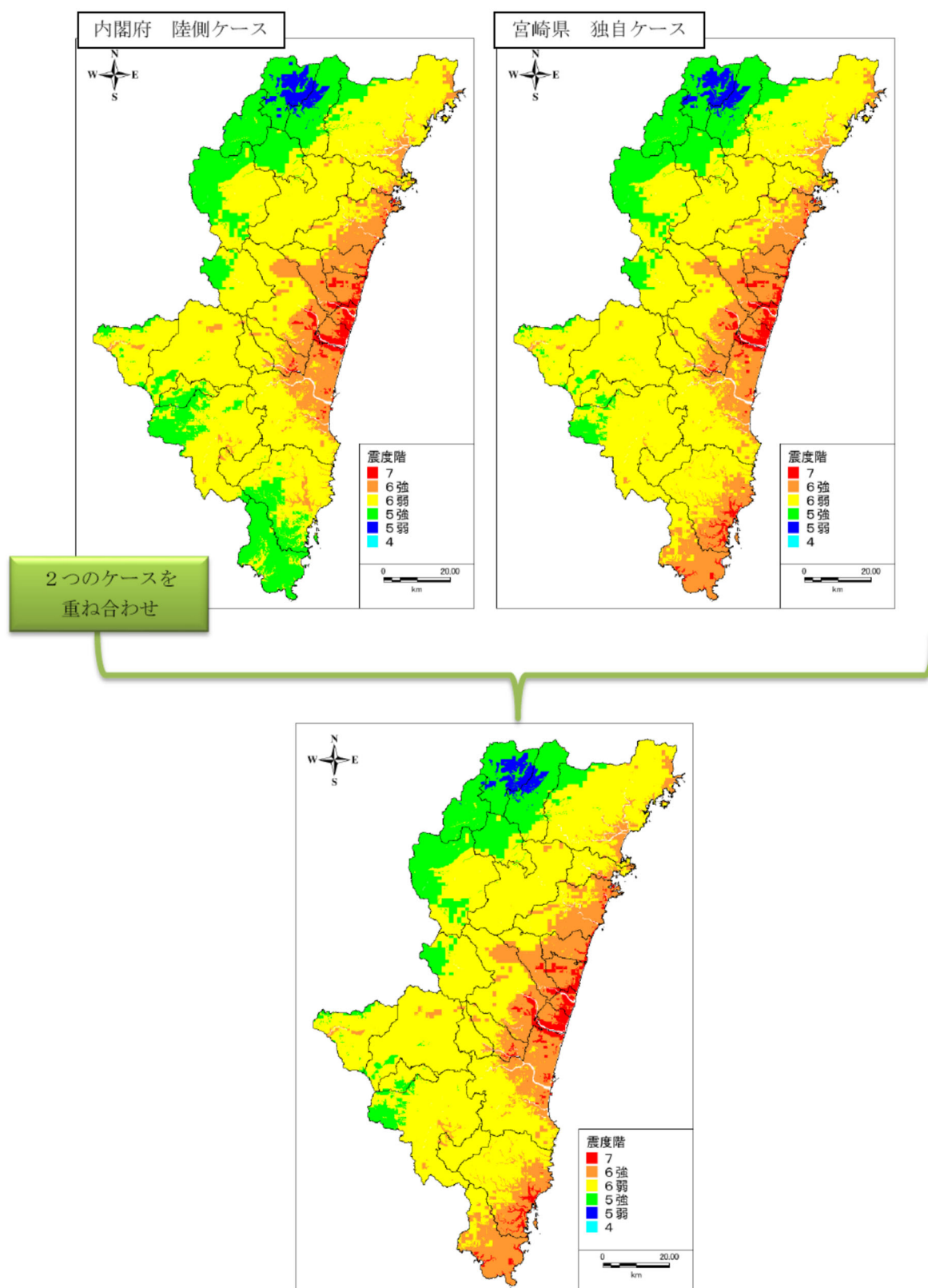


図 1-6 想定地震と被害想定分布図

12 想定される被害の概要

(1) 前提条件

ア シーン（季節・時刻）については、特徴的な3種類を設定（内閣府同様）。

イ 風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定（内閣府同様）。

ウ 津波避難ビルをはじめとする避難場所については2019年12月時点で指定されているものを設定。

エ 津波に対する避難意識については、平成30年度に実施された県民意識調査による津波避難意識を設定。

表 1-20 想定される被害の概要（シーン別）

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ※屋内滞留人口は、深夜～総長の時間帯でほぼ一定。
② 夏・昼12時	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ※木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定。 ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③ 冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

（出典）南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（2012.8）

13 主要な被害数量の想定

下表は、今回想定した地震による被害の、人命に係わる部分について市町村毎の被害最大数を示している。

表 1-2-1 想定地震による市町村被害の最大値

	最大震度	焼失棟数	人的被害		断水人口(直後)		避難者(被災1日後)			帰宅困難者数
			死者	負傷者	人口	断水率	避難者数	避難所	避難所外	
宮崎市	7	約 2,300	約 2,100	約 6,400	約 395,000	99%	約 122,000	約 77,000	約 46,000	約 14,000
都城市	6 強	約 40	約 60	約 960	約 149,000	93%	約 4,900	約 3,000	約 2,000	約 9,500
延岡市	7	約 500	約 3,300	約 2,800	約 120,000	99%	約 66,000	約 43,000	約 23,000	約 3,100
日南市	7	約 110	約 1,000	約 750	約 52,000	100%	約 16,000	約 10,000	約 5,400	約 1,600
小林市	6 強		約 10	約 180	約 38,000	88%	約 1,000	約 620	約 410	約 2,400
日向市	7	約 120	約 5,900	約 2,000	約 60,000	100%	約 37,000	約 25,000	約 13,000	約 2,400
串間市	7	約 50	約 70	約 130	約 18,000	100%	約 1,400	約 890	約 480	約 630
西都市	7	約 40	約 200	約 810	約 26,000	100%	約 9,200	約 5,500	約 3,700	約 1,800
えびの市	6 強	約 10	約 20	約 310	約 18,000	93%	約 1,100	約 690	約 460	約 1,600
三股市	6 強	約 10	約 10	約 150	約 24,000	95%	約 880	約 530	約 350	約 940
高原町	6 弱			約 30	約 7,400	83%	約 100	約 60	約 40	約 380
国富町	7	約 30	約 70	約 360	約 19,000	99%	約 3,000	約 1,800	約 1,200	約 1,400
綾町	6 強	約 10	約 20	約 120	約 6,900	98%	約 750	約 450	約 300	約 460
高鍋町	7	約 80	約 400	約 780	約 20,000	100%	約 12,000	約 7,700	約 4,400	約 1,500
新富町	7	約 20	約 250	約 530	約 18,000	100%	約 7,300	約 4,500	約 2,800	約 1,100
西米良村	6 強			約 10	約 590	84%	約 20	約 10	約 10	約 100
木城町	7	約 10	約 60	約 200	約 4,900	100%	約 2,100	約 1,300	約 850	約 430
川南町	7	約 20	約 520	約 770	約 15,000	100%	約 5,900	約 3,600	約 2,300	約 860
都農町	7	約 30	約 250	約 320	約 10,000	100%	約 3,200	約 2,000	約 1,300	約 530
門川町	7	約 30	約 1,000	約 450	約 18,000	100%	約 13,000	約 8,300	約 4,200	約 690
諸塚村	6 弱			約 10	約 590	83%	約 40	約 20	約 20	約 90
椎葉村	6 弱			約 10	約 620	83%	約 50	約 30	約 20	約 90
美郷町	6 強		約 10	約 70	約 4,700	94%	約 270	約 160	約 110	約 420
高千穂町	6 弱				約 4,400	38%				約 460
日之影町	6 弱				約 1,300	50%	約 10	約 10		約 220
五ヶ瀬町	6 弱				約 1,700	60%	約 10	約 10		約 130
合計		約 3,400	約 15,000	約 18,000	約 1,034,000	97%	約 307,000	約 196,000	約 112,000	約 46,000

地域防災計画を策定する上では、想定地震により可能性のある最大被害を目標とするものとする。

発災後、様々な状況が想定されるが、阪神・淡路大震災の例に見るように、発災直後の対応が人命に係わる重要な要素である。このため表 1-2-1 では、発災直後の対応として重要な項目について集計したものである。

ただし、県の被害想定値は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持つてみる必要がある。

そのため、被災中心市町村ではここで示した必要量が生じる可能性があるが、周辺市町村ではここに記述した数量については一つの目安と考え、他県を含んだ、県、市町村の協力体制を確立するものとする。

14 噴火災害の想定

噴火災害の想定は以下のとおりである。

(1) 予想される噴火

霧島山火山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなかを想定することは困難である。特に霧島山火山は多数の火口を持っており、その中には単成火山（一回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。さらに、4,600年前には山麓で爆発的な噴火が発生し御池が生じたように、山麓でも大きな噴火が発生するおそれがある（ただし、御池のような活動は霧島山火山の30万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは2箇所(回)と発生頻度は非常に少ない）。

このように、現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、現段階では、現存火口以外からの噴火を想定した効果的な火山災害対策計画を策定することは困難である。

一方、歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、これに対する火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる1235年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢のいずれかとする。

霧島山火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会において、霧島山火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、1235年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成19年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

表 1-2-2 想定噴火の概要

想定規模	中～大規模噴火（概ね1回／200年）	小規模噴火（概ね1回／20年）
噴火様式	プリニー式噴火準プリニー式噴火	ブルカノ式噴火 水蒸気爆発・マグマ水蒸気爆発噴火
噴火規模	VEI（火山爆発指数）＝2～4 1235年の御鉢での噴火規模。 ただし、火砕流の規模は1716～1717年の 新燃岳噴火で発生した火砕流の規模。	VEI＝0～1
噴火場所	硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の4火口。 ただし、この他の地域からも噴火の可能性はある。	
災害要因	噴石、降灰、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山泥流（火口湖決壊型）、山体崩壊、降灰後の降雨による土石流、空振、火山ガス、地すべり・斜面崩壊	

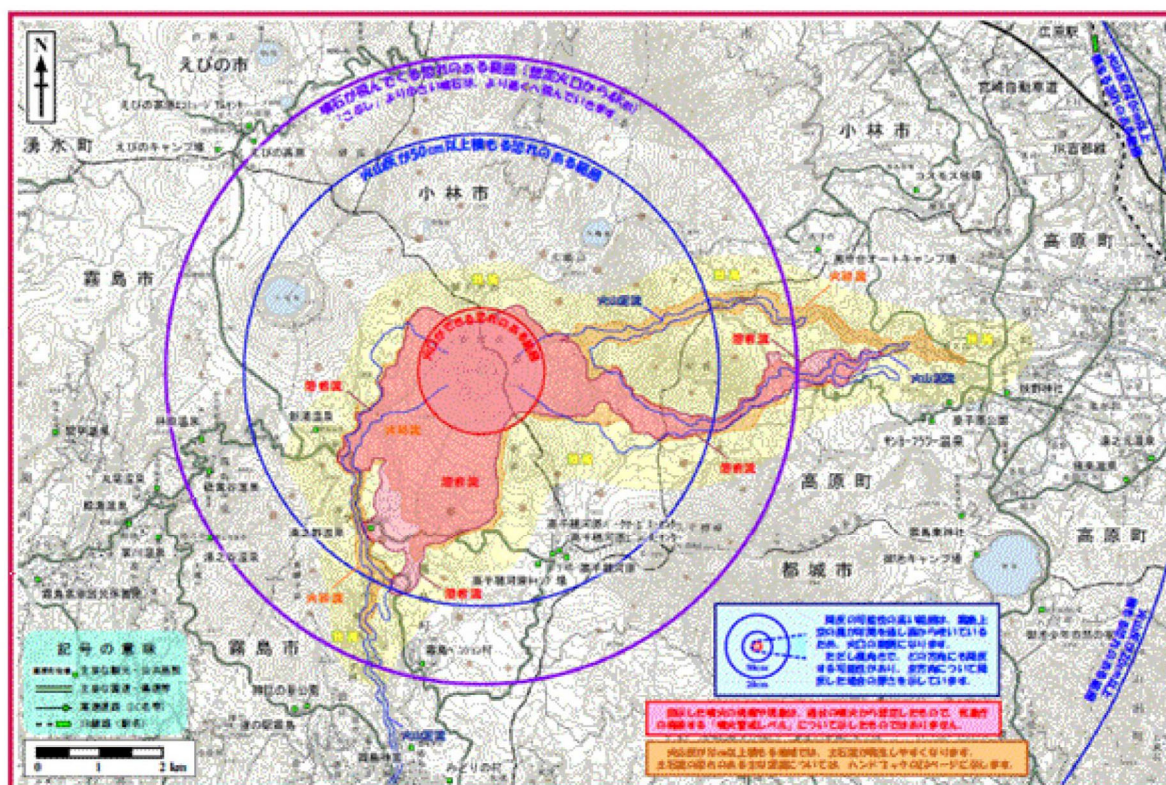
(2) 火山災害危険区域と災害の予測

火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁防災局，平成4年）に基づき検討した条件をもとに、霧島山火山噴火災害予測調査検討委員会が予測した火山災害危険区域を次図に示す。この条件である霧島山火山が大規模噴火（1235年噴火程度）した際に予想される宮崎県における被災地域及び災害状況を下表に示す。

表 1-2-3 霧島山火山の噴火で予想される被災地域と災害状況

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
噴出岩塊	人間や家畜が死亡したり、車両、建物、道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。 噴火口から4kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。	爆発的な噴火と同時に噴出される
降下火砕物	直径十数cmの降下火砕物が直撃すると、人間や家畜が死亡したり、車両に被害が生じる。また、降下火砕物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。 風下側に20kmで20cm以上堆積し、九州自動車道や宮崎自動車道をはじめ、周辺の交通機関にも影響が生じる。特に、霧島山火山上空は偏西風の影響で西風が卓越しており、霧島山火山の東側に火砕物が降下する可能性が高い。	粒径が大きな火砕物は早い時間で降下する。細かいものは遠くに飛散し、ゆっくりと降下する。
火砕流	火砕流の本体が流下、堆積したところでは建物、樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。また、本体から500m外側の範囲でも熱風の影響を受け、火災が発生する。霧島山火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石等が溢れ出ることで発生するものと考えられている。	時速100km以上で流下し、数分で山麓に到達する。
溶岩流	溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。 溶岩流は地形的低所に沿って流下する。	火山口から数時間から数日で山麓に到達する。
泥流・土石流	泥流・土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。霧島山やその周辺地域の山地で、上流域に多量の降下火砕物が堆積したところや非溶結の火砕流が堆積した河川で発生する危険が高い。	噴火後数年間、小雨時でも発生する。時速40km程度で流下する。
空振	窓ガラスの破損等の被害が生じる。 被害は、100km離れた地域に及ぶこともある。	爆発的な噴火に伴って発生する。
山体崩壊	噴気活動や地震にともなって発生するもので火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。	爆発的な噴火あるいは、地震に伴って発生する。
地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発	温泉・火山ガス噴気帯では、熱水によって地盤が変質し、地すべりが発生しやすくなっている。また、噴気帯からは、有毒な火山ガスが噴出しており、気象条件によっては人体に影響を及ぼすことがある。さらに、このような噴気帯において、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。	日常的に発生するおそれがある。

【新燃岳】



【御鉢】

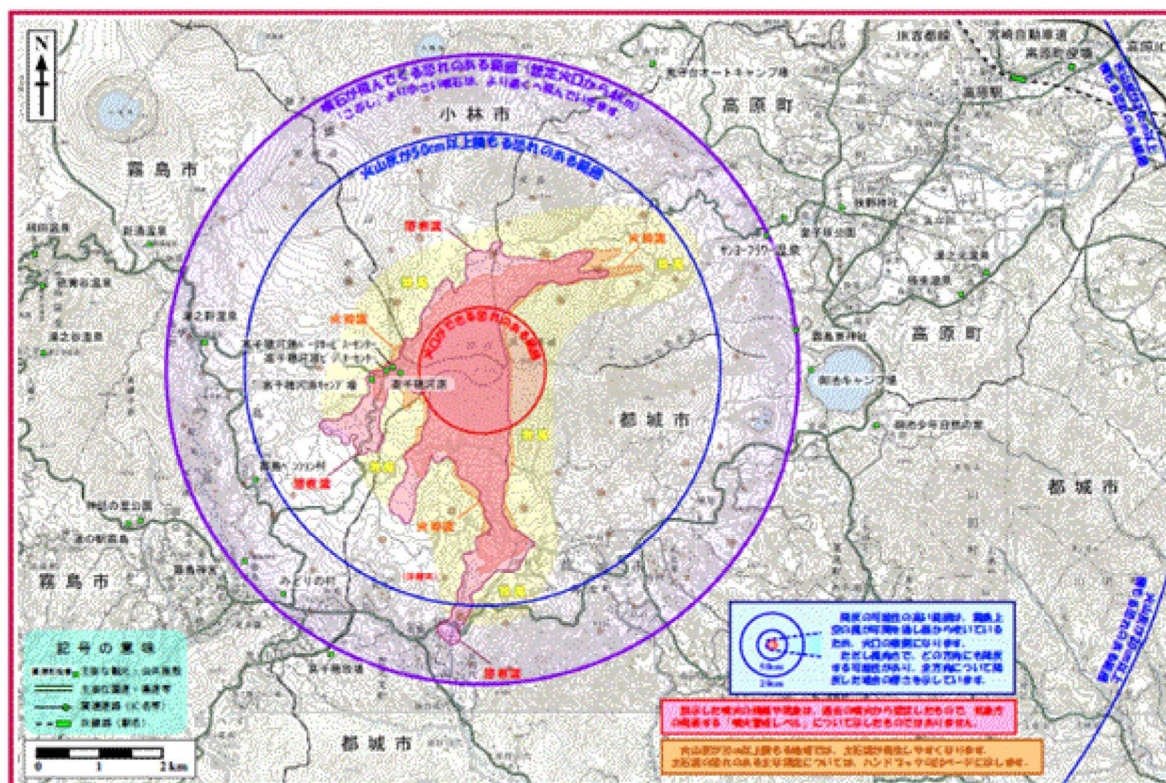
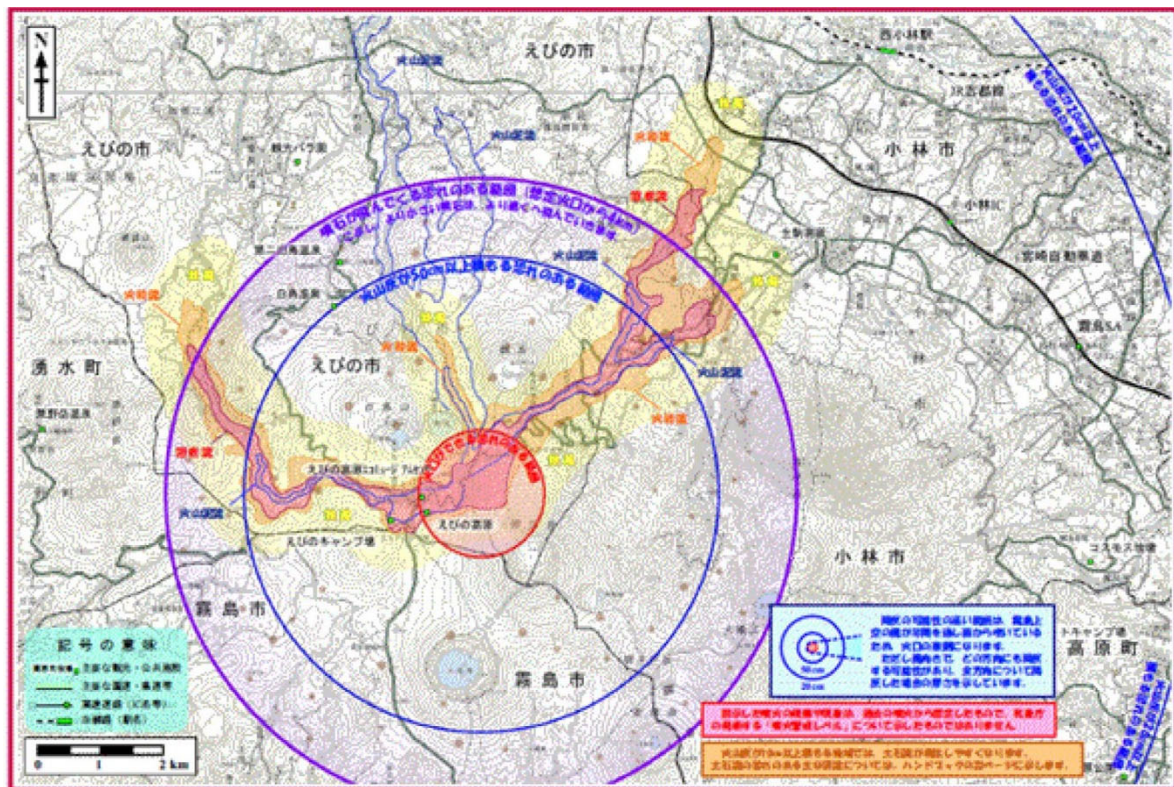


図 1-7 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：新燃岳・下：御鉢）

【えびの高原周辺】



【大幡池】

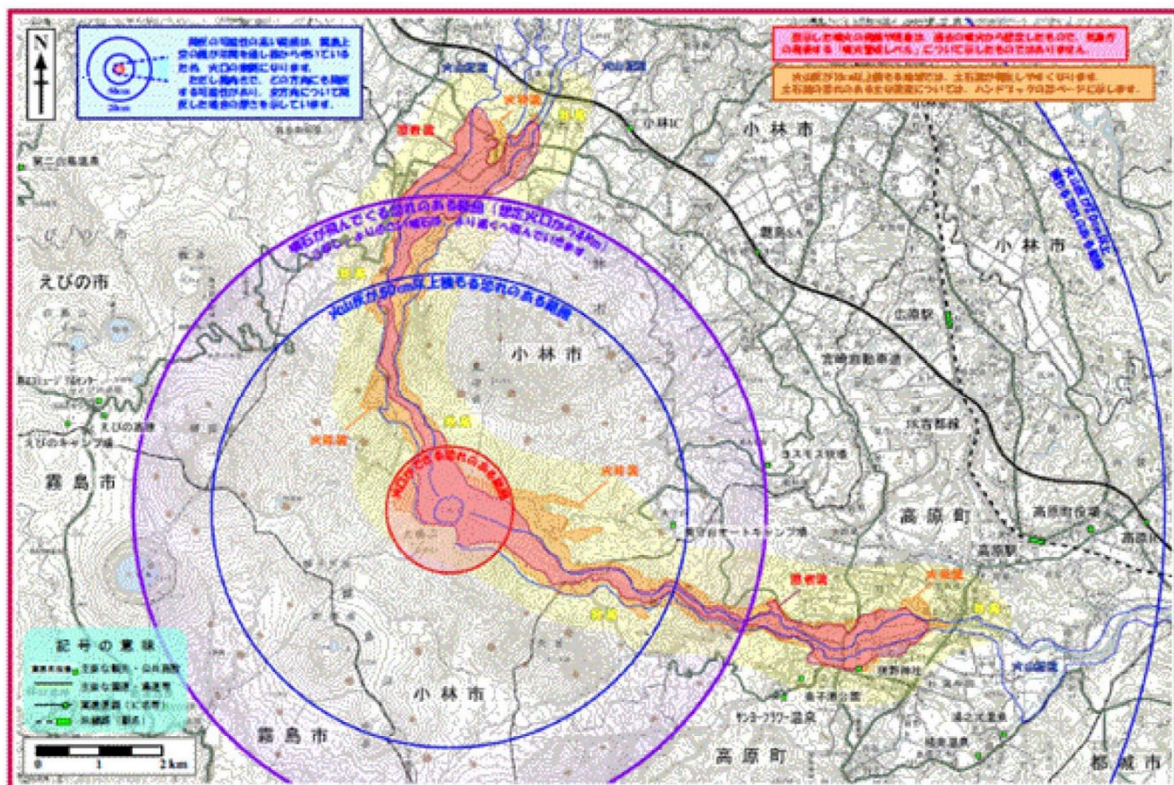


図 1-8 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：えびの高原周辺・下：大幡池）

第 2 編 風水害対策(基本)編

第1章 風水害予防対策計画

第1節 風水害に強いまちづくりの推進

町は、地域の特性に配慮しつつ、治山、治水事業等を総合的、計画的に推進するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等、風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 河川はん濫に伴う浸水想定区域における対策

- (1) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (2) 町は、九州地方整備局及び県による浸水想定区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内または主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの名称及び所在地について定めるものとする。
- (3) 町長は、町地域防災計画において、主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 町長は、町地域防災計画において、定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内等及び主として要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 県による土砂災害警戒区域の指定があったとき、町は町地域防災計画において、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発表及び伝達に関する事項、避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内等の主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地を定めた場合、利用者が円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予防及び警報の伝達について定めるものとする。
- (3) 町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次による。

(1) 危険箇所の調査

町は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておく。

(2) 危険箇所

ア 土石流危険渓流等

町は、関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、住民への周知を図る。

なお、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地については、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

イ 地すべり危険箇所等

町は、関係機関と連携を図り、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、住民への周知を図る。

なお、地すべりを起こしている区域または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、または誘発するおそれの極めて大きい地域については主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所等

町は、関係機関と連携を図り、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等を調査・把握し住民への周知を図る。

なお、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及び崩壊の助長または誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域については、知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

エ 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を推進する。

オ 河川災害危険区域

水防管理者（町長）は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているときまたは指定河川について水防警報が発せられたとき等には、危険区域内の堤防等の巡視を行うなど監視体制を強化する。

カ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川のはん濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、標示を行うとともに、職員は定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、防災上緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止めの措置を行い、被害の未然防止に努める。

キ その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、小林土木事務所、警察等防災関係機関等と連携して、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域住民の代表者等の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 災害危険箇所の内容を住民に十分に認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 町独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、その結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る指定一般避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により、地域住民に周知する。

- (ア) 災害危険箇所、指定一般避難所、避難路及び避難方法を明示・位置付ける。
- (イ) 災害危険箇所の他、指定一般避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配付
- (ウ) 広報紙、町のホームページ、ポスターやパンフレット等により、また、区長、地区公民館長等を通じて周知を図る。

(4) 危険区域の調査結果の周知

県及び町は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施するものとする。

また、県及び町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

加えて、県及び町は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

4 山地災害対策

山地災害対策は、次による。

(1) 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林野治第520号林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、崩壊土砂流出、地すべりの危険性があり、人家または公共施設に直接被害を与えるおそれがある地区をいう。

(2) 対策

ア 山地災害危険地区の周知

県は、市町村等と連携し、地域の安全・安心を確保するため、住民への山地災害危険地区の周知徹底に努める。

イ 治山事業の推進

県は、集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業の推進に努める。

5 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次による。

(1) 防災建築の促進

ア 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進する。

イ 公営住宅

公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行い、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ 地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると町長が認める地域内に居住している住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築または建築基準法第9条または第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転または改築の命令の予告通知を受けた者（第9条による場合は本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する住宅の新築または改良については、その経費について、住宅金融公庫の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う住民に対しての事業を検討していく。

6 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 道路施設の安全性の向上

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

2 道路ネットワークの確保

- (1) 緊急輸送道路については、常に整備を図り、円滑な道路交通の確保に努める。
- (2) 防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- (3) 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備する。

3 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地、物資集荷場及び情報基地として機能する拠点施設の整備に努める。

第3節 ライフライン施設の機能確保

電力、電話、ガス、水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な安全化を進めるものとする。

1 水道施設の整備

水道施設が災害によって被害を受けると飲料水や生活水の確保、消火や医療活動等に大きな影響を及ぼす。そこで、水道施設については、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水施設への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムの構築に努めていく。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の耐震化
- (4) 安全性の高い水道システムの構築
- (5) 給水の安全性の確保

2 環境衛生施設の整備

生活排水処理施設の整備については、農業集落排水施設などの計画的な更新を進める。また、整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水処理率100%を目指していくが、その際は、施設の安全点検や安全性の確保には特に留意する。さらに、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう高原町上下水道BCP策定等を行い、対応を図る。

3 ガス施設

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

4 電力施設の整備

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力株式会社等電気事業者の計画によるが、町もこれに協力する。特に、災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対してパンフレット、チラシ等による広報活動を行い、予防に心がける。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに電気事業者に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

- (5) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

5 通信施設の整備

通信施設の災害予防措置については、西日本電信電話株式会社等通信事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

第4節 災害発生直前における体制の整備

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

1 警報等の伝達体制の整備

町は、宮崎地方気象台、県危機管理局等関係機関との連携を密にして、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるよう体制の整備に努める。

降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断される時は、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

緊急を要する事項については、災害時優先電話（本編第2章第4節参照）をもって行うものとする。

2 避難誘導體制の整備

風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難収容体制を整備しておく。

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

避難収容体制の整備については、本編第1章第10節によるほか、本節の定めるところによる。

(1) 避難対象地区の指定

過去の風水害の履歴や災害危険区域等地域の実情から判断して、台風・豪雨等による浸水やがけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに指定緊急避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

(2) 避難計画の整備

地域の実情を踏まえ、次の事項について明記した避難計画の整備に努める。

ア 災害危険箇所の概況

被災する危険性がある地区の世帯数・人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者や福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法

町防災行政無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ 指定一般避難所・避難路

構造や立地条件等、安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難誘導を行う体制について定める。特に、地域の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 要配慮者対策

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、消防団、自主防災組織、町社会福祉協議会等の協力を得ながら、平時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

(4) 避難指示、緊急安全確保の基準の明確化

町長は、原則として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分けて避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する重要変更情報、土砂災害発生予測情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進める。

一般的な基準は、次のとおりである。

ア 高齢者等避難

(ア) 次の警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき

大雨警報、暴風警報、洪水警報

(イ) 河川水位が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき

(ウ) 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害発生予測情報等により、土砂災害発生の危険性が高くなったと判断されるとき

(エ) その他、諸般の状況から高齢者等、避難に時間を要する住民の早期避難を要すると認められるとき

(オ) 避難準備を要すると認められるとき

イ 避難指示等

(ア) 河川水位が特別警戒水位に達し、または危険水位に達すると予想され、洪水のおそれがあるとき

(イ) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき

(ウ) 土砂災害等により著しい危険が切迫しているとき

(エ) 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害発生予測情報等により、土砂災害発生の危険性が著しく高くなったと判断されるとき

(オ) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

(カ) その他、人命保護上避難を要すると認められるとき

(5) 指定一般避難所・避難路の安全確保

指定緊急避難場所の指定や指定一般避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行うとともに、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

また、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のように危険区域ごとに伝達系統や伝達体制をあらかじめ整備しておく。

ア 町防災行政無線、電話等を通じ伝達する。

イ 区長及び消防団等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレンをもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ等を利用し伝達する。

カ 登録型メール配信サービス等を利用し伝達する。

(7) 自主避難体制の整備

住民が、気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における自主避難を円滑に行えるよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する周知・指導に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、住民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう日常的に徹底を図る。

3 災害未然防止活動体制の整備

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検や応急的な復旧等のための体制の整備、必要な資機材の備蓄を行う。また、水防管理者は、平時から水防活動の体制整備を図っておく。

(2) 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。

(3) 水防施設等の整備

町は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫またはその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておく。

4 水防活動体制の整備

町は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (1) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (2) 平時における河川、道路等の水防対象箇所の巡視
- (3) 河川ごとの水防工法の検討
- (4) 居住者への立退の指示体制の整備
- (5) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (6) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (7) 水防機関の整備
- (8) 水防計画の策定
- (9) 水防協議会の設立・運営
- (10) 水防訓練の実施

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作等の習熟に努める。また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図るものとする。

1 通信施設の整備対策

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するため、町防災行政無線等の適正な活用を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 関係機関、団体、住民組織等の協力も得て実施する。
- (2) あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておき、毎年、円滑な情報収集機能の確保を図るための訓練を実施する。
- (3) パソコンネットワーク等の整備、活用を図る。
また、指定一般避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。
さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む。）、SNS（LINE、FACEBOOK等）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。
- (5) 災害の状況に応じて必要と認められる場合は、アマチュア無線局の応援を得て、情報の収集等を図る。

3 情報の整理

平時より、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知を図る。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努め、さらに、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等により災害危険性の周知等に生かすものとする。

4 データの共有

町は、気象、水防、砂防、道路等の防災に関するデータを県や関係機関と相互に送受信し、共有する体制の整備に努める。

5 情報伝達体制の整備

町は、国（宮崎地方気象台、九州地方整備局）、県及び関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報の提供について、報道機関や防災行政無線等により一般への提供体制の整備を図る。その際、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達体制の整備を図る。

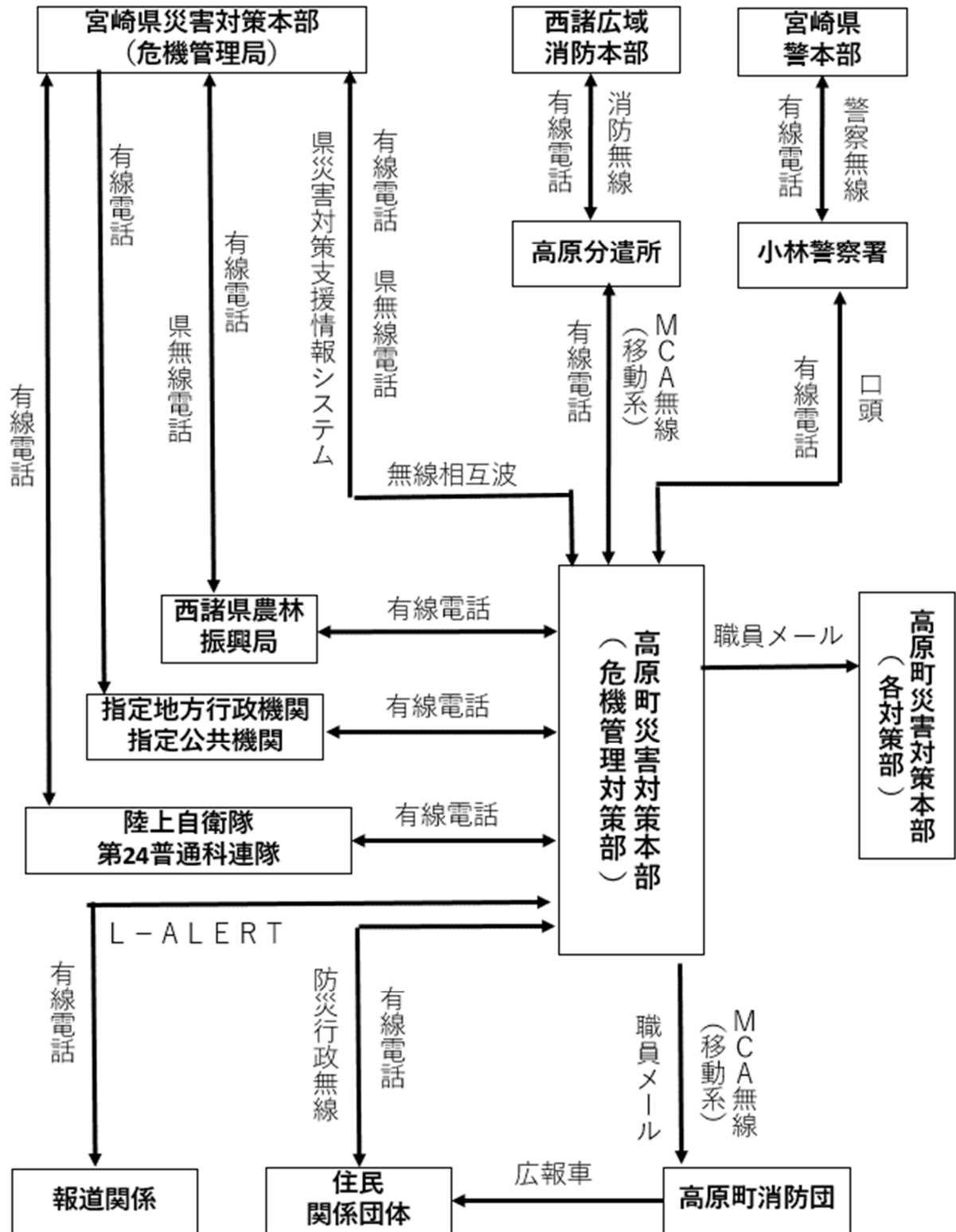


図 2-1-1 高原町における通信利用系統図

第6節 活動体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進する。

また、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 組織体制の整備

町は、地域防災計画に基づき、防災関係機関との協力体制の整備を図る。

2 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、高原町災害時職員初動マニュアルを作成・配付し、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等を事前に検討しておく。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、あらかじめ情報連絡体制を整備しておく。

(4) 訓練による周知徹底

職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うことを目的とした訓練を行う。

(5) 災害時職員初動マニュアルの作成

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害時職員初動マニュアルを作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

また、迅速に災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日ごろから指導を徹底する。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活動できるような仕組みを平時から構築することに努める。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4 広域応援体制等の整備充実

(1) 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備

平時から宮崎県市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、その体制の整備と充実に努める。

(2) 自衛隊との連携体制の整備

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう、町は、自衛隊と平時から情報連絡体制を含めた連携体制の充実・強化を図る。

5 緊急時ヘリポートの確保

(1) ヘリポートの選定

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリポートを選定しておく。

(2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県や自衛隊等が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

6 アクセス整備

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するため、地域防災計画等の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第7節 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力及び救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民等による初期消火、救出及び応急手当能力の向上を図る。

1 消防力の充実強化

(1) 組織及び消防力

組織及び消防力の状況は、資料編のとおりである。

(2) 消防施設・設備の強化と保全

- ア 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。
- イ 火災の場合の消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。
- ウ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実・強化を図る。

(3) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在である。消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図る。

(4) 総合的な消防計画の策定

災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

(5) 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の推進を図る。

2 消防水利の確保

町は、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

消防水利の不足または道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、高原病院等への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 通信体制の整備
- イ 効果的な救急体制の確立
- ウ 医療機関との連携強化
- エ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

- ア 消防団を中心に救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
- イ 町は、大規模・特殊災害に対応するため、関係機関との連携を強化する。
- ウ 消防団等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

4 初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者等の把握

町社会福祉協議会と連携し、町内の要配慮者等を把握しておく。とりわけ寝たきり高齢者、ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、防火及び避難等の指導を行う。

(2) 初期消火力の向上

消防団、自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、消防団、自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出資機材の整備

町は、火災現場からの救出などに役立つ救出資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、自主防災組織等が行う地域の取組みを支援する。

イ 救助訓練

応急手当は、救命上極めて重要であることから、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を中心として行われる救助訓練の指導助言に当たる。

- ウ 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を検討する。

第8節 医療救護体制の整備

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じるほか、交通、通信網、電気、水道等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが予想される。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要があり、県と連携を図りながら、医療救護体制の整備を積極的に推進する。

1 医薬品、医療資機材の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平時から指定一般避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄するよう努める。また、高原病院等医療機関とも連携して、備蓄体制を整備する。

2 医療体制等の整備

(1) 町は、高原病院等医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。

また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施するよう努める。

(2) 多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

3 災害拠点病院との連携

重篤患者など町内及び近隣の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている次の災害拠点病院との連携体制を整える。

(1) 地域災害拠点病院（西諸）：小林市立病院

ア 被災地からの重症傷病者の受入れ

イ 傷病者の広域搬送

ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣

エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

(2) 基幹災害医療センター：県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院

ア 地域災害拠点病院を更に強化した機能

イ 要員の訓練、研修機能

4 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第9節 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が予想される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

1 交通確保体制の整備

表 2-1-2 交通規制の実施責任者及び整備方針

区 分	実 施 責 任 者	範 囲	整 備 方 針
道路管理者	町長 (町道) 知事 (指定区間を除く 国道及び県道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、または発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	(1) 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (2) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 (3) 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 (4) 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

3 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合、宮崎県（危機管理局）、宮崎県警察本部へ出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(3) 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

4 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、緊急輸送路線やヘリポート及び災害時の救援物資や資機材等の集積地を指定しておく。

5 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と協議の上、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

(2) 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第10節 避難収容体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容・保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、指定一般避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行う。

1 避難体制の整備と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

次の事項に留意して、避難体制を整備するとともに、指定一般避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。

ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法

イ 避難所等（指定緊急避難場所及び指定一般避難所）の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難所等への経路及び誘導方法

エ 指定一般避難所（指定福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）飲料水の供給

（イ）炊き出しその他による食品の供給

（ウ）被服寝具その他生活必需品の給与

（エ）負傷者に対する応急救護

（オ）要配慮者に対する介助等の対応

オ 指定一般避難所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序の保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）避難誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

地域の実情から判断して、河川のはん濫等による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

指定一般避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、指定一般避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておく。マニュアル等の作成にあたっては、住民の自治による指定一般避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮する。

(4) 避難者の受入れ

指定緊急避難場所や指定一般避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 指定緊急避難場所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害の想定等に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町と調整を行うよう努める。

(2) 指定一般避難所の指定

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として、避難所等（指定緊急避難場所及び指定一般避難所）を指定する。

指定一般避難所については、次の事項を考慮して指定する。

ア 指定一般避難所の指定にあたっては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。

イ 指定一般避難所として指定する施設は、原則として耐火、鉄筋構造等の安全性を備えた地区公民館・集会施設、学校等の公共施設とする。

また、スロープの設置やバリアフリー化等についても留意する。

なお、学校を指定一般避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等と調整を図る。

ウ 指定一般避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

(3) 避難路の確保

避難所等に至る避難路を確保するため、従来の改良、舗装道路環境整備事業等に防災性を付与し、整備の推進を図る。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずる。

(4) 商店街、観光地における避難所等の確保

多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難所等及び避難路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難所等の広報と周知

住民が的確な避難行動をとることができるよう、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・パンフレット等を活用して、避難に関する広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

指定緊急避難場所の指定を行った時点で、広報紙等により、地域住民に対し次の事項についての周知徹底を図るとともに指定一般避難所として指定した施設については、住民に分かりやすいよう指定一般避難所の表示をしておく。

- ア 指定一般避難所等の名称
- イ 指定一般避難所等の所在位置
- ウ 指定一般避難所等への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

住民に対し、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、道路の混雑が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 指定一般避難所の運営管理の知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定一般避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定一般避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(4) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を踏まえて、土砂災害危険箇所図を作成するなど、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所の巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 指定一般避難所の安全性の確保

平時より建物の安全性の確保を積極的に推進し、指定一般避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や改築等の検討を図る。

(2) 指定一般避難所の備蓄物資及び設備の整備

応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の確保に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や要配慮者にも配慮した避難所生活に必要な資材や設備の整備に努める。

また、要配慮者に対応するため、伝達事項の掲示板の設置や出入口の段差解消のスロープ等の整備に努める。なお、これらの実施にあたっては、施設管理者等の理解を得た上で実施する。

また、指定一般避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、各事業者との協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。

停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

さらに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る指定一般避難所運営ガイドライン(R2.5.29)」などを参考に、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、民間宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、指定一般避難所に収容され保護を受けることとなるが、指定一般避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自力では住宅を確保することのできない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

(1) 建設用地の選定

ア 応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し、その確保に努める。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、公有地、企業等の民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

(2) 立地条件の配慮

建設用地は、水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所を選定する。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方など、用地の利用関係について明確にしておく。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要に応じて建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要に応じて建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設できるよう整備しておく。

イ 指定一般避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間アパート等の借り上げ等も検討しておく。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、要配慮者など、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮したものとする。

第11節 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料や物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

計画推進にあたっては、最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、住民自らが行うことを基本としつつ、次の事項に留意した公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

1 備蓄方法

(1) 指定一般避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、指定一般避難所、公共施設等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

(3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、指定一般避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者に配慮した物資の供給に配慮する。

2 防災拠点以外での備蓄

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

住民が、各家庭や職場で、平時から3日分（可能な限り1週間分程度）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や地区公民館・集会施設等を通じて啓発を図る。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分相当の備蓄に努める。

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

宮崎県備蓄指針（平成28年12月1日）に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し、円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 町は、必要に応じて、被災者に食品の供給が図られるよう、宮崎県備蓄基本指針に基づき、次の事項に留意し、その備蓄と供給体制の整備に努める。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・病弱者・食物アレルギー等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても備蓄に努める。

(ウ) 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、九州農政局宮崎地域センター、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。

イ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備蓄するよう指導する。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

ア 指定一般避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄（水の缶詰・ペットボトル等）による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等による供給体制の整備に努める。

イ 応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

(ア) 初めの3日間	3ℓ／人日
(イ) 4日目から7日目まで	20ℓ／人日
(ウ) 8日目から14日目まで	100ℓ／人日
(エ) 15日から28日目まで	250ℓ／人日
(オ) 29日目以降	通常通水

ウ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

エ 各家庭及び住民に対して、10ℓ～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくよう指導する。

オ 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。また、緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

カ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 供給体制の整備

町は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。また、災害発生時の物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

ア 指定一般避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなどして流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、要配慮者にも配慮した物資の給（貸）与に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

(ア) 寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

(イ) 外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

(ウ) 肌着

男女下着、子供下着等

(エ) 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

(オ) 食器、日用品

食器・はし・皿、せっけん、歯みがき、洗口剤、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、生理用品、紙オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マスク、手指消毒液、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

(カ) その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が日常生活に必要となる前記(1)エに掲げる品目を備えるよう指導する。

第13節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、町、県及び防災関係機関等の中で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線整備の推進

町が使用する防災行政無線には、次の2種類があるが、同報系無線を中心に整備を図る。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し町役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：災害情報等を町役場から屋外拡声器や戸別受信機により、住民に周知する通信システム

住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないよう、防災行政無線の維持管理を推進する。

(2) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系のほか、有線系や携帯電話も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、対応方針を定めておく。

また、広報にあたっては、県等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

(1) 広報窓口の明確化

取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を整備する。

(2) 放送要請の事前確認

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ住民に対して的確な情報を提供できるよう次の体制を整えておく。

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できる体制の整備を図る。

(2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られる体制の整備を図る。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話の「災害用伝言板」の活用に関する知識の普及に努める。

第14節 要配慮者安全確保体制の整備

近年の災害では、要配慮者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。このため、高齢化や国際化の急速な進展を迎え、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平時から地域における要配慮者等の安全確保体制の整備に努める。

1 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設の管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

関係機関との通信手段の確保・整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等にあって地域住民の協力が得られるよう、地域やボランティア組織等との連携に努める。

また、施設入所者等の親族等の緊急連絡先についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、平時から施設の安全性等の確保に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 危険区域内の要配慮者利用施設の指定

町は、水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域内または土砂災害防止法第8条の規定に基づく土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設で、洪水または土砂災害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設については、施設の名称、所在地を本計画に記載する。

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法施行規則第16条の規定に基づく避難確保計画、または土砂災害防止法施行規則第5条の2の規定に基づく避難確保計画を作成し、それに定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、または変更したときは遅滞なく町長に報告しなければならない。

町は、対象施設の所有者または管理者に、計画の作成や計画に定めた訓練の実施について必要な措置を行う。

2 在宅避難行動要支援者の救護体制の整備

避難行動要支援者の安否確認や速やかな避難及び救護を実施するため、次の事項に留意し、体制の整備に努める。

(1) 在宅避難行動要支援者の状況把握と避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害時にすみやかに要配慮者の安否を確認し、避難誘導するため、高原町避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成29年12月14日）等に基づき、個人情報の取扱いに十分配慮しながら、要配慮者の中でも特に避難支援を要する者を対象として、所在の把握や情報の共有化に資する避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿について定めるべき事項は、対象者、対象者の個人情報の収集・共有方法等必要な事項を別に定める。

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることを踏まえ、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

詳細については、高原町避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成29年12月14日）に準ずる。

表 2-1-1 避難行動要支援者名簿

<避難行動要支援者名簿に記載する対象者>

○介護保険の要介護者（要介護認定3以上）	○満75歳以上のひとり暮らしの高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者（要介護認定1または2）
○身体障がい者（身体障がい者手帳2級以上）	○その他災害時の避難行動に支援を希望する旨の申出を行った者であって、町長が災害時の避難行動に特別な配慮が必要とすると認める者
○視覚障がい者	
○聴覚障がい者	
○知的障がい者（療育手帳判定A）	
○精神障がい者（精神保健福祉手帳1級）	

<避難行動要支援者名簿に記載する事項>

○氏名	○電話番号その他の連絡先
○生年月日	○避難支援等を必要とする事由
○性別	○避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
○住所または居所	
○行政区	

<避難行動要支援者名簿の利用・提供等>

情報の収集	○町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○町は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
名簿情報の利用	○町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
名簿情報の提供	○町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、警察署、消防署その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する名簿情報に記載する事項は、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、その他町長が必要と認める事項とする。 ○町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
名簿情報を提供する場合における配慮	○町は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、高原町避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成29年12月14日）等に基づき、地域住民や福祉事業者等と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。

表 2-2-2 個別避難計画

<個別避難計画に記載する事項>

○氏名	○緊急時連絡先
○生年月日	○災害時に必要な支援等
○性別	○心身の状況
○住所または居所	○かかりつけの医療機関
○行政区	○避難支援者（氏名、住所、電話番号、支援内容）
○同居家族	○その他町長が必要と認める事項
○電話番号	

<個別避難計画の利用・提供等>

情報の収集	○町は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○町は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
個別避難計画情報の利用	○町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
個別避難計画情報の提供	○町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人（当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）、避難場所、避難経路、その他町長が必要と認める事項とする。 ○町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
個別避難計画情報を提供する場合における配慮	○町は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達体制の整備に努める。

(4) 相互協力体制の整備

民生委員・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練等の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(6) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する避難行動要支援者を滞在させるために必要な居室が確保された施設等を指定福祉避難所として指定するとともに、指定福祉避難所での生活に資する車いす、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておく。特に、医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、必要な支援が円滑にできるよう、平時から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を配布するなど、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記などその表示とデザインの統一を図るなど外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

4 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止したり、交通が途絶したりして、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第15節 防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

町は、関係機関と連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実・強化を図る。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 町は、単独または他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に積極的に参加する。

2 防災訓練の種別、内容及び時期

(1) 水防訓練

水防訓練は、次の基準により水防訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電信、無線、伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 樋門等操作訓練
- (キ) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- (ク) その他

イ 訓練実施時期

5月～8月の間に行う。

(2) 消防教育訓練

消防教育訓練は、消防教養基準に基づき、次により実施する。

ア 教育

(ア) 学校教育

消防団員の学校教育については、県消防学校に委託して実施する。

(イ) 一般教育

一般教育については、次の事項について実施計画を定めて行う。

- a 科 目
- b 受 講 者
- c 受講期間

イ 訓練

(ア) 消防訓練大会

消防訓練大会を開催して、消防ポンプ操法及び規律訓練を徹底する。

(イ) 通火災防ぎょ訓練

火災防ぎょ訓練は、次の種目別に実施計画を定めて行う。

- a 基本訓練
- b 建物火災防ぎょ訓練
- c 林野火災防ぎょ訓練
- d 車両火災防ぎょ訓練
- e その他の必要な訓練

(3) 避難訓練

ア 町長、町教育委員会または小中学校長は、その管理する施設に係る避難訓練計画を定め実施する。

イ 町長は、病院、旅館、その他必要があると認める施設の管理者に対し、避難訓練の実施に関する指導、協力を行う。

(4) 総合防災訓練

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施する。

ア 訓練参加機関

- (ア) 高原町
- (イ) 小林警察署
- (ウ) 高原町消防団
- (エ) 高原町社会福祉協議会
- (オ) その他の機関、団体

イ 訓練項目

- (ア) 消防訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 水防訓練
- (エ) 避難訓練
- (オ) 救出訓練
- (カ) 救護訓練
- (キ) その他必要な訓練

ウ 訓練実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(5) 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう、九州地方非常無線通信協議会、宮崎地区非常無線通信連絡会が計画する非常無線通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

3 訓練の場所等

(1) 訓練の種類に応じて、最も訓練効果のある場所を選定し実施する。

なお、家屋の密集している火災危険区域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域の特性を十分検討する。

(2) 町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限する。

4 防災訓練の検証

防災訓練の終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

〔事業所、自主防災組織、住民〕

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、事業所、店舗等その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施する。

また、地域で行われる防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策を行うことにより地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等を対象とした安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施など、災害に備えた活動を継続的に実施するよう努める。

第16節 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、罹災証明書発行体制の整備及び被災者台帳支援システムを整備する。

1 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となるため、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

町においては、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

2 罹災証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

第17節 防災知識の普及

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、町、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

1 住民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

町や関係機関が実施する防災をテーマとした講演会、研修会、防災訓練等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

また、避難先は指定一般避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方を啓発するとともに、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、感染症等の感染拡大下であっても指定一般避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発を実施する。

ア 広報紙その他町で発行する刊行物による普及

イ 防災無線放送による普及

ウ 広報車の巡回による普及

エ その他のメディアの活用

(ア) テレビ及びラジオの活用

(イ) ビデオ及びフィルムの活用

(ウ) 新聞による普及

(エ) パソコン通信及びインターネットの活用

(3) 防災知識の普及啓発の内容

住民に対する防災知識の普及・啓発の内容は、おおむね次のとおりである。

なお、普及に際しては、要配慮者に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

(ア) 自ら災害に備えるための手段を講ずること

(イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- a 災害に備えた3日分（可能な限り1週間分程度）の食料、飲料水等の備蓄
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 出火防止、初期消火等の心得（火災警報器等の設置を含む）
- (ウ) 家屋内、路上、自動車運転中等様々な条件下で災害が発生したときの行動
- (エ) 避難場所での行動
- (オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (カ) 災害危険箇所の周知
- (キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認
- (ク) 要配慮者等の救助の心構えと準備
- (ケ) 農作物の災害予防事前措置
- (コ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策本部の組織、編成、分掌事務

- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取及び聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火、出火防止の徹底
 - g 避難の方法、避難路、避難場所の確認
 - h 要配慮者の避難誘導及び指定一般避難所での支援
- (オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じてとるべき手段・方法等

(4) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町その他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、地域コミュニティなど、多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられるが、これらの教育にあたっては体験的学習を重視することとする。特に、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育に努める。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、関係資料の配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会等を通して、指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により、対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会への参加

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や病院など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて、災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて、防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

現地の地理に不案内な観光客等に対して、ホームページ等での広報の他に、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第18節 自主防災組織等の育成強化

風水害等大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、町は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして、活動の活性化を促進するほか、組織率の向上を図る。

その際、女性の参画の促進に努める。

1 組織率の向上と活動支援

(1) 組織率の向上

ア 自主防災組織の整備

行政区や地区公民館・集会施設を中心とした既存の自主防災組織への加入や、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行う。他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織の編成を行う。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、連携を図る。

イ 普及啓発活動の実施

防災講演会や研修会への参加、パンフレット等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

ウ 自主防災組織の活動内容

(ア) 平時

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- b 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- c 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等に関する防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- e 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

(1) 発災時

- a 初期消火の実施
- b 情報の収集・伝達
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 集団避難の実施
- e 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- f 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織への資機材の整備等については、各種の助成制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用できるように配置する。

(3) リーダーの養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、本章第15節「防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 事業所防災体制の強化

町は、事業所、学校及び高原病院等不特定多数の人が出入りする施設及び危険物施設等の管理者に対し、防災体制の整備等について徹底が図られるよう助言・指導に努める。

特に、企業においては、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

4 危険物等施設の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第19節 ボランティアの環境整備

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技能グループを含む大量の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織などによる幅広いボランティアの体制の整備に努める。

1 活動促進のための拠点機能の充実

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる町ボランティア協議会について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実を支援する。

2 ボランティアの種類と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

(1) 一般労力提供型ボランティア

- ア 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- イ 指定一般避難所の運営への協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ 通訳（外国語、手話）

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、高原町社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターとの連携を図るとともに、専門的な活動分野については、関係する課が担当窓口となり調整を行う。

(2) ボランティア・コーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、町内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

(3) ボランティアの活動環境の整備

外部からボランティアが駆けつけた場合を想定し、その宿泊場所や活動拠点の候補地を選定しておく。

(4) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

(5) 地域安全活動ボランティアの体制整備

ア 地域安全活動の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、暗がりの安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施する地域安全ボランティア活動への協力、支援体制を防犯協会、警察、県・町、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

イ 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、町の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難情報の伝達を行うなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

1 警報等の伝達

町は、住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

(1) 気象注意報、警報等の発表とその基準

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行うものとする。

ア 宮崎地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類及び基準

表 2-2-1 宮崎地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類及び基準

種類		概要・基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

種類		概要・基準
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・表面雨量指数基準：23(浸水害) ・土壌雨量指数基準：208(土砂災害)
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・流域雨量指数基準：辻之廻 11 流域=22、高崎川流域=16.3 ・複合基準※1：辻之堂/II 流燐(13, 19.8)
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・降雪の深さ：(平地)12時間降雪の深さ 10cm (山地)12時間降雪の深さ 20cm
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・平均風速：20m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・平均風速：20m/s 雪を伴う
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・表面雨量指数基準：12 ・土壌雨量指数基準：145
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ・流域雨量指数基準：辻之堂川流域=17.6 高崎川流域=13 ・複合基準※1 辻之堂川流域=(12, 14.1)
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・降雪の深さ：(平地)12時間降雪の深さ 3cm (山地)12時間降雪の深さ 5cm
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・平均風速：10m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 ・平均風速：10m/s 雪を伴う。

種類		概要・基準
注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・視程：100m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 ・落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ・最小湿度 40%で、実効湿度 65%
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3° C 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 ・大雪警報・注意報の条件下で、気温-2° C～2° C、湿度 90%以上
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 ・大雪警報・注意報の条件下で、気温-2° C～2° C、湿度 90%以上
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 ・11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温 4° C 以下
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 ・夏期：平年より平均気温が 4° C 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 ・冬期：平野部で最低気温-5° C 以下 山沿いで最低気温-8° C 以下

※1：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

表 2-2-2 キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） ※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部山沿いなど）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができる。

宮崎県の雨量による発表基準は、1時間 120 ミリ以上を観測または解析したときである。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（南部平野部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ク 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省九州地方整備局長または知事が行う。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

ケ 火災警報

火災警報の発表及び解除は、消防法に基づき町長が行う。

火災警報の発令の基準は、次のとおりである。

- (ア) 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき。
- (イ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき。

コ 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(ア) 国土交通省

- a 河道閉塞による湛水または噴火に伴う降灰等を発生原因とする土石流
- b 河道閉塞による湛水

(イ) 県

- a 地すべり

(2) 警報時の伝達系統及び伝達方法

ア 伝達系統

気象警報の伝達は、次の系統図に示す経路によって伝達するものとする。

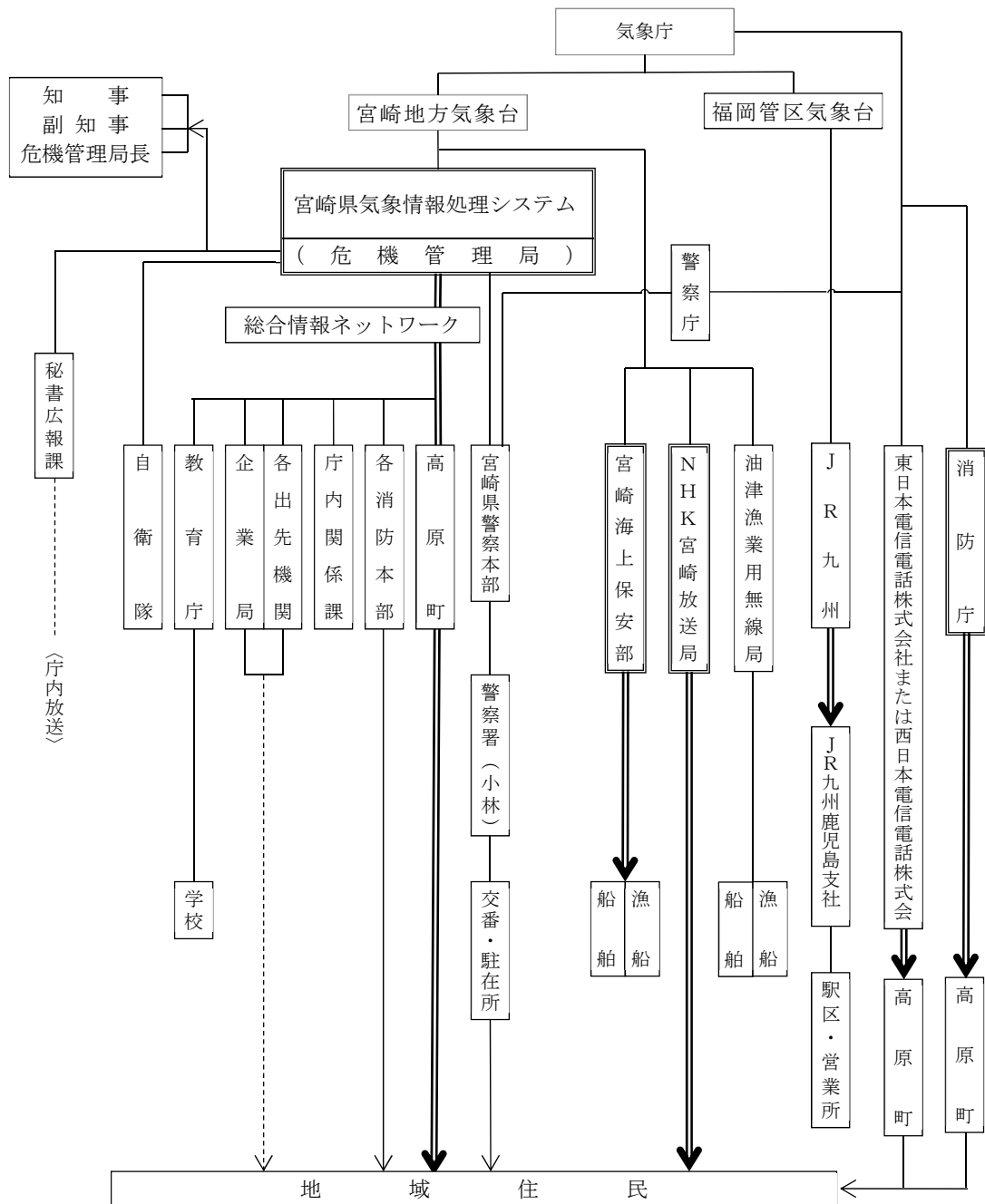


図 2-2-2 気象警報伝達系統

イ 伝達方法

(ア) 関係機関から通報される警報等は、勤務時間中は総務課、勤務時間外は警備員が受領する。

(イ) 町は、(ア)の警報等を受領したときは、町職員及び町関連機関に、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関・団体・学校・住民等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図るものとする。

周知徹底の方法は、おおむね次のとおりである。

- a 防災行政無線
- b 広報車等
- c 電話等
- d 高原町メールサービス及び職員メール
- e その他適切な方法による。

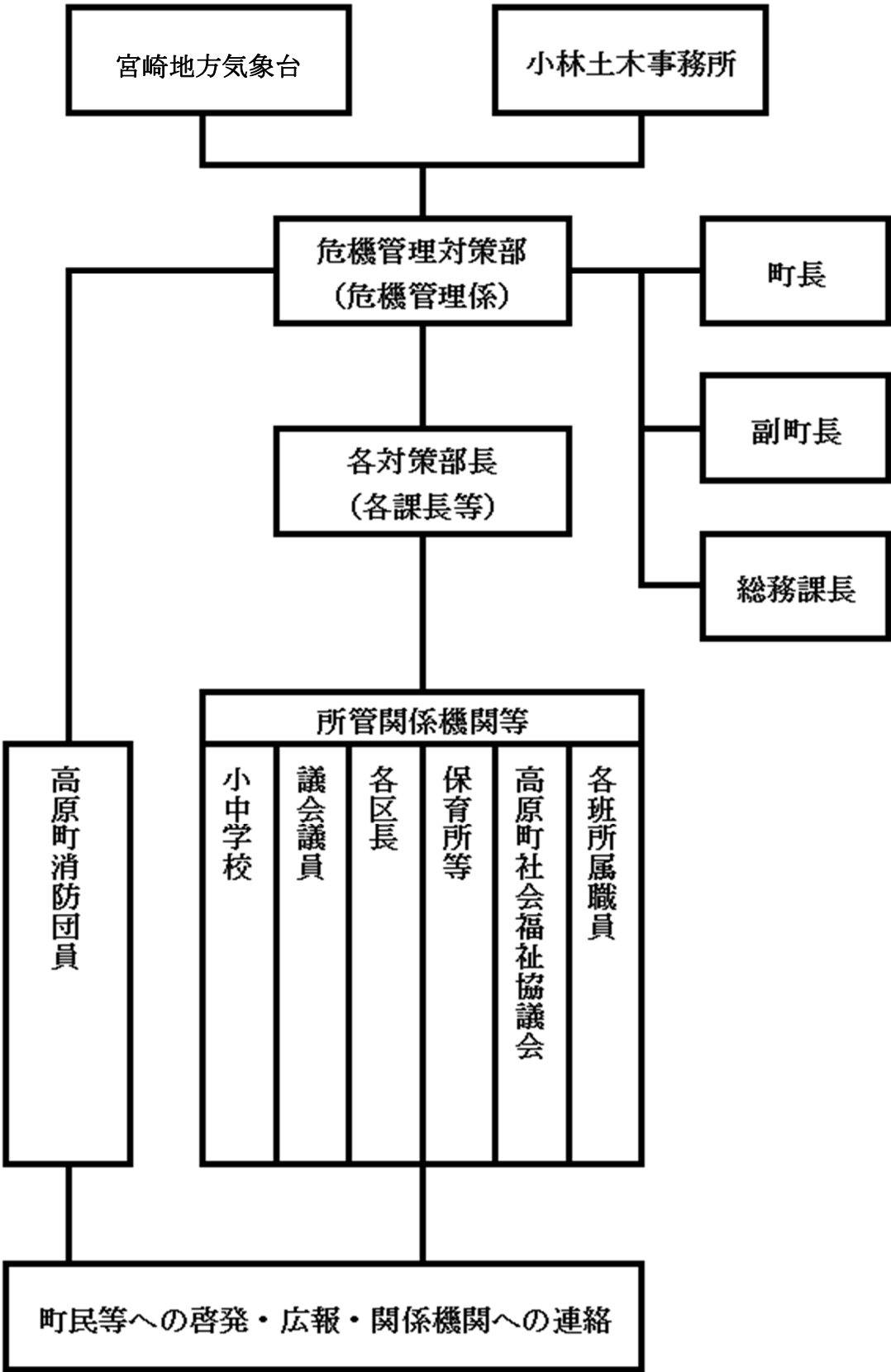


図 2-2-3 警戒体制・気象情報の伝達経路〔勤務時間内〕

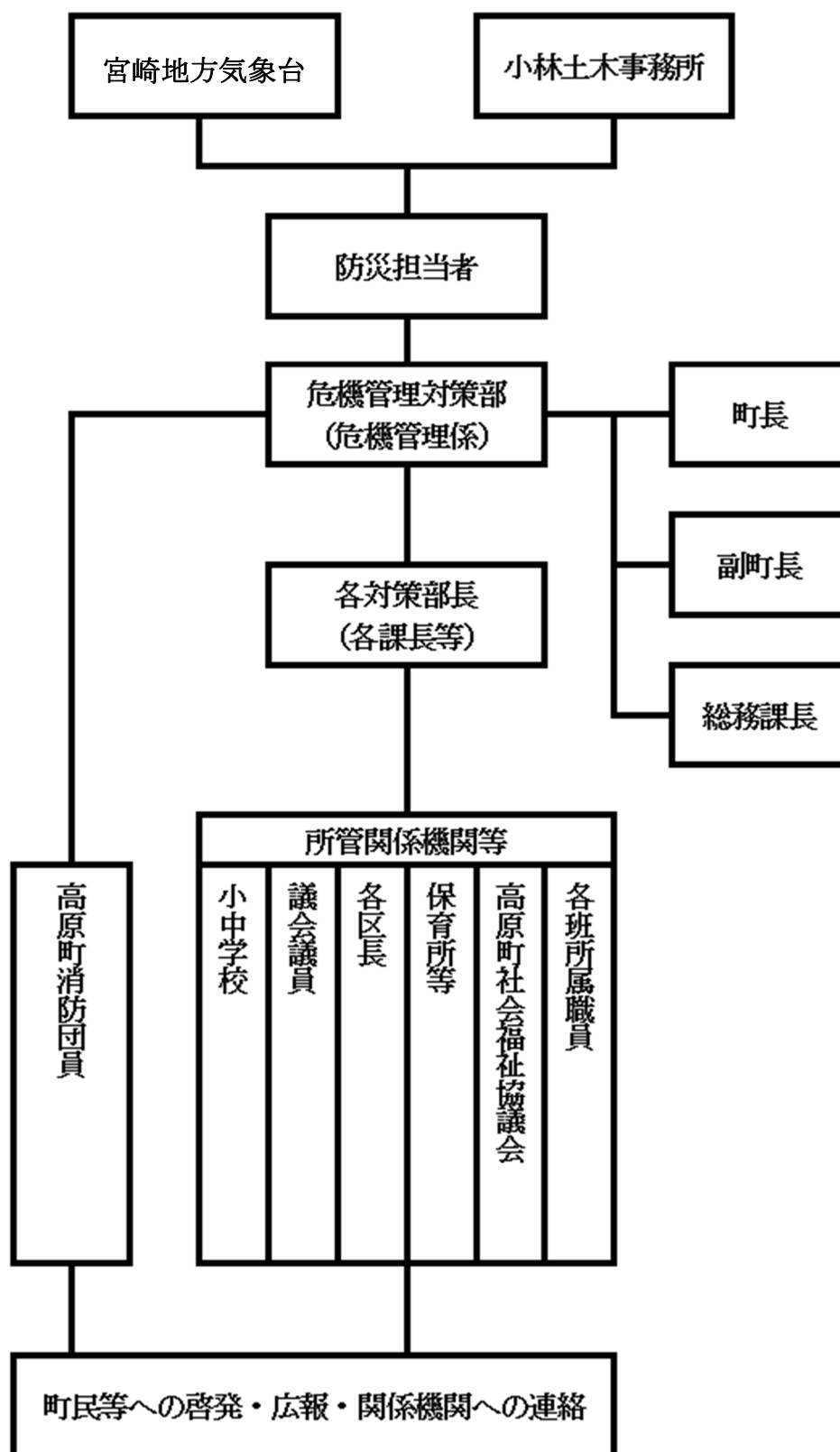


図 2-2-4 警戒体制・気象情報の伝達経路〔勤務時間外〕

(3) 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（カに掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報する。

ウ 町長の通報

ア及びイによって、異常現象を知った町長は、直ちに次の機関に通報または連絡する。

この場合、気象官署に対する通報は、電話によることを原則とする。

(ア) 気象官署（宮崎地方気象台）

(イ) 異常現象によって災害の予想される隣接市町

(ウ) 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

(エ) その他の関係機関

エ 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた町及び関係機関は、その現象によって災害の発生が予想される地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

オ 異常現象通報系統

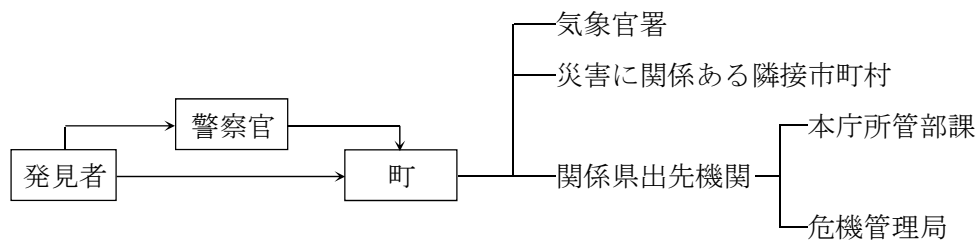


図 2-2-5 異常現象通報系統

カ 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

表 2-2-3 異常現象

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	竜巻、強い降雹等

2 避難誘導の実施

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の高齢者等避難の発令や避難指示、緊急安全確保の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備えるものとする。

風水害時の避難誘導は、本節及び本編第2章第9節避難収容活動による。

(1) 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予測される場合は、住民に対して、早めに高齢者等避難の発令や避難指示、緊急安全確保の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

(2) 要避難状況の早期把握

町長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難の発令や避難指示、緊急安全確保の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

ア 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害のおそれのある箇所

町は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害発生予測情報等も活用して、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

(4) 避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達にあたっては、同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導にあたっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示、緊急安全確保及び災害発生情報の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

町は災害の切迫度に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にし、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(5) 早期自主避難の実施

町は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア 浸水危険区域

河川が避難判断水位を突破し、水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し、浸水の危険性が高まった場合

イ 土砂災害発生の兆候

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合

(イ) 溪流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混ざり始めた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）

(エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない場合

(オ) がけ地において落石や崩壊が生じ始めた場合

(カ) その他

(6) 安全確保措置の周知

町が避難指示等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、近隣のより安全な場所への移動または屋内安全確保を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

(7) 高齢者等避難の発令時の対応

町は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図る。

3 災害の未然防止対策

(1) 河川堤防等の巡視

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 水門等の適切な操作の徹底

町は、河川管理者、農業用排水施設管理者等に対し、洪水の発生が予想される場合のせき、水門等の適切な操作について徹底する。また、住民に対する広報、周知を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

町は、所管の道路について、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した住民等は、その旨を町長または警察官に通報しなければならない。

第2節 活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 応急活動体制の確立

町長は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、町地域内における災害に応急に対処するため、本計画の定めるところにより高原町災害対策本部を設置し、防災の推進を図る。災害対策本部を設置するに至らない場合は、高原町情報連絡本部または高原町災害警戒本部を設置し対処する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

- ア 本町域で震度5強以上の地震が観測されたとき
- イ 町内に相当規模の被害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき
- ウ 全町的に災害対応の必要があると認められるとき
- エ 災害による傷病者が多数発生した場合
- オ その他町長が必要と認めるとき

(2) 災害対策本部の配備

災害対策本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、職員の参集及び動員体制に基づいた各種の配備体制をとるものとする。

(3) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消したと認められたときまたは災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められたときは、廃止するものとする。

(4) 設置または廃止時の通知及び公表

災害対策本部を設置及び廃止したときは、次の要領により、通知・公表する。

表 2-2-4 設置または廃止時の通知及び公表

担当部門	通知または公表先	通知または公表の方法
危機管理 対策部	本部構成員	庁内放送、電話、メールその他迅速な方法で知らせる。
	関係機関	電話、その他迅速な方法で知らせる。

(5) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場本庁舎総務課内とするが、庁舎の被災状況に応じて、代替場所を高原町総合保健福祉センターほほえみ館とする。

(6) 本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、図示の腕章をつけるものとする。

(注) 白地、文字は赤とする。

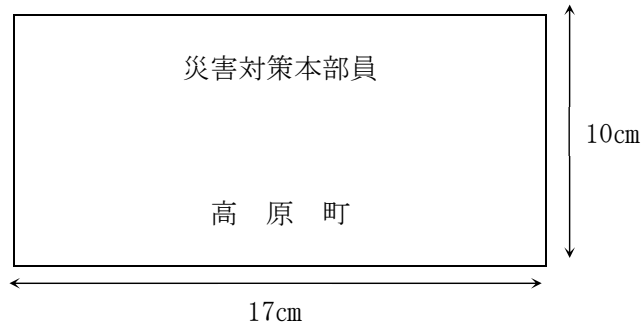


図 2-2-6 腕章

(7) 本部の組織

ア 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。ただし、本部長及び副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した者がその職務を代理する。

イ 本部に表 2-2-5（別表 1）に掲げる部及び班を置く。

ウ 部に部長、班に班長及び班員を置く。

エ 部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した者がその職務を代理する。

オ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

カ 災害対策本部員は、教育長、消防団長、課設置条例（昭和 37 年条例第 1 号）に規定する課長をもって充てる。

キ 本部会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長は本部会議の議長となる。

ク 本部の事務分掌と職員の役割分担は表 2-2-6（別表 2）のとおりとする。

ケ このほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(8) 現地災害対策本部の開設

ア 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

表 2-2-5 （別表1）高原町災害対策本部組織表

高原町災害対策本部	町長	本部長
	副町長	副本部長
	幹部会	教育長
		総合対策部長
		総務対策部長 (危機管理対策部長)
		税務対策部長
		災害救助対策部長
		健康管理対策部長
		産業観光対策部長
		農政林務対策部長
		農畜産振興対策部長
		建設水道対策部長
		出納対策部長
		議会対策部長
		教育対策部長
		医療対策部長
		その他本部長が必要と認めた者
		西諸広域消防本部
		高原町消防団
	緊急・応急対策幹部会	教育長
		総合政策課長
		総務課長
		町民福祉課長
		建設水道課長
		危機管理係長
	危機管理係防災担当	

高原町災害対策本部			
本部長		町長	
副本部長		副町長	
災害対策本部会議			
総合政策対策部 (総合政策課長)	受援班 情報処理班	企画政策係長 地域政策係長	
総務対策部 (総務課長)	総務班 財政・管財班	行政係長 財政係長	
危機管理対策部 (総務課長)	危機管理班	危機管理係長	
税務対策部 (税務課長)	税務管理班 被害調査班	賦課係長 固定資産係長	
災害救助対策部 (町民福祉課長)	災害救助班 災害廃棄物班	福祉係長 環境保全係長	
健康管理対策部 (ほほえみ館長)	保健衛生班	健康づくり推進係長	
産業観光対策部 (産業創生課長)	産業観光対策班	産業観光係長	
農政林務対策部 (農政林務課長・局長)	農政対策班	農政企画係長	
農畜産振興対策部 (農畜産振興課長)	畜産班 農産園芸班 農村整備班	畜産係長 農産園芸係長 農村整備係長	
建設水道対策部 (建設水道課長)	管理班 建設班 水道班	管理係長 建設係長 水道係長	
出納対策部 (会計管理者)	記録班	会計係長	
議会対策部 (議会事務局長)	議会班	議会事務局次長	
教育対策部 (教育総務課長)	学校教育班 社会教育班 文化財班	学校教育係長 社会教育係長 文化財係長	
医療対策部 (病院事務長)	医療対策班	事務室係長	
西諸広域消防本部 (高原分遣所長)			
高原町消防団 (消防団長)			

特別対策室	
室長	副町長
副室長	総務課長
総括	危機管理係
班名	●グループ長
本部総括G	●危機管理係長 行政係長
避難対策G	●町民福祉課長 ほほえみ館長
公共施設対策G	●産業創生課長
	教育総務課長
	建設水道課長
	財政係長
緊急輸送道路G	●建設水道課長 農畜産振興課長
教育対策G	●教育長
	教育総務課長

表 2-2-6 （別表2）高原町災害対策本部事務分掌と職員の役割分担

部【部長】	
班【班長】（主な所属 ※災害時の人員体制等により、この限りではない。）	
分掌事務	
総合政策対策部【総合政策課長】	
受援班【企画政策係長】（企画政策係）	
	1 受援計画に関すること 2 受援に係る施設整備、受け入れ態勢の確保に関すること 3 不足する人材、物資の総合調整に関すること 4 各部間の連絡調整、総合調整に関すること 5 災害視察（国、県等）の受入に関すること
情報処理班【地域政策係長】（地域政策係）	
	1 災害情報の広報、公開に関すること 2 重要な行政データのバックアップ及び確保に関すること 3 電算システム等の復旧に関すること 4 報道機関の対応に関すること 5 公開、報道すべき情報のとりまとめに関すること 6 災害情報の受付に関すること
総務対策部【総務課長】	
総務班【行政係長】（行政係・行政改革推進室）	
	1 職員の安否情報に関すること 2 職員の食料確保、調達、配布に関すること 3 職員の勤務管理に関すること 4 各行政区、自主防災組織との連絡調整に関すること 5 職員の災害補償に関すること 6 災害関係文書の受理、配布に関すること 7 その他、他部に属しない事項
財政・管財班【財政係長】（財政係）	
	1 庁舎の損害状況の把握に関すること 2 庁舎の整備及び町内停電時の対策に関すること 3 所管施設の被害状況の確認に関すること 4 運用可能な公用車の数量確認及び各対策部への割振りに関すること 5 災害時の輸送に係る車両調整に関すること 6 災害対策の予算、資金に関すること

危機管理対策部【総務課長】	
危機管理班【危機管理係長】（危機管理係）	
	1 本部の庶務に関すること 2 本部会議に関すること 3 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること 4 気象情報等の把握及び伝達に関すること 5 災害情報の収集及び伝達報告に関すること 6 被害情報の収集、集計、報告に関すること 7 災害応急対策のとりまとめ、伝達報告に関すること 8 国、県、警察、消防、自衛隊等防災関連機関との情報共有、協力、応援、派遣要請に関すること 9 避難情報の発令に関すること 10 災害対応の総括に関すること 11 災害要望書の作成、配布に関すること 12 消防団に関すること 13 B C Pの発動に関すること 14 災害用食料の確保に関すること 15 広域避難に関すること 16 避難所開設に係る初動に関すること 17 職員の災害時の初動に関すること
税務対策部【税務課長】	
税務管理班【賦課係長】（賦課係・徴収係）	
	1 被災世帯の名簿作成に関すること 2 被災者に対する納税の徴収猶予及び減免に関すること 3 罹災証明書の発行に関すること
被害調査班【固定資産係長】（固定資産係・徴収係）	
	1 家屋の被害調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること
災害救助対策部【町民福祉課長】	
災害救助班【福祉係長】（福祉係・住民係・保険係）	
	1 災害救助法に係る事務に関すること 2 社会福祉施設の災害、被災状況の把握に関すること 3 被災者、行方不明者等の受付、把握及び係る関係部との連絡調整並びに捜査計画に関すること 4 遺体の収容、検視、埋火葬に関すること 5 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援、把握に関すること 6 指定一般避難所の開設、運営に関すること 7 在宅避難者の把握に関すること 8 支援物資の受入に関すること 9 社会福祉協議会及びボランティアセンターとの総合調整に関すること 10 被災者の各種更生資金の貸付け等資金調整に関すること

災害廃棄物班【環境保全係長】（環境保全係・保険係）	
	1 災害廃棄物の処理に関する事 2 し尿の処理に関する事 3 特殊（特別）清掃及び消毒に関する事 4 動物、ペットの保護、収容、避難に関する事
健康管理対策部【ほほえみ館長】	
保健衛生班【健康づくり推進係長】 （健康づくり推進係・介護保険係・高齢者あんしん係）	
	1 災害救護班の編成及び派遣に関する事 2 医務、助産、救護所の設置及び支援に関する事 3 医療対策部、その他医療機関との連絡調整に関する事 4 救護班（保健師）による避難所の保健指導、巡回に関する事 5 救急医療品、衛生用品の確保及び配布に関する事 6 指定一般避難所の運営支援に関する事 7 感染症の防疫まん延防止対策に関する事 8 新型インフルエンザ対策特別措置法及び行動計画、感染症対策本部に関する事 9 災害時のメンタルケアに関する事 10 食品、飲料水等の衛生監視及び消毒等に関する事 11 介護支援等に関する事 12 在宅避難者の保健医療支援に関する事
産業観光対策部【産業創生課長】	
産業観光対策班【産業観光係長】（産業観光係）	
	1 所管施設の被害調査に関する事 2 商工業・観光業の被害調査に関する事 3 商工業・観光業が確保している食料等流通備蓄等の総合調整及び確保に関する事 4 商工業者・観光業者のBCPの把握に関する事 5 被災商工業者・観光業者の融資等支援に関する事 6 民間施設等の指定外避難所の開設に関する事 7 失業対策に関する事
農政林務対策部【農政林務課長】	
農政対策班【農政企画係長】（農政企画係・林務係・農業委員会事務局）	
	1 農地の被害に関する事 2 林業施設及び林野の被害状況調査に関する事 3 林産物の被害状況調査に関する事 4 被災農家の経営指導及び融資に関する事

農畜産振興対策部

畜産班【畜産係長】（畜産係）

- 1 畜産農家の被害状況に関すること
- 2 畜産物の被害調査に関すること
- 3 畜産飼料の確保、補給に関すること
- 4 被災農家の有志に関すること
- 5 家畜伝染病等の防疫に関すること
- 6 家畜避難に関すること
- 7 被災農家への融資等に関すること

農産園芸班【農産園芸係長】（農産園芸係）

- 1 被災農家の被害状況調査に関すること
- 2 果樹、園芸、農産物の被害調査に関すること
- 3 農業用施設の被害調査に関すること
- 4 農業の持続支援に関すること
- 5 農業災害補償に関すること

農村整備班【農村整備係長】（農村整備係）

- 1 所管農業用施設の被害状況調査に関すること
- 2 農道等の被害状況調査に関すること
- 3 被災農道の応急復旧に関すること
- 4 通行、輸送可能な農道等の把握及び連絡調整に関すること

建設水道対策部【建設水道課長】

管理班【管理係長】（管理係）

- 1 公営団地等の被害状況調査に関すること
- 2 公営団地の指定外避難所としての開設、運営に関すること
- 3 公共土木施設及び水道施設の被害状況及び断水範囲等のとりまとめに関すること
- 4 応急仮設住宅に関すること

建設班【建設係長】（建設係）

- 1 公共土木施設の災害対策に関すること
- 2 公共土木施設の被害状況調査に関すること
- 3 都市施設の災害対策に関すること
- 4 都市施設の被害状況調査に関すること
- 5 家屋の応急危険度判定に関すること
- 6 被害住宅復興資金に関すること
- 7 道路の被害状況調査に関すること
- 8 通行、輸送可能な町道等の把握及び連絡調整に関すること

水道班【水道係長】（水道係）	
	1 上下水道の災害対策に関すること 2 上下水道施設の被害状況調査に関すること 3 水道業者の安否確認及びBCPの確認に関すること 4 水道管の破断による断水範囲の想定に関すること 5 水道施設の応急復旧に関すること 6 応急給水に関すること
出納対策部【会計課長】	
記録班【会計係長】（会計係）	
	1 災害の記録に関すること 2 義援金及び見舞金等の受付、保管に関すること及び礼状の発送に関すること
議会対策部【議会事務局長】	
議会班【議会事務局次長】（議会事務局）	
	1 議員の安否確認に関すること 2 議員との連絡調整に関すること 3 高原町議会災害等対策会議の設置・運営に関すること 4 被災時の状況に応じた議会の運営に関すること 5 他対策部（班）の支援に関すること
教育対策部【教育総務課長】	
学校教育対策班【学校教育係長】（学校教育係・文化財係）	
	1 教育施設の災害対策に関すること 2 教育施設、通学路等の被害状況調査に関すること 3 児童、生徒及び教職員等の安否確認及び被害調査に関すること 4 非常時の教育活動継続に関すること 5 学校教育施設の指定一般避難所開設に関する総合調整に関すること 6 災害時の学校給食及び飲食物の確保に関すること 7 児童、生徒及び教職員の安全管理、健康管理、メンタルケアに関すること
社会教育班【社会教育係長】（社会教育係・文化財係）	
	1 社会教育、体育施設の災害対策に関すること 2 社会教育、体育施設の被害状況調査に関すること 3 施設利用者の避難に関すること 4 社会教育、体育施設の避難所開設の初動に関すること 5 所管各種団体の安否確認及び災害活動の協力要請に係る総合調整に関すること
文化財班【文化財係長】（文化財係）	
	1 文化財の災害対策に関すること 2 文化財の被害調査に関すること 3 発掘調査現場の保護、避難誘導に関すること

医療対策部【病院事務長】	
医療対策班【事務室係長】（病院事務室）	
	1 災害時の医療、助産に関すること 2 医療施設の災害対策に関すること 3 医療施設の被害状況調査に関すること 4 応急救護所の設置に関すること 5 傷病者のトリアージに関すること 6 医療支援の受入に関すること
西諸広域消防本部【高原分遣所長】	
	1 消防本部と災害対策本部の総合調整に関すること 2 町内被災状況の情報共有に関すること 3 災害救助に関すること 4 その他消防本部で取り決められた事項に関すること ※ 指揮系統は、災害対策本部に帰属しない
高原町消防団【消防団長】（危機管理係・消防主任）	
	1 消防団員の安否確認に関すること 2 消防資機材の被害状況調査及び運用可能状況調査に関すること 3 消防活動に関すること 4 水防活動に関すること 5 災害応急救助、捜索に関すること 6 救護所等における救命救急の補助に関すること 7 避難支援、避難誘導支援に関すること 8 自主防災組織の支援、補助に関すること 9 避難所、炊き出し等の運営補助、支援に関すること ※ 指揮系統は、災害対策本部に帰属しない

2 職員の参集及び動員

(1) 配備体制

災害時の動員配備は原則として次のとおりとする。

表 2-2-7 配備体制【風水害】

配備体制		配備基準	主な活動内容	配備要員
情報連絡本部	予備配備	配備責任者 危機管理係長 ○町内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表される可能性があるとき ○町内が台風の進路にあり、強風域に入ることが予想されるとき ○その他総務課長が必要と認めるとき	・気象情報の収集、伝達 ・警戒予防活動	・危機管理係
	第1配備	本部長：総務課長 ○気象警報が発表されたとき ○町内に被害の発生が予想されるとき ○町内が台風の進路にあり、暴風域に入ることが予想されるとき ○軽微な被害が発生し、災害警戒本部長（副町長）が必要と認めるとき	・各種避難情報の発令 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・被害状況の巡回確認 ・関係機関との情報共有 ・警戒広報	危機管理対策部 建設水道対策部 災害救助対策部 指定した職員を交代で配備 その他対策部は待機
	第2配備	本部長：副町長 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○被害の可能性が高くなったとき、または一部に被害が発生したとき ○災害対策本部長（町長）が必要と認めるとき	・各種避難情報の発令 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・被害状況の巡回確認 ・関係機関との情報共有 ・警戒広報 ・被害調査 ・応急対策活動	危機管理対策部 総合政策対策部 災害救助対策部 建設水道対策部 教育対策部 指定した職員を交代で配備 その他対策部は待機
	第3配備	本部長：町長 ○町内に相当規模の被害が発生するおそれがあるとき、あるいは発生したとき ○全町的に災害対応の必要があると認められるとき ○災害による傷病者が多数発生した場合 ○災害対策本部長（町長）が必要と認めるとき	・各種避難情報の発令 ・職員緊急登庁 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・被害状況の巡回確認 ・関係機関との情報共有 ・警戒広報 ・被害調査 ・応急対策活動 ・BCP発動 ・受援活動	全対策部 全職員

※ 各配備要員は、災害の状況等により必要に応じ増員または減員を行う。

※ 各配備担当団員は、各部署等であらかじめ決定しておく。

※ 「待機」とは、役場での勤務、待機は要しないが、いつでも緊急登庁できる状態をいう。

※ 消防団については、各配備体制において消防団幹部及び消防主任が協議の上出動を要請する。

(2) 職員の動員

ア 勤務時間内

危機管理対策部は、動員配備に関する情報を各課長に通知する。

なお、各部の長は各担当に通知する。

イ 勤務時間外（休日・夜間）

(ア) 予防体制（予備配備）

総務課長は、総務課内連絡網に基づき関係職員に連絡する。

(イ) 情報連絡本部体制（第1配備）

各課内で非常連絡網を作成し、総務課長は、非常連絡網に基づき関係職員に連絡する。

(ウ) 災害警戒本部体制（第2配備）

副町長は、町長に報告するとともに、総務課長は、非常連絡網により関係職員に連絡する。なお、各配備体制の状況は、危機管理対策部から職員参集メールにて通知する。

(エ) 害対策本部体制（第3配備）

町長は、関係職員に連絡する。

(3) 出勤及び自主参集

職員は普段からテレビ・新聞等の防災情報に留意し、本部の立上が予想されるときは、作業服、安全靴、懐中電灯等活動に資する装備を持参し、更に自宅の防災対策を十分に講じた上で登庁する。

ア 参集途上での被害状況の観察

(ア) 被害状況（土砂災害の発生、河川の増水、道路や橋りょうの被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険を覚知した場合は、登庁後直ちに危機管理対策部に報告する。

(イ) 参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、周囲の人に危機管理対策部への連絡を依頼する。

イ 参集場所

登庁後は、各所属に参集する。

ウ その他

家族の負傷等で参集が困難な場合は、可能な限り危機管理対策部に連絡する。

第3節 水防計画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）を出動させ、県や地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防組織

水防本部の組織及び事務分掌については、本章第2節「活動体制の確立」の災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

2 水防警報

(1) 水防警報を発する基準

ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するかまたは氾濫注意水位を越えるおそれがあるときであり、国土交通省九州地方整備局長若しくは知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は、県水防計画書に記載のとおりである。

イ 水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

表 2-2-8 水防警報発令の段階

待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、または再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

3 水防団（消防団）の出動

町長は、次に示す基準により出動準備または出動の指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせる。

(1) 出動準備

次の場合、町長は、水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ア 洪水予報が発せられたときまたは県水防計画に定められた氾濫注意水位に達するおそれがあると予想される時。
- イ 豪雨によりがけ崩れ等のおそれがあるときまたはその他水防上必要と認められるとき。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時。

(2) 出動

次の場合、町長は、水防団（消防団）を出動させる。

- ア 氾濫注意水位に達し、更に上昇の見込みがあるときや用排水路に水害発生のおそれがあるとき。
- イ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

4 監視及び警戒

(1) 常時監視

町長は、関係河川及び堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、小林土木事務所に連絡する。

(2) 非常警戒

町長は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡視し、次のような異常を発見した場合は直ちに小林土木事務所に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水または飽水による亀裂及び崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂または崖崩れ
- ウ 天端の亀裂または沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖または底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

5 決壊等の通報並びに決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、町長、水防団長（消防団長）は直ちにその旨を小林土木事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

小林土木事務所は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡する。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

6 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号（水防第1信号）

警戒水位に達したことを知らせるもので、水防団（消防団）幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの

(2) 出動信号（水防第2信号）

水防団（消防団）全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 協力信号（水防第3信号）

町の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

(4) 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

表 2-2-9 避難信号

区分	方法	サイレン信号			
(水防第1信号) 警戒信号		約5秒 ○	約15秒 休止	約5秒 ○	約15秒 休止
(水防第2信号) 出動信号		約5秒 ○	約6秒 休止	約5秒 ○	約6秒 休止
(水防第3信号) 協力信号		約10秒 ○	約5秒 休止	約10秒 ○	約5秒 休止
(水防第4信号) 避難信号		約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○	約5秒 休止

（備考）1 信号は、適宜の時間継続する。

2 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させる。

7 水防解除

町長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、これを一般住民に周知するとともに、小林土木事務所に対しその旨通報する。この通報を受けた小林土木事務所は直ちに県水防本部に報告する。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進する上で、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では、被害に関する細かい数値より、災害全体の概要を知ることにより全力を挙げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなく、あらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し、情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

1 災害情報の収集・連絡

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1) 第1次情報等の収集

災害発生後、直ちに被害概況（人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等）の把握を行うとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行い、県に対し報告する。報告は防災情報処理システム、電話若しくはFAX等により行う。

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

災害の状況に応じて必要と認められる場合は、日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ 消防団からの情報収集

MCA無線（移動系）等により、消防団から情報を収集する。

オ 民間企業からの情報収集

物流・宅配会社、トラック会社、バス会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

カ 郵便局、森林管理署、森林組合、農業協同組合等の各団体の協力を得て情報を収集する。

キ パソコン通信利用者の協力による情報収集

パソコン通信利用者の協力を得て情報を収集する。

(2) 被害情報、応急対策活動情報の連絡

町は、被害状況、応急対策活動等の情報を取りまとめ、防災関係機関に情報を提供する。

ア 情報伝達の流れ

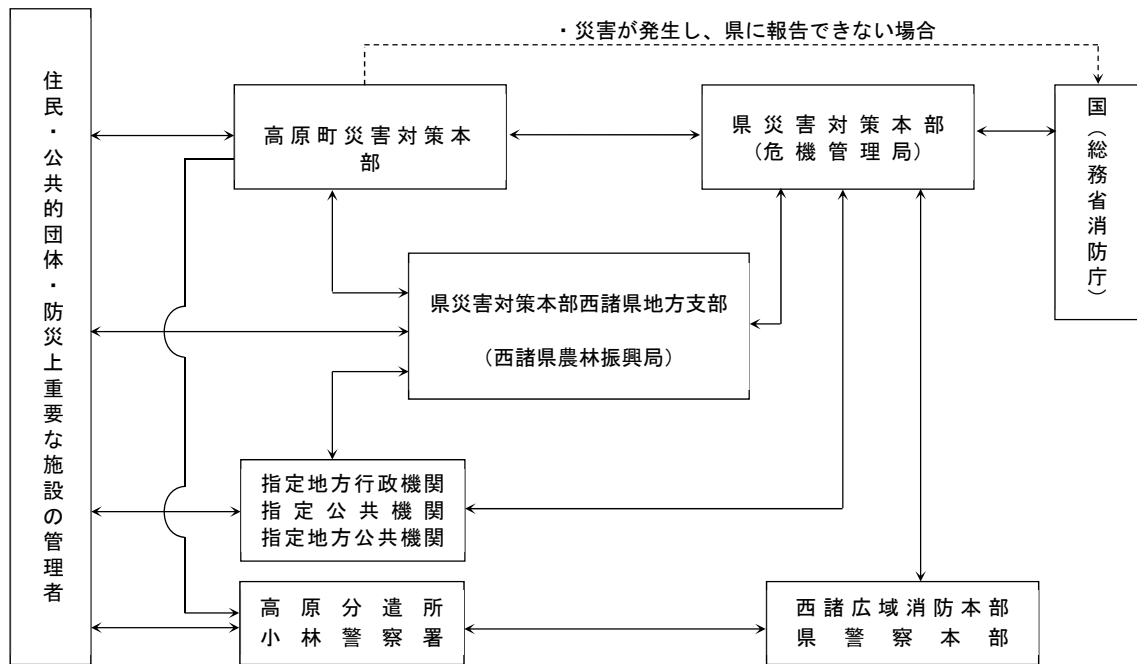


図 2-2-7 情報伝達の流れ

イ 被害情報等の伝達手段

町（災害対策本部）は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (ア) 被害状況等の報告は、有線または無線電話（FAXを含む。）若しくはパソコンネットワーク等のうち、最も迅速確実な手段を使う。
- (イ) 有線が途絶した場合は、衛星携帯電話、県防災電話、防災行政無線、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

ウ 情報収集・伝達活動

- (ア) 町域内において、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、災害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて、県（県災害対策本部西諸県地方支部）やその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後20日以内に行う。

- a 町災害対策本部が設置されたとき。
- b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

- なお、県（災害対策本部）に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

- (エ) 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県（災害対策本部）及び国（消防庁）へ同時に報告する。

エ 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

- (7) 情報収集・伝達系統 1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

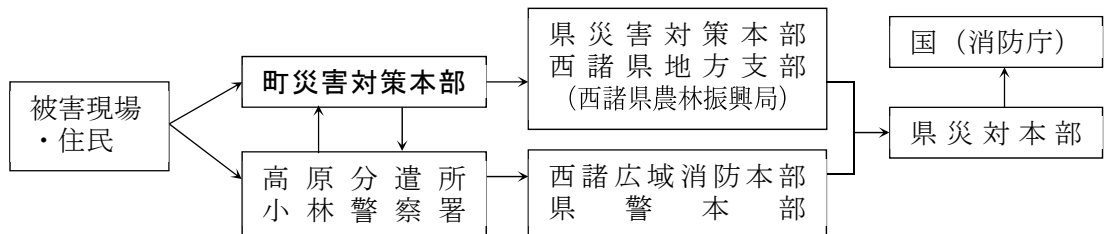


図 2-2-8 情報収集・伝達系統 1

- (イ) 情報収集・伝達システム 2 (道路被害)

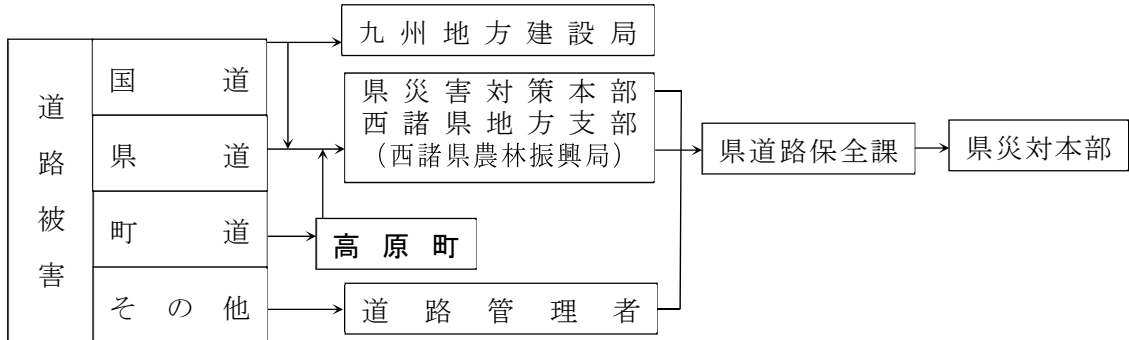


図 2-2-9 情報収集・伝達系統 2

- (ウ) 情報収集・伝達系統 3 (ライフライン被害)

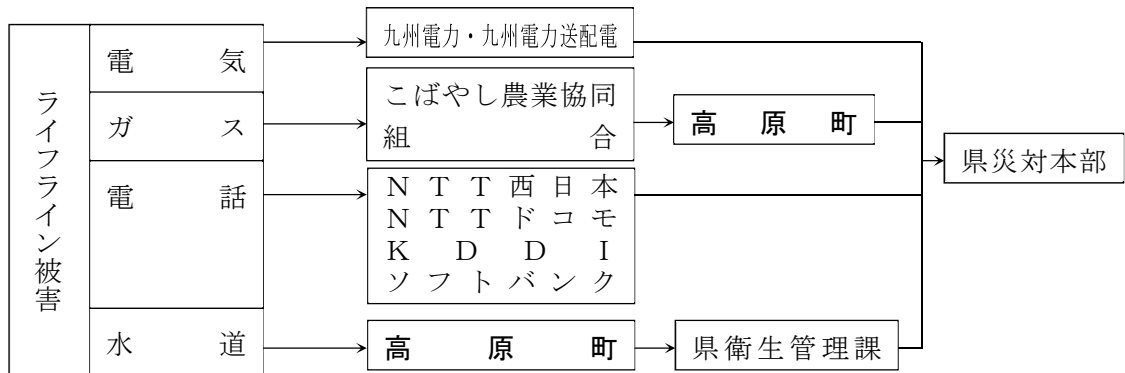


図 2-2-10 情報収集・伝達系統 3

(エ) 情報収集・伝達系統4（河川）

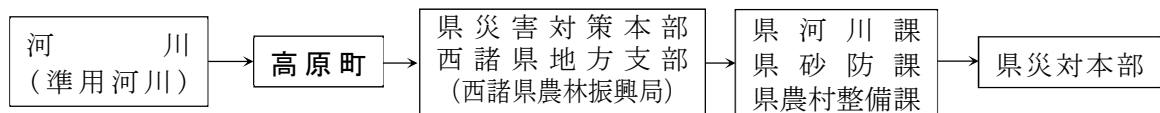


図 2-2-11 情報収集・伝達系統4

(カ) 情報収集・伝達系統5（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）

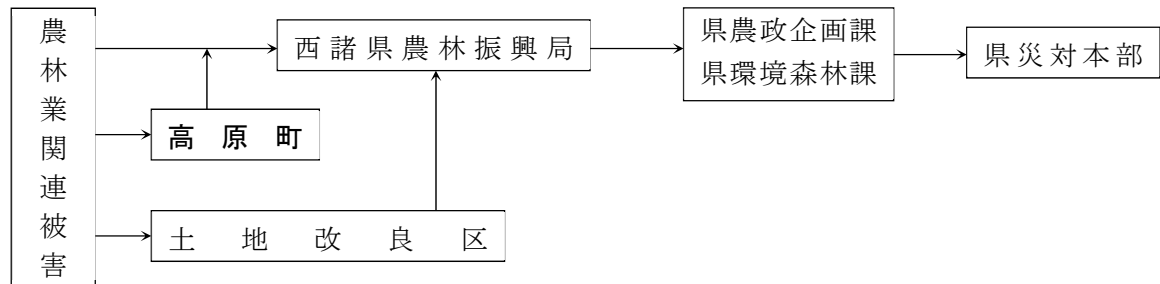


図 2-2-12 情報収集・伝達系統5

(キ) 情報収集・伝達系統6（その他公共施設）

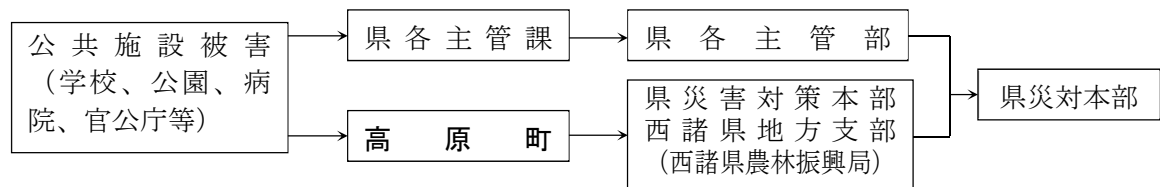


図 2-2-13 情報収集・伝達系統6

(3) 被害状況等の集約

ア 町災害対策本部は、被害状況等の情報を集約し、取りまとめる。

(ア) 調査区分毎の災害報告取りまとめ担当課

表 2-2-10 調査区分ごとの災害報告とりまとめ担当課

区分	担当		協力団体等
	担当課	責任者	
総括	総務課	総務課長	
人・住家等被害	総務課 町民福祉課 税務課	総務課長 町民福祉課長 税務課長	西諸広域消防本部 小林警察署
福祉施設関連被害 環境衛生関連被害	町民福祉課	町民福祉課長	南部福祉こどもセンター 施設管理者
土木関連被害 道路関連被害 水道施設関連被害	建設水道課 農畜産振興課	建設水道課長 農畜産振興課長	小林土木事務所 施設管理者
農林関連被害 畜産関連被害 農地関連被害	農畜産振興課 農政林務課 農業委員会	農畜産振興課長 農政林務課長	西諸県農林振興局 施設管理者
商工関連被害 観光関連被害	産業創生課	産業創生課長	施設管理者
教育関連被害 文化財関連被害	教育総務課	教育総務課長	施設管理者
町有財産関連被害	総務課	財政係長	
人・家・各施設等	議会事務局	議会事務局長	議員等

(イ) 調査要領

各責任者は、必要に応じ、所属職員を現地に派遣する等の方法により状況を掌握する。

(ウ) 調査及び報告期限

各担当課は被害状況の調査結果を毎日午前 10 時及び午後 3 時までに、総務課に報告するものとする。総務課はこれを取りまとめ集計する。

(エ) 警察情報との調整

総務課は、高原分遣所及び小林警察署と緊密な連絡をとり、情報の交換、調整を図り、被害状況の正確を期する。

(オ) 災害報告

災害状況等の報告は、資料編「災害概況即報」及び「被害状況即報」による。

イ 災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準による。このうち、災害による住家の被害認定基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月内閣府（防災担当））による。

表 2-2-11 被害状況判定（認定）基準

被 害 区 分		判 定 （ 認 定 ） 基 準
1 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住 家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを 1 世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。

被 害 区 分		判 定 （ 認 定 ） 基 準
2 住家の被害	大 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中 規 模 半 壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが 相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非 住 家 被 害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文 教 施 設	小学校、中学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

被 害 区 分		判 定 （ 認 定 ） 基 準
5 その他の被害	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	が け 崩 れ	山及びがけ崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公 共 施 設 被 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商 工 観 光 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具、観光施設被害等とする。

(4) 住民への広報

ア 広報活動

(ア) 広報内容

a 被災地住民に対する広報内容

被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- (a) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- (b) 避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容
- (c) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (d) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (e) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (f) 公的な避難所（福祉避難所を含む。）、救護所の開設状況
- (g) 電気・電話・ガス・水道の被害状況、復旧状況
- (h) バスの被害状況、運行状況
- (i) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (j) し尿処理、衛生に関する情報
- (k) 被災者への相談サービスの開設状況
- (l) 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (m) 臨時休校等の情報
- (n) ボランティア組織からの連絡
- (o) 全般的な被害状況
- (p) 防災関係機関が実施している対策の状況

b 被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるよう、他機関に対し協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (a) 避難指示等の出されている地域、避難指示等の内容
- (b) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (c) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (d) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- (e) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (f) 全般的な被害状況
- (g) 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 広報手段

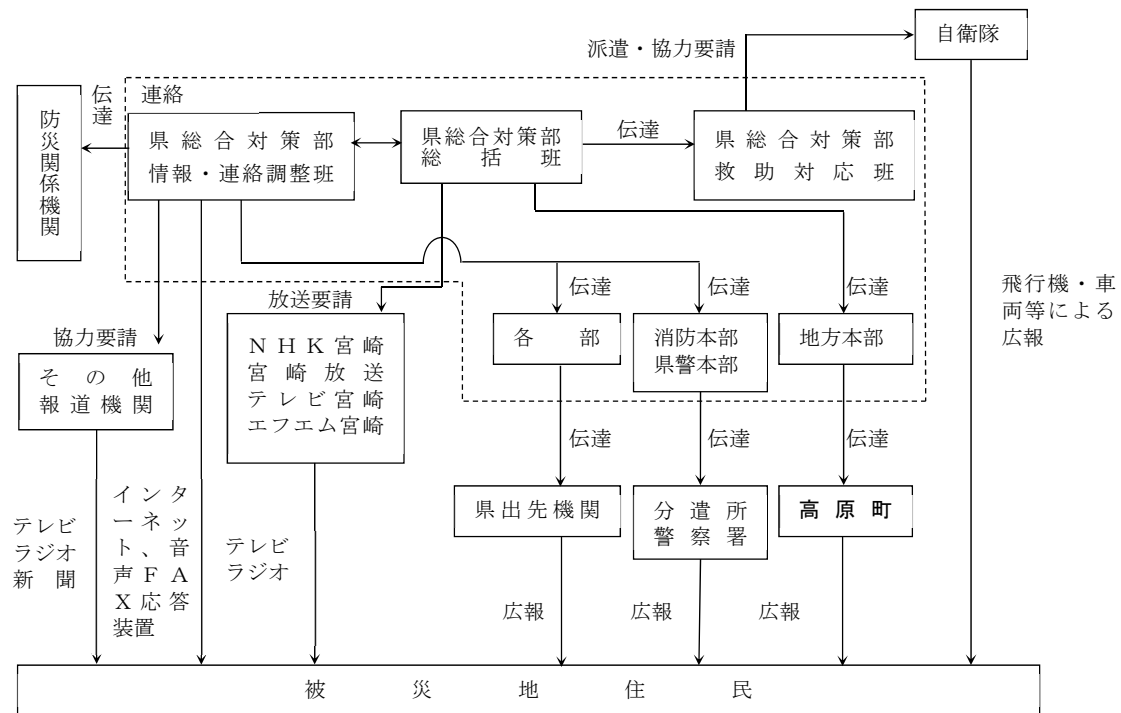


図 2-2-14 広報活動実施系統

町が保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。
その手段としては、次のようなものがある。

- a 防災行政無線（同報系）
- b 広報車による呼びかけ
- c ハンドマイク等による呼びかけ
- d ビラの配布
- e インターネット
- f 立看板、掲示板

イ 報道機関への対応

(ア) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

(イ) 報道機関への発表

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、町長（災害対策本部長）が必要と認める情報について、速やかに実施する。

また、発表にあたっては、県等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

2 通信手段の確保

(1) 専用通信設備の運用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県本庁を中枢に県出先機関、町、日赤及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信設備による交信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いる。

ア NTT西日本の災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・情報等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話が可能である。

なお、効率的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

イ 携帯電話の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

ウ 非常無線通信の実施

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

(ア) 利用資格者

原則として、非常通信はだれでも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(イ) 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく必要がある。

(ウ) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

(エ) 発信の手続

発信したい通信文を次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい。）にカタカナまたは普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落で区切る。）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

エ 衛星電話の利用

災害時において、交通手段、通信手段が途絶することが予想される。そのため、非常通信用の設備及び通信手段の多様化を図るため、衛星通信手段を整備する。

表 2-2-12 通信先（例）

機関名	移動機型	番号
高原町	イリジウム	8816-2347-8022
小林市	イリジウム	8816-2347-8020
えびの市	イリジウム	8816-2347-7990
消防本部	ドコモ衛星電話 ワイドスターⅡ	070-2683-6552
消防本部 警防指令課	インマルサットⅠ satPhone	870-776749814
えびの消防署	イリジウム	881-623445710
高原分遣所	イリジウム	881-622473406
野尻分遣所	イリジウム	881-62249586

オ 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておく。

使用できる主な機関は次のとおりである。

表 2-2-13 通信設備が優先利（使）用できる機関名

通信設備設置機関		申 込 み 窓 口
県	総合情報ネットワーク	県危機管理局・西諸県農林振興局・小林土木事務所
県警察本部		県警察本部—通信指令室長
		小林警察署—署長
九州地方整備局		宮崎河川国道事務所（防災課）

大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
宮崎地方気象台	その都度依頼する。
九州電力株式会社	各支店・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・各保線所・工務所の長
宮崎県LPガス協会	その都度依頼する。
陸上自衛隊	その都度依頼する。（えびの駐屯地）
航空自衛隊	その都度依頼する。（新田原基地）

カ 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手順により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。

なお、町長の放送要請は、知事を通じて行う。

キ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

ク 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、本章第5節2「自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

ケ アマチュア無線ボランティアの活用

(ア) 受入体制の確保

宮崎地区非常通信協議会を通じて、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は同協議会を「受入窓口」にしてアマチュア無線ボランティアを確保する。

(イ) アマチュア無線ボランティアの活動内容

- a 非常通信
- b その他の情報収集活動

（第1章第5節「5 情報伝達体制の整備」高原町における通信利用系統図を参照）。

第5節 広域応援活動

町域内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

1 広域的な応援体制

(1) 応援要請の実施

ア 他市町村への要請

町長は、町の区域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。また、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (イ) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (ウ) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (エ) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (オ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (カ) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (キ) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (ク) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (ケ) その他応援のため必要な事項

イ 県への応援要請または職員派遣のあつせん

町長は、知事または指定地方行政機関等に対し、応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書により要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (ア) 応援要請時に記載する事項
 - a 災害の状況
 - b 応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - c 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - d 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - f その他必要な事項
- (イ) 職員派遣あつせん時に記載する事項
 - a 派遣のあつせんを求める理由
 - b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
 - c 派遣を必要とする期間
 - d その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ 消防防災ヘリコプターの活用

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、電話またはFAXにより行うとともに、後日、速やかに緊急運航要請書を提出する。要請にあたって明らかにすべき事項は、次のとおりである。

- (ア) 災害の種類
- (イ) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (ウ) 災害現場の気象状況
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との通信方法
- (オ) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要な事項

エ 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、町の区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書により当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

オ 民間団体等に対する要請

町長は、町の区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び関係他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確保

(ア) 連絡窓口

県及び関係他市町村等との連絡窓口は、総合政策対策部とする。

(イ) 受入施設

県及び関係他市町村等からの物資等の受入施設は、次のとおりとする。

表 2-2-14 物資等の受入施設

名 称	所 在 地
高原町民体育館	高原町大字西麓 391 番地 2
旧高原中学校体育館	高原町大字西麓 383 番地

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として町の負担とする。

また、指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは協議して定めた方法に従う。

(3) 消防機関への応援要請

町の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

応援派遣要請を必要とする災害規模は、次のとおりとする。

ア 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害

イ 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害

ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害

オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

2 自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

ア 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

(ア) 天災地変その他災害に際して、人命または財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

(イ) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

イ 災害派遣要請の手続

(ア) 災害派遣の要請権者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき、自己の判断または町長の要請を受けて行う。

(イ) 要請手続

知事による自衛隊の派遣要請の手続は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ウ 知事への災害派遣要請の依頼

(ア) 災害派遣要請の依頼者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長（連絡窓口は危機管理対策部）が行う。

(イ) 派遣要請依頼の手続

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話または口頭をもって県（危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

(ウ) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼することができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を次表に示す自衛隊に通知する。この際、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

表 2-2-15 町長が県に依頼することができない場合の措置

区 分	通 知 先	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 24 普通科連隊長	えびの市大河平	0984(33)3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121

(2) 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は、前記以外に庁舎等防衛庁の施設またはその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

(3) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

表 2-2-16 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食・給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S.33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊受入体制の確立

ア 受入体制

派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

(ア) 災害派遣部隊到着前

- a 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- b 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- c 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

(イ) 災害派遣部隊到着後

- a 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ、最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- b 派遣部隊指揮官名、派遣部隊の名称、隊員数、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況その他参考となる事項等を知事に報告する。

イ ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急時ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

緊急時ヘリポートの選定と準備については、次のとおりとする。

- (ア) 使用ヘリポート名（特別の場合を除き指定されているヘリポートを使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行う。
- (イ) ヘリポートにはヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流しまたは発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (ウ) あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直径 10m 以上の㊥印を記し、着陸中心を示す。
- (エ) 夜間は、カンテラ等によりヘリポート（別に指定するものに限る。）の着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- (オ) ヘリポートと役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (カ) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておく。
- (キ) 地面は堅固で傾斜 9 度以内とする。
- (ク) 四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。
- (ケ) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないよう重量計を準備する。
- (コ) 大型車両等が進入できること。
- (サ) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m 以上）、水利（100 t 以上）を考慮する。
- (シ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

表 2-2-17 ヘリポートの表示要領

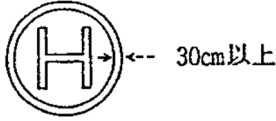
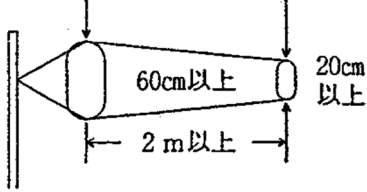
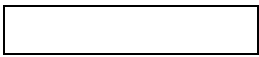
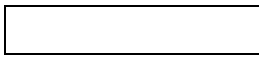
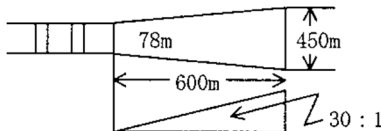
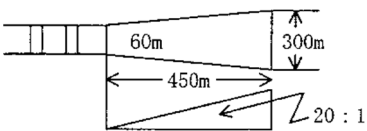
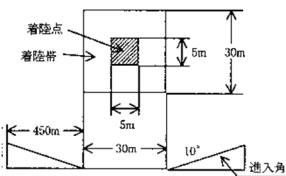
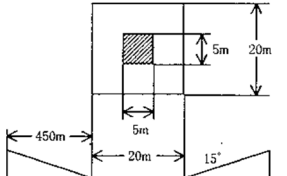
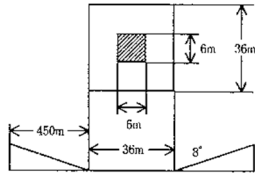
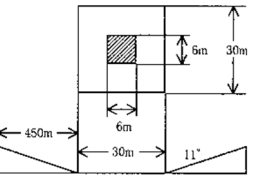
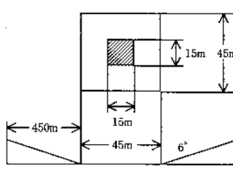
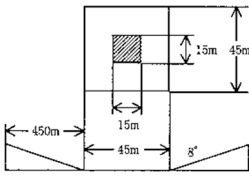
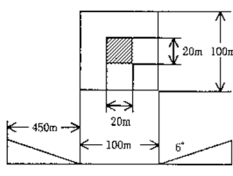
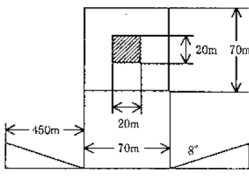
1 着陸点 	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径 10m 以上の円を描き、中央にHと記す。
2 風向指示器 	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹流し、または旗を立てる。 (1) 布製 (2) 風速 25m／s に耐えられる強度

表 2-2-18 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

＜ 1 着陸のための最小限所要地積＞

1	a		b	c
	項 目		標 準	応 急
2	固 定 翼 機	滑走路	800m 30m 	600m 20m 
		進入区域		
3	回 転 翼 機	OH-6		
4		UH-1H AH-1S		
5		UH-60J		
6		CH-47		
備 考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

＜ 2 回転翼機離発着のための最小限所要地積＞

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

ウ 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、依頼者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

- (ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (イ) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (ウ) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (オ) その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

(5) 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼する。

3 受援計画

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定する。

受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要請の参集・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。

4 広域避難の協議等

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を避難場所とすることが困難であり、かつ、住民等の生命または身体を災害から保護するため住民等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、住民等の受入れについて、県内の他の市町村長に協議することができる。

第6節 救助・救急及び消火活動

災害による死傷者等をできる限り最小限に抑えるため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などにより、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

総務課長・消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では、必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じた必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、搬送先の医療機関が治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 住民、自主防災組織等

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

ア 各区や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって、地域における救助活動を行う。

エ 自主救助活動が困難な場合は、町、消防、警察等に連絡し早期救助を図る。

オ 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防、警察等と連絡を取り、その指導を受ける。

2 消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などにより、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

総務課長・消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 応援派遣要請

町自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(3) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては、直ちに出動できる体制を確保する。

(4) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかがかぎとなる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

(5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防団員は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 4 項の規定に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

3 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにL Pガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、L Pガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自主防災組織等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

L Pガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第7節 医療救護活動

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、町は、県及び関係市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら、被災者の救援に万全を期する。

1 医療班の編成

(1) 医療救護の実施は、高原病院の協力を得て、医療班を編成して行う。

- ア 医療班の編成は医師1人、保健師または看護師3人、事務担当者1人、計5人とする。
- イ 医療班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- ウ 町の医療体制だけでは対応が困難な場合は、町災害対策本部より県災害対策本部（医療調整本部）へ支援要請し、県災害対策本部で関係医療機関及び日本赤十字社宮崎県支部等にて調整を行う。関係医療機関等は、被災現場（避難所等）に派遣された後、適宜医療救護活動を行う。

(2) 医療班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- イ 重傷者の応急手当及び中毒症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び指定一般避難所等における軽傷者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

(3) 医療班の医療で対処できない重傷者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。

- ア 重傷者及び中等症者の収容と処置
- イ 助産
- ウ 死体の検案
- エ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

2 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおりとするが、医療班は、被害者の収容所その他適当な地点に必要な応じて応急救護所を設ける。ただし、必要な応じて巡回救護を行う。

- (1) 国民健康保険高原病院
- (2) 高原町総合保健福祉センターほほえみ館

3 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、近隣市町の関係業者から調達する。
- (2) 近隣市町の関係業者から医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事または隣接市町長に対し、調達・あっせんを要請する。

4 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

(1) 傷病者の搬送

町所有の緊急車両若しくは患者輸送車で対応するが、これのみでは十分な対応ができない場合は、公用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、緊急車両若しくは患者輸送車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、県危機管理局、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、使用病院を明示し、病院付近の緊急時ヘリポートを指定する。

なお、傷病者の搬送にあたっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

(2) 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の車両で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県危機管理局、自衛隊等関係機関と連携を図る。

(3) 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県危機管理局、自衛隊等関係機関と連携を図る。

5 医療情報の確保等

医療機関の稼働状況等の情報は極めて重要度が高いため、保健衛生班は医療に関する情報の拠点として、収集・共有・広報を行う。

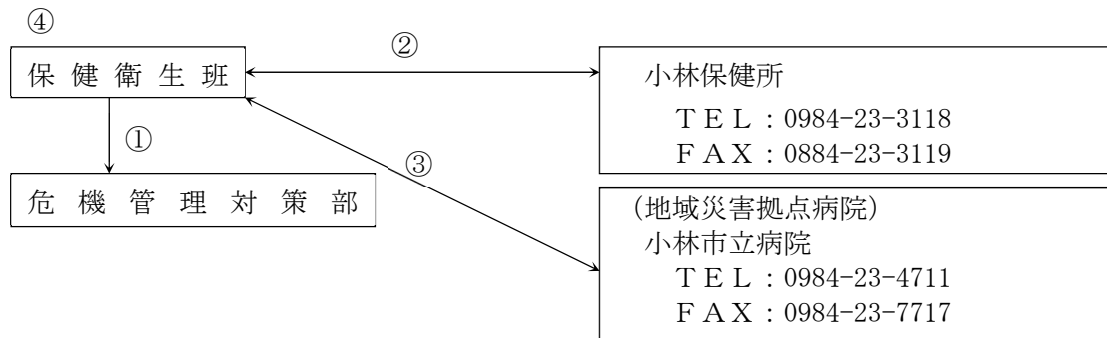


図 2-2-15 医療情報の流れ

①保健衛生班は、町内医療機関に関する以下の情報を的確に把握し危機管理班に報告する。

- ・被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- ・稼働状況
- ・入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- ・外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- ・血液、医薬品、資機材の状況
- ・医師、看護師等医療スタッフの状況

②保健衛生班は、小林保健所から以下の情報を入手し危機管理班に報告する。

- ・医薬品、医療用資機材の調達可能性
- ・県からの医療班の派遣の可能性

③保健衛生班は、地域災害医療センター指定病院に関する以下の情報を的確に把握し危機管理班に報告する。

- ・被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- ・稼働状況（ヘリポートを含む。）
- ・外来患者の集中状況等
- ・血液、医薬品、資機材の状況
- ・医師、看護師等医療スタッフの状況

④保健衛生班は、把握した情報を必要に応じて①～④の機関と共有するとともに、照会があればそれに応じる。

また、把握した情報のうち、町民等に広報すべき情報を、町防災行政無線（同報系）等を通じて広報する。

6 医療機関等の状況

町内及び近隣の医療機関の状況は、資料編のとおりである。

なお、町長は、災害時において町内及び近隣の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握しておく。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、町は県及び関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

1 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 輸送にあたっての配慮事項

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。

災害発生後の町内の道路の被害状況、交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む。）については、次のとおり把握する。

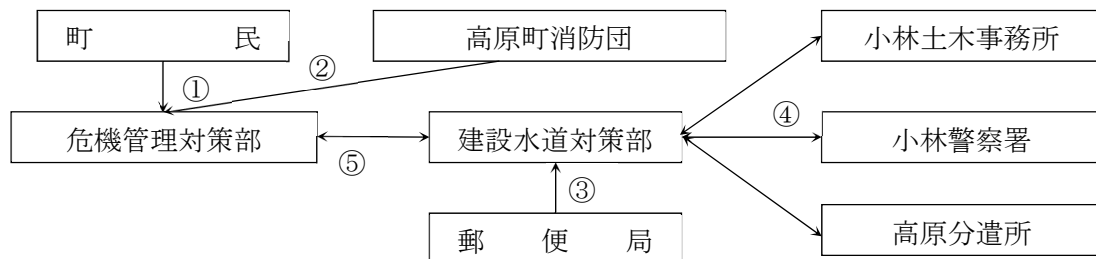


図 2-2-16 災害発生後の町内の道路の被害状況等情報の流れ

①～②危機管理対策部は、町民及び高原町消防団からの通報を受け付け建設水道対策部に報告する。

③建設水道対策部は、「道路情報提供サービスに関する覚書」に基づき各郵便局から道路の破損状況等に関する情報を入手する。

④建設水道対策部は、パトロール等を実施して町内の重要道路（国道 221 号、国道 223 号等）の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、小林土木事務所、小林警察署等関係機関と連絡を密にとり隣接町村を含む道路被害の状況及び交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む。）を把握する。

⑤建設水道対策部は、①～④までで把握した情報をとりまとめて、逐次危機管理対策部に報告するとともに、町民への広報に努める。

イ 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- (ア) 人命の救助、安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

ウ 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県または災害時における応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- (ウ) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (エ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (オ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (カ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- (キ) ヘリコプター等の燃料

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 前記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

2 陸上輸送体制の確立

(1) 交通規制の実施機関及び理由

町は、他の道路管理者、警察（公安委員会）、その他関係機関と連携し、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

表 2-2-19 交通規制の実施機関及び理由

実 施 機 関			交 通 規 制 の 理 由
道路管理者	一般国道	国土交通大臣 または知事	・災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は道路交通を禁止し、または制限するものとする。（道路法第46条）
	県道	県	
	町道	町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		・災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は道路交通を禁止し、または制限するものとする。（道路法第46条） ・災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする。（道路交通法第4条） ・必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第5条・第6条） ・災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間または区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。（災害対策基本法第76条第1項）

(2) 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官または町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者またはその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(3) 交通規制の実施

災害等により交通施設等の危険な状況が予測され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。

なお、町は、自らが管理しない道路、橋りょう等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

ア 災害時において、交通に危険があると認められる場合または被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域または区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限する。

イ 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。

ウ 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(4) 道路交通確保

ア 町は、他の道路管理者、公安委員会と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 町は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

ウ 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、町は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

エ 避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努める。

(5) 緊急通行車両の確認等

町長は、知事または公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

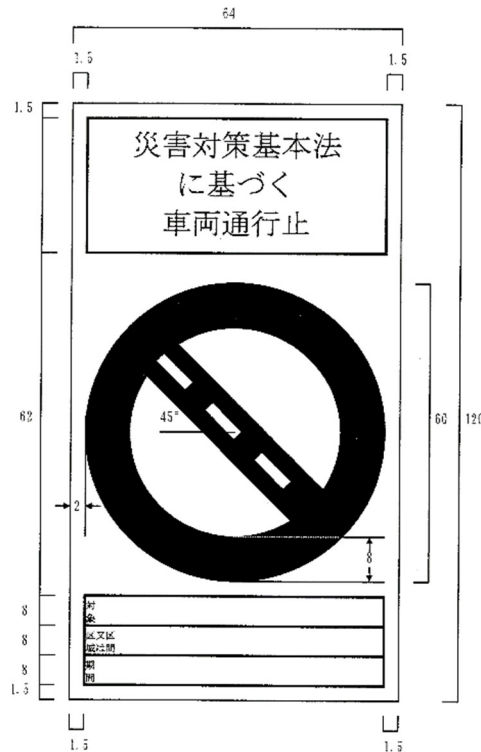


備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

図 2-2-17 緊急通行車両の標章 1



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法を2倍まで拡大し、または、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

図 2-2-18 緊急通行車両の標章 2

(6) 自動車運転者のとるべき措置

ア 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき。

災害対策基本法により、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている町域（これに隣接しまたは近接する市町村を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、または制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域または道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに車を次の場所へ移動させる。

- a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動または駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損させることがある。

また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限って、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(7) 自動車運転者のとるべき義務

ア 自動車運転者のとるべき義務

(ア) 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(イ) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

(ウ) 前記(ア)(イ)の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、または駐車しなければならない。

イ 駐車の実用除外

(ア) 前記アの(ア)(イ)による駐車については、道路交通法第3章第9節〔停車及び駐車（第44条から第51条の4）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車禁止）の規定は、適用されない。

(イ) 前記アの規定による車両の移動または駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

(8) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 被害状況の把握

町は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、関係機関と連携し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

イ 緊急輸送ルート啓開の実施

町域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに小林土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

ウ 障害物の除去

町は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

エ 応急復旧

被害を受けた重要物流道路及び緊急輸送路は、直ちに復旧し、交通の確保に努める。

オ 資機材等の調達

町は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(9) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。

- (ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両等
- (ウ) 自衛隊の車両等
- (エ) 営業用の車両等（トラック協会等）
- (オ) 自家用の車両等
- (カ) 協定に伴う車両等

イ 町で車両等の確保が困難な場合または輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図る。

(10) 集積場所及び要員の確保

ア 物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

イ 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ職員を配備し、派遣された県職員と協力して物資の配分を行う。（本章第10節参照）

3 航空輸送体制の確立

災害により道路損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障や遅滞があるときは、住民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどによる航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生する。ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等を改めて確認しておく必要がある。

(1) 緊急時ヘリポートの確保等

ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

イ 宮崎県災害対策本部西諸県地方支部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県（災害対策本部）に報告する。

ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。

なお、投下場所の選定、安全の確保については、その都度定める。

(2) 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポート周辺に集積場所を設けるとともに、必要に応じ県職員が連絡調整に当たる。

4 人力による輸送

- (1) 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。
- (2) 町長は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。
- (3) 人力による輸送は地元消防団、地域住民の協力を要請して行う。ただし、住民による人力輸送が困難な場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

5 燃料の確保

輸送業者による輸送あるいは借上げ車両等の燃料の確保に努める。

第9節 避難収容活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示等を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

1 避難誘導の実施

(1) 住民の自主避難

住民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難し、その旨を町に連絡するものとする。また、町は、平素から危険地区、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、住民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導をしておくものとする。

(2) 避難指示等

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表するものとする。

ア 避難指示等の発令基準

町長は、避難指示等の発令、避難情報の提供について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

また、避難指示または緊急安全確保を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県、気象防災アドバイザー等の専門家に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求める。なお、避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

表 2-2-20 避難指示等の区分

	発令時の状況	住民等に求める行動
高齢者等避難	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始 ○避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全確保	○災害が発生、または切迫している状況	○命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守る最善の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定緊急避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

イ 避難指示等の時期

町長は、次の場合、危険区域内の住民に対し、避難指示等を発表するものとする。

表 2-2-21 土砂災害に係る避難指示等の基準

区分	概要
高齢者等避難 (警戒レベル3相当)	○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報の色が赤【警戒レベル3相当】のとき（実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合） ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高く、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令するような状況が想定できる場合（夕方時点で発令。ただし、夜間でも緊急的に発令すべき事態が発生した場合はこの限りではない。）。 ○直近24時間の累加雨量が100mm以上で、当日の時間雨量が30mmを超えることが予想されるとき。 ○直近24時間の累加雨量が100mm以上で、当日の雨量が100mmを超えることが予想されるとき。 ○前日までの降雨がない状態で、時間雨量が30mm以上を3時間以上継続し、累加雨量が150mmを超えることが予想されるとき。
避難指示 (警戒レベル4相当)	○土砂災害情報が発表されたとき。 ○土砂災害に関するメッシュ情報の色がうすい紫【警戒レベル4相当】の場合。 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、町内及び近隣市町において、記録的短時間大雨情報【1時間雨量120mm】が発表された場合。 ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合。 ○直近24時間の累加雨量が300mmに達し、当日の時間雨量が30mmを超えることが予想されるとき。 ○直近48時間の累加雨量が300mmに達し、当日の雨量が200mmを超えることが予想されるとき。
緊急安全確保 (警戒レベル5相当)	○大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当】情報が発表された場合。 ○土砂災害の発生が切迫しているか、既に発生している場合。
避難対象区域	○土砂災害警戒区域（イエロー） ○土砂災害特別警戒区域（レッド） ○土砂災害危険箇所 ○上記以外の区域についても、土砂災害が発生する場合があるため、隣接区域や前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域も含めて、状況に応じて発令する。

表 2-2-22 水害に係る避難指示等の基準

区分	概要
高齢者等避難 (警戒レベル3相当)	○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」（赤色）を表示し、かつ洪水が発生した場合、または現場の状況により洪水が発生するおそれが高まったとき
避難指示 (警戒レベル4相当)	○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「非常に危険」（薄い紫色）を表示し、かつ洪水が発生した場合、または現場の状況により、洪水が発生するおそれが高く、立ち退き避難を必要とするとき
緊急安全確保 (警戒レベル5相当)	○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「極めて危険」（濃い紫色）を表示し、かつ洪水が発生した場合、または重大な洪水がすでに発生しているおそれが極めて高いとき
避難対象地域	※ 以下に示す町域内の中小河川沿川地域（例：流れの速い河川沿いの家屋等）を対象とする。 ○高崎川沿川地域 ○湯之元川沿川地域 ○岩瀬川沿川地域 ○辻の堂川沿川地域 ○安丸川沿川地域 ○木場田川沿川地域 ○洗出川沿川地域 ○炭床川沿川地域

ウ 避難指示等の実施責任者

基本的には各対策部からの報告に基づき町長が出すことになるが、町長に報告し、判断を仰ぐ暇がない場合には、副町長の判断により出すものとする。

表 2-2-23 避難指示等の実施責任者

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示等の対象	指示等の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第1項、 第3項	全災害 ・災害が発生したまたは発生のおそれがある場合 ・人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立ち退きの指示 ②立退き先の指示(※1) ③安全確保措置の指示	知事に報告
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のため立退きまたは安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるときまたは町長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)
海上保安官	災対法 第61条	全災害 ・町長が避難のため立退きまたは安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるときまたは町長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置の指示	町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水による災害 ・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する

※2 警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

エ 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 発令者
- (イ) 要避難対象地域
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難理由
- (オ) 避難経路
- (カ) 避難時の服装、携行品
- (キ) 避難行動における注意事項

オ 避難指示等の伝達方法

- (ア) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合、直ちに指示が出された地域の住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等、情報伝達手段の多様化を図り、消防、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- (イ) 特に避難行動要支援者への伝達については、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。
- (ウ) 避難指示等の発令・周知にあたっては、防災行政無線（同報系）の放送において、町長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- (エ) 防災行政無線（同報系）等での伝達の際、可能な限り住民に注目させる伝達手段をとる。

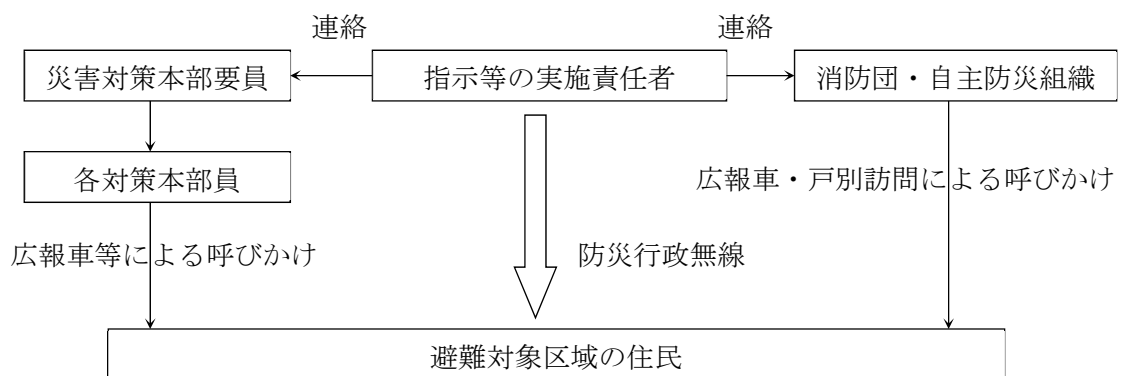


図 2-2-19 避難指示等の伝達方法

(3) 避難指示等の解除

避難指示者は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

(4) 警戒区域の設定

ア 実施者

表 2-2-24 警戒区域設定の実施者

災害の内容	実施者	根拠法
災害全般	町長または委任を受けた町職員	災対法第 63 条第 1 項
	警察官	災対法第 63 条第 2 項
	自衛官	災対法第 63 条第 3 項
火災	消防吏員・消防団員	消防法第 23 条の 2
	警察官	消防法第 23 条の 2
水災	水防団長・水防団員	水防法第 21 条第 1 項
	警察官	水防法第 21 条第 2 項
	消防吏員・消防団員	水防法第 21 条第 1 項
火災・水災以外	消防吏員・消防団員	消防法第 36 条
	警察官	消防法第 36 条

イ 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 住民等への周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(5) 避難実施の方法

町長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

ア 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難にあたっては、近隣者相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。

- (ア) 要配慮者
- (イ) 防災に従事する者以外の者

イ 避難者の誘導

避難者の誘導は、次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- (ア) 避難にあたっては、町、消防団、警察等が協力し、安全な経路を選定の上、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- (イ) 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。

- (ウ) 避難路の指定にあたっては、避難対象地区から避難先までを結ぶ道路のうち、幅員が広く、避難誘導時における安全が確保されている道路を選定する。
 - (エ) 避難誘導員は、避難立退きにあたっての携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。
 - (オ) 避難対象地域に対しては、事後速やかに避難漏れや要救出者の有無を確かめる。
- (6) 学校・教育施設等における避難誘導
 - ア 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
 - イ 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。
 - (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者の決定
 - (エ) 児童生徒の携行品を指示
 - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
 - ウ 災害が学校内または学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
 - エ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - (ア) 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
 - オ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を各家庭に周知徹底させる。
- (7) 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域については、常にこれを念頭に置き避難対策を実施する。

 - ア 孤立実態の把握対策
 - (ア) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災無線等を整備して、孤立状況の確認を行う。
 - (イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに県に対して直ちに速報する。
 - イ 救助・救出対策
 - (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
 - (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
 - (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
 - (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて、県または近隣他市町村の応援を得て、救出を推進する。

ウ 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

エ 食料品等の生活必需物資の搬送

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

オ 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(8) 避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員、消防団員を配置する。

(9) 避難地における救護等

ア 避難地に配置された町職員等は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 洪水・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

(イ) 避難した者の掌握

(ウ) 必要な応急の救護

(エ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡しまたは指定一般避難所への収容

イ 町が設定した避難地を所有しまたは管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

(10) 避難状況の報告

ア 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接または小林警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。

(ア) 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b 上記事態に対し、応急的にとられた措置

c 町に対する要請事項

(イ) 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

a 避難地名

b 避難者数・避難世帯数

c 必要な救助・保護の内容

d 町に対する要請事項

イ 町は、避難状況について、県へ報告する。

〔住 民〕

- (1) 食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。
- (2) 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。
- (3) 農道、林道等の使用可能な回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

2 指定一般避難所の開設、運営

(1) 指定一般避難所の開設、運営

指定一般避難所の開設については各区長、地区公民館長等へも協力を依頼する。

ア 指定一般避難所の開設

町は、指定一般避難所を開設する必要があると認められるときは、次により速やかに指定一般避難所を開設し、被災者を避難誘導する。

特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- c 災害によって、被害を受けるおそれのある者
 - (a) 町長の避難命令を受けた者
 - (b) 町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要がある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、指定一般避難所を開設する。
- b あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設する。
- c 災害の様相が深刻で、町内に指定一般避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物または土地の借り上げにより避難所を開設する。
- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置する。
なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

(ウ) 設置期間

- a 必要最低限の期間設置するが、日時が経過し避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小する。
- b 指定一般避難所の開設は、応急的なものであることから、指定一般避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。
特に、学校を指定一般避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。
- c 指定一般避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

d 災害救助法が適用された場合の指定一般避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため、県と協議する。

(エ) 県への報告

町は指定一般避難所を開設した場合、直ちに指定一般避難所開設の状況を県に報告する。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

- a 指定一般避難所の開設の日時及び場所
- b 開設数及び収容人員
- c 開設見込み期間

(オ) 県への要請

町は、指定一般避難所の不足や指定一般避難所開設に必要な資材等が不足する場合など指定一般避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要に応じて隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

イ 指定一般避難所の運営

町は、次の事項に留意し指定一般避難所の適正な運営に当たる。

(ア) 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者を配置する。ただし、災害発生直後から当分の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことが予想される。その場合、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。この場合、会計年度任用職員の雇用、対応も考えられる。

ただし、指定一般避難所生活が長期化するときは、指定一般避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの他、必要に応じて、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

なお、指定一般避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

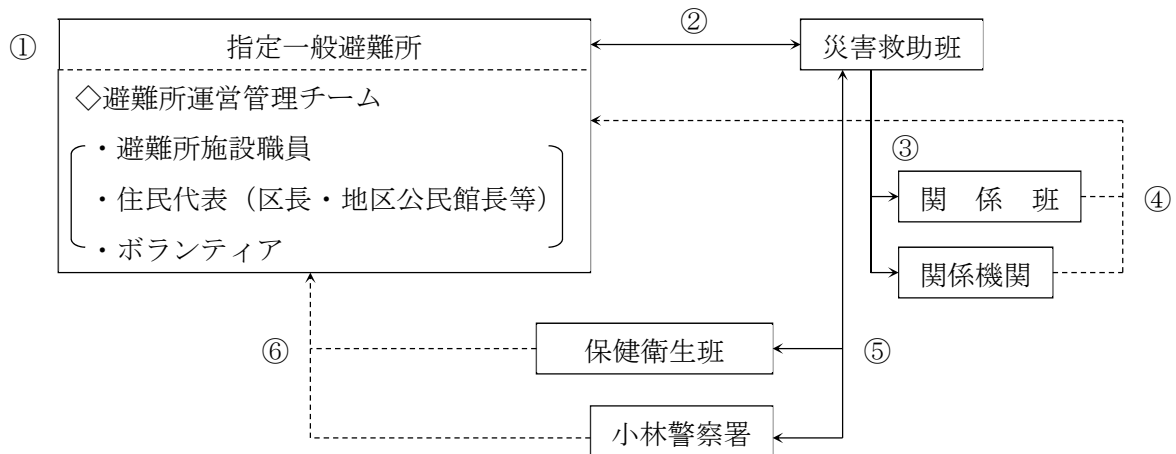


図 2-2-20 指定一般避難所の運営管理体制

- ①各避難所に、避難所施設職員、住民代表（区長・地区公民館長等）、ボランティアで構成する避難所運営管理チームを組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。避難所運営管理チームは、避難所日誌を作成し情報の整理に努める。
- ②災害救助班は、避難所運営管理チームから当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
- ③災害救助班は、②で把握したニーズを関係班及び関係機関に伝え対応を要請する。
- ④③で要請を受けた関係班及び関係機関は、必要な措置を講ずる。
- ⑤災害救助班は、②で把握したニーズを保健衛生班、小林警察署に伝える。
- ⑥保健衛生班、小林警察署は、適時指定一般避難所を巡回し、避難所のニーズを把握するとともに、必要な措置を講じ、その結果を災害救助班に報告する。

(イ) 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- a 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を作成する。
- b 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- c 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町災害対策本部と連絡を行う。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

- d ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

(ウ) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- a 避難者の世帯人員や不足状況に応じ、避難者に必要な食料その他生活必需品を公平に配布する。

- b 指定一般避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮などの生活環境の改善対策を順次講ずる。
- c 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を指定一般避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- d 一定の設備を備えた指定一般避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量を確保する。
- e 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、指定一般避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
- f 指定一般避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施する。

表 2-2-25 指定一般避難所の標準設備例（指定一般避難所の開設が長期に及ぶ場合）

○特設コーナー：□広報広聴コーナー		
□避難所救護センター（保健室等）		
□情報連絡室（Wifi、無線、電話、FAX等）		
□更衣室		
○資機材等：	□寝具	□テレビ、ラジオ
	□被服	□簡易シャワー
	□日用品（タオル、歯ブラシ等）	□仮設風呂
	□常備薬	□扇風機
	□仮設トイレ	□網戸
	□炊き出し備品	□ストーブ
	□特設・臨時電話	□暖房機
	□畳・カーペット	□電源設備
	□間仕切り用パーテーション	□給水タンク
	□洗濯機	□掲示板
	□乾燥機	□パソコン
	□感染症対策用品	
○スペース：	□駐車場	
	□仮設トイレ	
	□仮設風呂	
	□給水タンク	
	□掲示板	
	□資機材置場	

なお、指定一般避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。

(エ) 住民による自主的運営

指定一般避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、指定一般避難所の運営も避難者による自主管理体制に移行し、職員は後方支援業務に従事するように努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりを支援する。

(オ) 指定一般避難所以外の被災者への支援

避難所への避難が困難等により、在宅での避難生活を余儀なくされた被災者や、指定された避難所以外に避難した被災者に対してもその避難状況の把握に努め、食品や飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

3 被災者の把握

(1) 避難者、在宅被災者の把握

ア 避難者の状況把握

災害発生の直後より、避難者の状況を把握するため、指定一般避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、指定一般避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(ア) 登録事項

- a 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- b 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- c 親族の連絡先
- d 住家被害の状況や人的被害の状況
- e 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- f 要配慮者の状況
- g 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- h その他、必要とする項目

(イ) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を、選任をした上で行う。

(ウ) 登録内容の活用

登録内容は、指定一般避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定一般避難所の生活環境の整備等に活用する。

(エ) 登録内容の報告

登録内容は、日々、町災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県に報告する。

イ 在宅被災者の状況把握

指定一般避難所に避難していない被災者についても、指定一般避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

特に、要配慮者が、情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(2) 被災認定

町は、本章第18節「災害救助法の適用」の基準により被災認定を行う。

4 避難生活環境の確保

(1) 指定一般避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等による入浴の提供を行う。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

(2) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

(ア) 町は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、指定一般避難所ごとの健康状態の把握を行う。

(イ) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、効果的な処遇検討ができるよう努める。

(ウ) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

(ア) 町は、指定一般避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

(イ) 町は、指定一般避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。

ウ 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

町は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者などに対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

オ 避難所外避難者の健康状態の把握

在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

5 指定一般避難所の管理・運営の留意点

- ア 避難者の把握（出入りの確認）
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 生活環境への配慮（暑さ寒さ対策等）
- オ 要配慮者への配慮
- カ 避難の長期化等の状況に応じたプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- キ 性暴力、DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー行為、児童虐待等の予防に関する注意喚起
- ク 女性用品を手渡す担当者は必ず女性が担当
- ケ 間仕切りの設置
- コ 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- サ 動物飼養者の周辺への配慮の徹底及びペットのためのスペース確保
- シ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し男女別更衣室、授乳室を確保
- ス 女性用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- セ トイレは、日中・夜間をとおして安心・安全に使用できるように配置する。
- ソ テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る
- タ 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮

6 要配慮者等への配慮

(1) 災害救援ボランティアセンターとの連携

町は、要配慮者の救援活動にあたっては、(社)高原町社会福祉協議会が設置する「高原町災害救援ボランティアセンター」と連携し、活動が円滑に進むように努める。

ア 社会福祉協議会長は、災害救援ボランティアセンターを設置した旨を町災害対策本部へ連絡し、次の情報を災害対策本部へ提供するものとする。

- (ア) 災害救助ボランティアの派遣地域、活動内容
- (イ) 連絡担当職員の氏名、連絡先

イ 町災害対策本部は、災害救援ボランティアセンターへ次の情報を提供するものとする。

- (ア) 避難指示等の発令状況
- (イ) 各地域の指定一般避難所開設状況
- (ウ) 救護所の開設状況
- (エ) 道路の被災状況、応急復旧の状況
- (オ) 連絡担当職員の氏名、連絡先

＜連携上の留意点＞

- (ア) NTTが指定する災害時優先電話、町の災害時等緊急電話（非公表）の電話番号を確認する。
 - (イ) 衛星携帯電話、防災行政無線の非常時連絡手段を確保する。
 - (ウ) 災害対策本部、災害救援ボランティアセンターの活動が重複することなく効率的に行われるよう連携を図る。
 - (エ) 不足する車両や資機材を、お互いの活動に支障のない範囲で融通し合う。
- (2) 避難行動要支援者に配慮した応急対策の実施
- ア 災害発生直後に必要な対策
- (ア) 避難行動要支援者のリストに基づき、地域住民や消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、速やかに安否確認を行う。
 - (イ) 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を受け、指定一般避難所への速やかな避難誘導を行う。
- イ 早期に必要なとなる対策
- 要配慮者の指定一般避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。
- (ア) 指定一般避難所での対策
- a 指定一般避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
 - b 障がい者用のトイレ・スロープ等の段差解消設備の仮設、車いすの貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣など、要配慮者へ保健・福祉サービスの提供を行う。
 - c 食品や飲料水、生活必需品の供給等において、要配慮者が不利にならないよう介助に配慮する。食品の供与にあたっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。また、配布の際にも配布場所、配布時間を別に設ける等の配慮をする。
 - d 指定一般避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利にならないよう、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者に対しては点字を活用するなど要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。
 - e 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
 - f 指定一般避難所での生活が長期化しないよう、速やかに福祉避難所への移行を図る。

(1) 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、(ア)の対応とともに、次の事項に留意する。

- a 要配慮者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
- b 相談等に当たる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、ホームヘルパーの派遣や社会福祉施設への入所等の保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- c 避難が長期化する場合は、要配慮者の状況に応じ、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等を行う。

(3) 関係団体等との連携

町は、指定一般避難所または在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む。）の管理者、自主防災組織、地区公民館・集会施設、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

(4) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

町は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、指定一般避難所等や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

(5) 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

ア 要員の確保

避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

イ 安否確認、救助活動

保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者の名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

ウ 搬送体制の確保

町は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、緊急自動車や社会福祉施設所有の自動車の活用を図る。

エ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、居宅や指定一般避難所等で生活する要配慮者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等に関する情報を随時提供する。

オ 保健、福祉巡回サービス

医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等の協力により、居宅、指定一般避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなどの各種保健・福祉サービスを実施する。

カ 保健・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

キ 指定一般避難所における要配慮者に対する支援対策

(ア) 指定一般避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

バリアフリー化されていない施設を指定一般避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

(イ) 相談窓口の設置

車いす、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、指定一般避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(ウ) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

a 要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。

b 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。

c 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に推進し、早期退所が図られるように努める。

(6) 外国人に対する安全確保対策

ア 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

イ 安否確認、救助活動

警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

ウ 情報の提供

(ア) 指定一般避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、指定一般避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(イ) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語による情報提供に努める。

エ 外国人相談窓口の開設

町は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県と連携し、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

7 応急住宅の確保

(1) 応急仮設住宅の供与・管理

ア 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から 2 年以内とする。

イ 設置戸数の決定

災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

ウ 設置場所の提供等

(ア) 設置場所は、原則として町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。

(イ) 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、設置期間等の利用関係についてあらかじめ所有者と契約書を締結しておく。

エ 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。

なお、調達にあたっては、各種協定締結先の社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

オ 入居者の選定等

町は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、町は、入所の選定にあたって町民福祉課、税務課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

基準…住家が全焼、全壊または流失し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

例示

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

カ 福祉仮設住宅の設置

必要に応じて、高齢者等日常生活に特別な配慮を要する者が利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も設置する。

キ 応急仮設住宅の管理

(ア) 町長は、県から委任を受けたときは、応急仮設住宅の維持管理に努めなければならない。

(イ) 常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。

ク 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを入居者に対し十分説明し理解を得ておく。

ケ 地域社会づくり

- (ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- (イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるため、自治会などの育成に配慮する。
- (ウ) 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅が集積する地域においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- (エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等が連携し、見守り活動を行うよう配慮する。

コ 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- (ア) 恒久住宅需要の的確な把握
- (イ) 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- (ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- (エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- (オ) その他、住宅等に関する情報の提供

(2) 被災住宅の応急修理

ア 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

イ 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

ウ 応急修理の規模

応急修理の面積については、特に制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

エ 応急修理の対象世帯の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準により対象世帯を決定する。

なお、町は、対象世帯の選定にあたって、町民福祉課、税務課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

基準…半焼または半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差しあたって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

オ 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

町長は、この事務について、町職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

(3) 公的住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

また、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について県へ要請する。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事・飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合、食料・飲料水及び生活必需品を供給する。

食料・飲料水及び生活必需品の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、必要に応じ県に対して支援及び総合調整を要請する。

ただし、災害救助法または国民保護法が適用されたときは、町長は知事の委任に基づき、これを行う。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 食料の供給活動

(1) 食料の調達

ア 調達方法

(ア) 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、町内米穀小売業者等から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、西諸県農林振興局または県災害対策本部を通じて知事に要請する。

(イ) 副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店より調達するが、町内における調達が不可能であり若しくは必要数量の確保ができない場合は、県にそのあつせんを依頼する。

イ 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には九州農政局宮崎県拠点に対し、文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、町は炊き出しや公的備蓄等から食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

ア 対象者

指定一般避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で当該施設から食品の給与を受けることができない者など、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

イ 給与の内容

(ア) 食品の給与にあたっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

(イ) 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。

(ウ) 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギー等への対応等を図る。

ウ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による指定一般避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

エ 県、近隣市町村への協力要請

本町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

オ 品目

米穀（米飯を含む）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量を加えたものとする。

表 2-2-26 1人当たりの供給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米 200g 以内
	応急供給受給者 1人1日当たり精米 400g 以内
	災害救助従事者 1食当たり精米 300g 以内
乾 パ ン 食 パ ン 粉 ミ ル ク	1食当たり 1包（100g 入り）
	1食当たり 185g 以内
	乳児1日当たり 200g 以内

(3) 物資輸送拠点の指定及び管理

ア 物資輸送拠点の指定

町は、食料の集積地を指定し、調達した食料の集配を行う。

イ 物資輸送拠点の管理

食品の集積を行う場合は、町は県と連携を密にして、拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

(4) 食品の配分及び配送

町は、派遣された県職員と協力して、食品の適切な配分及び配送を行う。

2 飲料水の供給及び給水の実施

(1) 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を確保することが困難となったときは、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

ア 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、河川等の飲用に適するものを水源とする。

イ 水源の水質検査・保全

確保された水源は、化学処理を加えて飲用に適するかどうかの検査を行う。また、水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とした上で供給する。

ウ 水の缶詰、ペットボトル等の提供について、製造・流通業者に依頼し、供給体制を整備しておく。

(2) 給水体制の確立

ア 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や指定一般避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 通水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

イ 給水施設の被災状況を把握し、最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、小林保健所及び県公衆衛生センターに協力を求める。

ウ 防災行政無線、広報車等を用い、給水場所、給水方法、給水時間等についてきめ細かく住民に広報する。

エ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

オ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

カ 被災地における最低給水量は、一人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持の一人1日3ℓ等）。

キ 激甚災害等のため町だけで給水を実施することが困難な場合には、宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書等により県、隣接市町村及び自衛隊へ応援要請する。

(3) 給水方法

ア 車両による給水

指定一般避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用し拠点給水する。

なお、医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

(ア) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車に補給水源から取水し、被災地域内への輸送の上、住民に給水する。

(イ) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化したものを飲料水として住民に供給する。

イ 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

ウ ポリ容器等による給水

(ア) 指定一般避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

(イ) 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、200容器により必要個数を整備する。

(ウ) 指定一般避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対し、ポリ袋により配給する。

(エ) 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請し、必要に応じて配給する。

(4) 給水期間

供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

3 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の給（貸）与

町は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給（貸）与する。

ア 対象者

住家に被害を受けまたは住家に被害はないが現に住家への立入が禁止されており、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損または入手できない者

イ 給（貸）与の内容

指定一般避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で、一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

ウ 給（貸）与の方法

- (ア) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。
- (イ) 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。
- (ウ) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

エ 物資の調達先

次の例示品目を公的備蓄等から給（貸）与するとともに、県に協力を要請する。

<品目の例示>

- (ア) 寝具（毛布等）
 - (イ) 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
 - (ウ) 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
 - (エ) 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
 - (オ) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
 - (カ) 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
 - (キ) 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
 - (ク) その他（ビニールシート等）
- (2) 県、近隣市町村への協力要請
- 町が多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。
- (3) 救援物資の集積地及び管理・配送
- 県及び近隣市町村からの救援物資の集積・配分等については、本節「1 食料の供給活動」
- (4)に準じて行う。

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

大規模災害による水道施設等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は、生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 保健衛生対策の実施

(1) 健康対策の実施

ア 救護所の設置等

避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

イ 巡回健康相談の実施

(ア) 指定一般避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

(イ) 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(ウ) 保健・医療・福祉等のサービスの提供について県の助言を受けつつ、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

ウ 巡回栄養相談の実施

(ア) 指定一般避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(イ) 指定一般避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

エ 巡回歯科相談の実施

(ア) 県とともに歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

(イ) 要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

(2) 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

ア 精神科救急医療の確保

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。町は、必要に応じて、県と連携する。

イ メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

県との協力のもとに保健所に心の相談所を設置する。

また、必要に応じて、D P A Tの派遣の要請を行う。心の相談所は、D P A Tの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

(ア) 第一段階

- a 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの指定一般避難所への巡回診療及び訪問活動
- b D P A T活動拠点本部を通じた保健所とD P A T先遣隊・D P A Tとの連携

(イ) 第二段階

- a D P A Tによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

- a 心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

(エ) 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- b P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応
- c D P A T活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

ウ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、心のケアやP T S Dに対するパンフレットを被災者に配付するとともに、指定一般避難所の閉鎖後も継続して心のケアに対する相談窓口を設置する。

2 防疫・食品衛生対策の実施

(1) 防疫対策の実施

ア 保健衛生班の設置

感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、町災害対策本部を設置した場合は、保健衛生班も併せて設置する。

イ 情報の収集・報告

町は、気象庁及び警察等と連絡を取り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域または場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

ウ 防疫活動に必要な資機材・薬剤の確保

(ア) 資機材

消毒用噴霧器等を利用して防疫活動を行うが、資機材が不足する場合は、他の関係機関から借入れを行う。

(イ) 薬剤

防疫薬剤は、ほほえみ館において町内の関係業者（薬局店）から調達を行うが、調達不能の場合は、小林保健所に調達あっせん要請を行う。

エ 検病調査及び健康診断

(ア) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上検病調査を行う。

(イ) 検病調査の結果、必要があるときは、健康診断を実施する。

オ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、県と協力して予防接種を実施する。

カ 消毒

町長は、知事（小林保健所長）の指示があったときは、次の消毒活動を行う。

(ア) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒

(イ) 避難場所のトイレの消毒

(ウ) 井戸の消毒

キ 飲料水の消毒及び衛生指導

ク 指定一般避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

ケ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生上の指導を行う。

浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

コ 患者等に対する措置

被災地に感染症患者等が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた対応をとる。

サ 指定一般避難所の防疫措置

町長は、指定一般避難所を開設したときは県の指導の下に指定一般避難所における防疫の徹底を図る。この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の完璧を期する。

シ 予防教育及び広報活動

町は、パンフレット等または関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能によりまたは報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報にあたっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

ス 記録の整備及び状況等の報告

町は、消防、警察等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を小林保健所長に報告する。

(2) 食品衛生対策の実施

町は、感染症発生等の環境悪化を防ぐため知事の行う食品衛生対策に協力し、食品の衛生管理等を行う。

ア 指定一般避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、次の現地指導の徹底によって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。

(ア) 手洗消毒の励行

(イ) 食器、器具の洗浄、消毒

(ウ) 給食従事者の健康診断

(エ) 原材料、食品の検査

イ 営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設の監視、検査等の実施に協力することによって不良食品の供給を排除する。

(ア) 滞水期間中営業の自粛

(イ) 浸水を受けた施設の清掃、消毒

(ウ) 使用水の衛生管理

(エ) 汚水により汚染された食品の廃棄

(オ) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

ウ 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止のため、次の事項について啓発指導を行う。

(ア) 手洗いの励行

(イ) 食器類の消毒使用

(ウ) 食品の衛生保持

(エ) 台所、冷蔵庫の清潔

エ その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

〔住 民〕

(1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて衛生的に処理する。

(2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

3 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

災害時の指定一般避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は指定一般避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、指定一般避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- オ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 避難所における愛護動物の適切な指導

町は県に協力して、指定一般避難所に同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

(4) ペット同行避難の受入れ

ア 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ 避難所におけるペットの飼養スペース

避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

ウ 災害に備えた事前準備

飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- (ア) 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日以上）
- (イ) 予備の食器と首輪、リード
- (ウ) ケージ及び補修などに使うガムテープ
- (エ) トイレ用品

また、飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

- (ア) ケージに慣れる
- (イ) 無駄ぼえをしない
- (ウ) 決められた場所でトイレができる

(5) 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入に配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

4 災害廃棄物処理

(1) し尿処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

- (ア) 町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- (イ) 指定一般避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設（簡易）トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
- (ウ) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 応援要請

- a し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- b 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

ウ 処理の実施

(ア) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(イ) 河川、プール等の水の利用

水道施設の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、その活用を図る。

(ウ) 仮設（簡易）トイレの設置

必要に応じて、仮設（簡易）トイレを速やかに指定一般避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入れについて検討するものとする。

エ 住民及び自主防災組織の行動

自主防災組織が中心となり、仮設（簡易）トイレの設置及び管理を行う。

オ し尿処理施設の設置状況と処理能力については、資料編参照のこと。

(2) 避難所・生活ごみ処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

(ア) 指定一般避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(イ) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、清掃計画を定める。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

(イ) 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

(ア) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、指定一般避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

(イ) ごみの一時保管場所の確保

災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し処理施設での処理が困難な場合は、周辺環境等に十分注意した上で仮置き場を設ける。

なお、可能な限りリサイクルに努める。

(ウ) 消毒用または防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理する。

(エ) 住民への広報

災害廃棄物の分別方法を定め、廃棄物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。

また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(オ) ごみ処理施設の設置状況については、資料編参照のこと。

(3) 産業廃棄物の処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報を収集し、災害廃棄物処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡する。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

(ア) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体（重機により建築物を一気に取り壊す解体工法）を行わない。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。町は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

損壊家屋については、石綿やP C B等の有害物質、L P ガスボンベ、太陽光発電施設、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(イ) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残がい物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

(4) 住民等への広報

住民等に対し、災害廃棄物処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を行う。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど周知に努める。

〔住 民〕

(1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置き場へ搬出する。

(2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び火葬に関する活動

行方不明者及び遺体の搜索については、家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

また、遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と火葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等にあたっては、災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族・近親者の感情に十分配慮した対応を行う。

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 行方不明者の調査

災害時における行方不明者の調査は、町が消防団、消防及び警察機関と協力して行う。

(2) 遺体の搜索

ア 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が、県・県警察本部及び日本赤十字社等との協力のもとに実施する。

イ 搜索活動の実施

遺体搜索活動は、災害の規模に応じて搜索班を編成し、必要に応じて警察等の関係機関及び地域住民の協力を求めて実施するものとする。

2 遺体の確認、火葬の実施

(1) 遺体の確認

ア 町は、遺体を発見した場合には、速やかに警察に連絡する。

イ 町は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

ウ 身元が判明している場合は、原則として遺族、親族または町長に連絡のうえ遺体を引き渡す。

エ 身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

オ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会第 4 号）に定める検視を待って遺体の引き渡しを受け、遺体の処理を行う。

(2) 遺体の処理

遺体の処理は、町において処理班を編成し、必要に応じて町立病院等、地区住民の協力を求めて実施する。ただし、町のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部の協力を得て行う。

なお、対応が困難な場合は、宮崎大学医学部附属病院、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

ア 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、町は、人心の安定上、腐敗防止上または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案及び火葬に備える。

イ 検案

検案は、派遣された医師が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部の協力を得て行う。

また、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学医学部附属病院、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

ウ 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、遺体収容所に収容する。

(ア) 遺体収容所（安置所）の設置

町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合は遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に協力を要請する。

(イ) 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(ウ) 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多く発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(3) 遺体の火葬

ア 死亡者数の確認

町は、適切に火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、火葬を支援する。

イ 遺体の火葬

遺体の埋葬は、町において実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。また、県内市町村の火葬能力では不十分な場合は、県が他県の市町村での火葬の受入れを要請するが、町は県の調整結果に基づき、具体的に他県の市町村の各火葬場と打合わせを行い、遺体を搬送する。

身元の判明しない遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し身元が判明し次第遺族に引き渡す。

3 遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

(1) 搜索

ア 搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び要員費は、当該地域における通常の実費とする。

イ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 埋葬

ア 次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。

(ア) 棺おけ

(イ) 埋葬または火葬

(ウ) 骨つぼまたは骨箱

イ 火葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班または警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内とする。

ウ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害発生の直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、町は、関係機関等との緊密な連携のもとに、警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有するほか、被災者の生活再建へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として、次のものが挙げられる。

- ア 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の交通渋滞
- イ 電話等通信網の寸断等による混乱
- ウ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- エ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- オ 真偽不明情報の流言による混乱
- カ 被災地や指定一般避難所等での住民の混乱
- キ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

(2) 警備活動の強化

町は、関係機関の公安警備計画に協力し、住民の安全を守る。

(3) 保安対策

町は、関係機関の保安対策に協力し住民の安全を守る。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 物価の安定

- ア 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- エ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

(2) 物資の供給確保

町は、管内または広域圏で流通業者との連携を図る。

3 帰宅困難者対策

災害の発生により、交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学者、買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

第14節 公共土木施設等の応急復旧活動

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1 道路施設

(1) 緊急点検

町及び道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握、情報の収集に努める。

(2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

町及び道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。その際、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路を優先利用して交通の確保に努める。また、町が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を小林土木事務所に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ う回道路の有無

(3) 二次災害の防止対策

町及び道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 町及び道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(5) 町及び道路管理者は、災害等の発生により道路が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、う回路として重要な役割を果たす林道の整備を行うほか、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 河川施設

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 被災箇所が背後地に甚大な被害を与えるために緊急性を有する仮締切工事や破壊箇所のうち次期出水により被害が予想される箇所についての決壊防止工事を行う。

(4) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

3 地すべり応急対策

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

4 土石流対策

- (1) 必要に応じて、避難指示等の措置を講ずる。
- (2) 放置すれば下流または周辺の人家等へ影響するおそれ大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂対策工事を実施する。

5 農地・農業施設

農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じて管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、住民の生活機能は著しく低下し、まひ状態となることも予想される。

このため、町及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、早期復旧を目指して応急体制を整備する。

1 水道施設

(1) 応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第10節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」による。

(2) 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事業者等に協力を求めて確保する。

(3) 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事業者等から緊急に調達する。

(4) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、有害物等が混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの配水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水の排除、洗管消毒による機械器具類の整備及び洗浄消毒を行った上で給水する。

オ 施設が破損し、給水不能または給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料水の最低量の確保に努めるほか給水場所等についての住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。

(5) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 電力施設

(1) 広報活動

町は、九州電力・九州電力送配電株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- ア 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用すること。
- ウ 外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(2) 応急対策

町は、九州電力・九州電力送配電株式会社が行う応急対策に協力する。

3 電気通信施設

(1) 町通信施設の応急活動

- ア 通信施設が被災した場合、町職員とN T T西日本等保守業者は、復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- イ 停電が発生し、通信施設への復電までに長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- ウ 孤立防止用無線等の災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- エ 災害時用通信手段等も使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

(2) 応急対策

町は、関係事業者が行う応急対策に協力する。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 被災者・住民への的確な情報伝達

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

被災者のニーズを把握するため、職員を指定一般避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者のニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の指定一般避難所が設置された場合には、数か所の指定一般避難所を巡回するチームを設けて、被災者のニーズを把握する。

(ア) 家族、縁故者等の安否

(イ) 不足している生活物資の補給

(ウ) 指定一般避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）

(エ) メンタルケア

(オ) 介護サービス

(カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

イ 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）や障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などの地域ケアシステムチーム員等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアによる巡回訪問等により、ニーズの把握に努める。

(ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

(イ) 病院通院介助

(ウ) 話相手

(エ) 応急仮設住宅への入居募集

(オ) 縁故者への連絡

(カ) 母国との連絡

(2) 生活情報の提供

各種媒体を活用して、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を積極的に提供する。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局等の協力を得て、定期的に放送を行い、必要な情報の提供を行う。

イ パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供を受けることが可能となる場を設けるとともに、防災関係機関との連携を図り、必要な情報の提供に努める。

ウ インターネットの活用

インターネットを活用して、必要な生活情報の提供を行う。

エ ファクシミリの活用

N T T西日本、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的に必要な情報の提供を指定一般避難所に対して行う。

オ 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の活用

安否情報の伝達手段として災害発生時に有効なN T Tの「災害用伝言ダイヤル」、携帯電話の「災害用伝言板」について、その活用方法の広報紙への掲載、各庁舎・指定一般避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

町は、(2)に示すような各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、防災関係機関その他団体のそれぞれが設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

〔相談窓口において取り扱うもの〕

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等に関すること

第17節 自発的支援の受入れ

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

1 ボランティア活動の受入れ

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援に関する総合調整については、町（災害対策本部）に設置する災害救助班が行う。

ア 受入体制の確保

災害発生後直ちに、町社会福祉協議会に災害救援ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入体制を確保する。

被害が甚大で、町（災害対策本部）及び町社会福祉協議会のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会に支援を要請する。

また、その他の市町村社会福祉協議会に対しても、ボランティアの受入れ・派遣体制を早急に要請するなどして、支援体制の確立を図る。

イ 「受入窓口」の運営

(ア) ボランティア現地本部の活動内容

- a 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- b ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- c 活動中のボランティアへの支援
- d ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- e 被災者やボランティアに対する情報提供
- f ボランティア連絡会議の開催
- g ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- h 災害対策本部との連絡調整
- i 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- j ボランティアコーディネーターの受入れ
- k その他被災者の生活支援に必要な活動

(1) 他市町村社会福祉協議会の窓口業務の内容

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめる。

(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

ア ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設に併せて、コーディネートを担当する職員を配置し、町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行わせる。

イ ボランティアに協力依頼する活動内容

(ア) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

(イ) 避難生活者の支援（給水、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

(ウ) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

(エ) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）

(オ) その他被災者の生活支援に必要な活動

ウ 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

エ ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動保険についての広報を実施するなどボランティア活動保険への加入を促進する。

オ ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

(ア) 被災地では基本的に2人以上で行動する。

(イ) 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。

(ウ) 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。

(エ) 女性に対する暴力等を予防する。（防犯ブザーの携帯等）

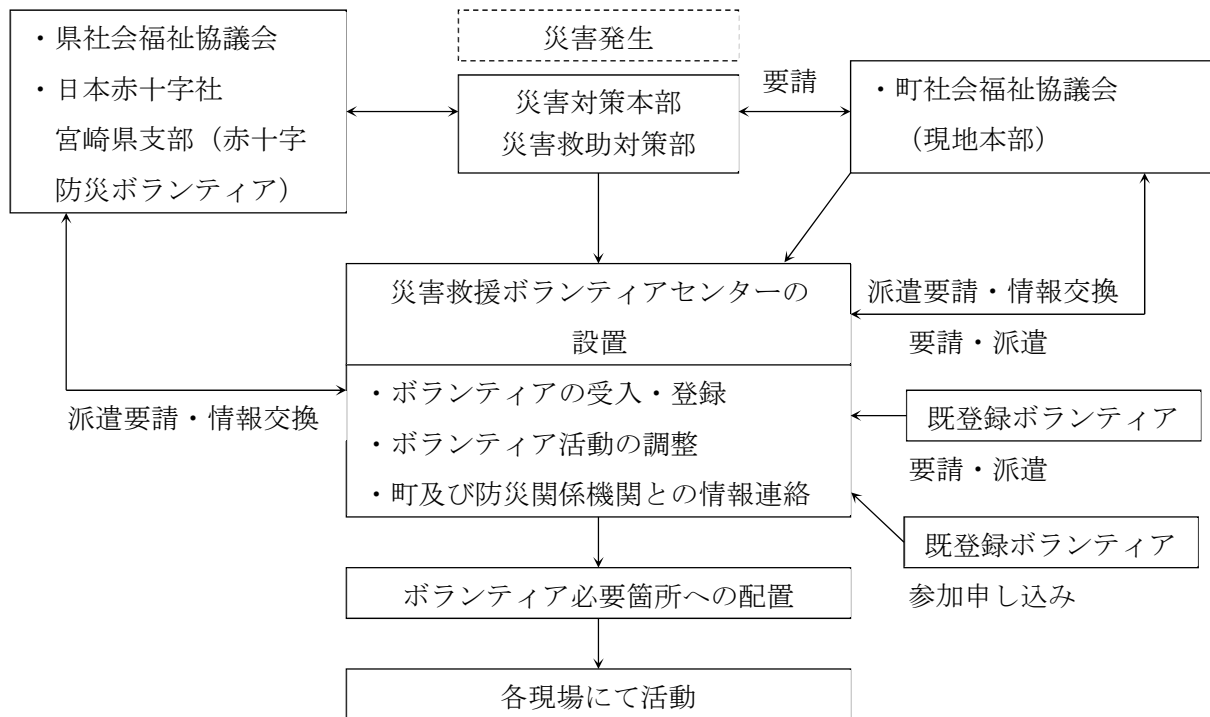


図 2-2-21 ボランティアの受入

2 地域安全ボランティアの活動

(1) 地域安全ボランティア活動推進体制の整備

地域安全活動は、安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止するための地域住民によるボランティア活動である。

ついては、災害発生時にあって、地域安全活動を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・町との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

(3) 平時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- (ア) 災害時の避難場所や避難経路の確認と高齢者や障がい者等要援護者世帯に対する周知活動
- (イ) 危険箇所の点検活動
- (ウ) 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- (エ) 地域でのパトロール活動
- (オ) 地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- (ア) 地域での安全パトロール活動
- (イ) 避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- (ウ) 要配慮者宅訪問活動
- (エ) 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- (オ) 防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

3 義援物資、義援金の受入れ

(1) 災害義援物資の受入れ

ア 募集

災害の発生に際して、町社会福祉協議会、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- (ア) 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で一包みとする。
- (イ) 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示する。
- (ウ) 物資は、新品が望ましい。
- (エ) 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請する。
- (オ) 一定期間経過後は、状況に応じて物資から義援金募集への転換も検討する。

イ 輸送

被災者の状況等に応じて、集積された物資の輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

ウ 配分

ボランティア等の協力を得て速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、計画的に配分する。

(2) 義援金の受入れ

ア 募集

町社会福祉協議会、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

イ 配分

義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

第18節 災害救助法の適用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の各種災害により、多大な人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は、迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設（避難所、応急仮設住宅）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のうち、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

2 被災認定の基準

災害救助法の適用にあたっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準により行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のものであるまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものである

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のものであるまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものである

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ一つの世帯として取り扱う。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町内における住家の被害が次に掲げる人口に応じた滅失世帯数に達し、現に応急的な救助を必要とするときに町が行う。

- (1) 本町内における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被災世帯に達したとき

表 2-2-27 災害救助法の適用基準

市 町 村 の 人 口	被 災 世 帯 数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

なお、本町の総人口は、表中の「5,000 人以上 15,000 人未満」に該当するため、対応する被災世帯数は 40 世帯となる。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500 世帯以上であって、本町内の被災世帯数が表の被災世帯数の2分の1に達したとき
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、本町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき
- (4) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき
- ア 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
- イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき

4 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に対し、本町における被害が「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

なお、申請は口頭によるものでも可とする。

- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

5 救助の実施

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (6) 医療及び助産
- (7) 飛散者の救出
- (8) 被災した住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬

第19節 文教対策

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

災害復旧等により、通常の教育の実施が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行うための計画を定め、実施する。

また、文化財の被害からの保護を図るため、町教育委員会は必要な計画を定めるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性についての意識の啓発を図る。

1 学校教育対策

(1) 応急教育

ア 実施責任者

町教育委員会が計画し実施する。

イ 応急教育計画の作成とその実施

町教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等についての計画を定め、適切な応急対策を実施する。

ウ 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を作成するとともに、危機管理マニュアルを職員に通知するなどの方法等についての明確な計画を立てておく。
- b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d) 町、町教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に連絡するとともに、校舎の管理に必要な職員を確保するなどして、万全の体制を確立する。
- c 校長は、あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に則した対応を行う。

- d 校長は、作成した応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、被災状況の調査や校舎の整備を行い、町教育委員会に連絡するとともに、教科書及び教材の供与を行うよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、県・町教育委員会が指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。
- c 職員の分担を定め、地域ごとに避難した児童生徒の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、町教育委員会と協議の上、平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

エ 施設の応急整備

正常授業を確保するため、災害により被害を受けた町立学校の施設・設備の応急対策は、次により行う。

- (ア) 施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、町において応急復旧工事を実施する。
- (イ) 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部または一部の使用が困難となり、教育を実施するに必要な施設・設備を確保することができない場合、町教育委員会は、県教育委員会に対して代替校舎の確保を要請する。

オ 教職員補充措置

災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育委員会に報告し、教職員の補充を図る。

(2) 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、町は、次により支援を行う。

- ア 被災により就学困難となった町立小中学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。
- イ 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。
- ウ 被災により教科書及び学用品を喪失またはき損した児童生徒に対して、町及び県は、その供給を支援する。

(3) 学校給食の応急措置

町教育委員会は、応急給食の必要があると認めたときは、関係機関（県教育委員会等）と協議の上、応急給食を実施するものとする。このとき、次の事項に留意する。

- ア 被害があっても、できうる限り継続実施するよう努める。
- イ 給食施設が被災し、給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出しに供されることもあるので、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては感染症発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

(4) 災害時における環境衛生の確保

ア 事前準備

(ア) 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を施す。

(イ) 校長は、常に児童生徒に対して衛生に留意するよう指導する。

イ 災害時の措置

校長は、保健所の指示等により感染症、防疫対策について、必要な措置を速やかに行う。

(5) 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮した健康相談等を実施し、災害に関連して心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの災害の経験を生かした指導を行う。

ア 事前準備

(ア) 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。

(イ) 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

イ 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援をする。

(6) 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

ア 臨時のカリキュラムでの対応

(ア) 教室・体育館等が指定一般避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

(イ) 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認した上で、午前中に授業を行い、午後は自宅の手伝いまたは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

イ 公共施設の利用

道路等が切断されている場合は、地区公民館・集会施設等の公共施設を活用して授業を再開する。

ウ 民間施設の活用

エ プレハブ教室の早期設置

オ 訪問教育の実施等

(ア) 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の確保が図れないなどして登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

(イ) 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

2 文化財保護対策

(1) 予防対策の実施

ア 町教育委員会等と常時連携を密にして、町内文化財の災害予防の確立を期する。

イ 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。

ウ 文化財の指定地域内に居住する所有者に対して、防火に十分注意するよう指導を行う。

エ 文化財保存調査委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し、県との連携を図りながら災害の防止に努める。

オ 文化庁文化財保護部発行（昭和 45 年 3 月）「文化財防火、防犯の手引き」により、文化財の所有者等に対して、防災措置についての指導を行う。

カ 文化財防火デー（毎年 1 月 26 日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

(2) 被害状況の把握と応急対策の実施

情報収集に努め、被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を行う。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生し、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

第20節 農林水産物応急対策計画

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花きなどのハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町及び各関係機関は、相互に連携を図りながら、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行う。

1 事前・事後対策の周知徹底

(1) 事前対策

台風等により農林産物に甚大な被害を被るおそれがあるとき、町は、県等と連携して事前対策を樹立し、こばやし農業協同組合、宮崎県森林組合小林林産物流通センター等を通じて農林業者に周知する。

(2) 事後対策

台風等により農林産物に甚大な被害を受けたとき、町は、県等と連携して事後対策を樹立し、こばやし農業協同組合、宮崎県森林組合小林林産物流通センター等を通じて農林業者に周知する。

2 農産物応急対策

(1) 種苗確保

ア 農産園芸班は、災害により農産物の播き直し及び植えかえを必要とする場合、こばやし農業協同組合に必要な種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ 要請を受けたこばやし農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて管内で確保できないものについては宮崎県経済農業協同組合連合会等に種苗の購買を発注し必要量を確保する。

(2) 病虫害の防除

災害による病虫害を防除するため、農産園芸班は県の作成する「病虫害緊急防除対策」を踏まえ適切な防除計画を樹立し、こばやし農業協同組合等を通じて農業者に周知する。また、県が緊急防除指導班を編成した場合は、その活動に積極的に協力する。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、土砂災害等の災害が予想されるときまたは発生したとき、畜産班は、飼養者に対して家畜を安全な場所へ避難させるよう指導する。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、県（家畜保健衛生所）が家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を編成したとき、畜産班はその活動に積極的に協力する。

なお、災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合、畜産班は県に対して診療班の派遣を要請する。

また、災害による死亡獣畜については、化製場で処理するものとするが、道路の寸断等により処理ができない場合、家畜の飼養者に対して、畜産班に届出を行い、知事の許可を得て死亡獣畜の埋却または焼却を行うよう指導する。

(3) 飼料の確保

畜産班は、災害により飼料の確保が困難となった場合、県に対して政府保有の飼料用穀類の放出等飼料の確保に関する応援を求める。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、町長は、その生産を確保するためのあつせんの措置を講ずる。

(2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合または、その発生まん延のため被災の報告があった場合は、県の水産試験機関に対し防除対策等について指導を受ける。

5 林産物応急対策

(1) 災害用木材の供給対策

災害により復旧用材として供給の必要を生じた場合は、町長は森林組合に対し必要量の確保、及びあつせんを要請する。

(2) 森林病虫害防除対策

町は、災害による病虫害の緊急防除対策を樹立し、森林組合の協力を得て保健衛生班を編成し、一斉防除を実施する。

第3章 風水害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県と連携をとりながら迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落した場合は従来どおり、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことは困難となる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要援護者の参画も促進する。この場合、被災地である町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

災害復旧にあたっては、各施設の現状復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を定める必要があるが、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して定めることとする。

また、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が、迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

1 公共施設災害復旧事業計画

(1) 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討し作成する。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 道路施設災害復旧事業計画
- (イ) 河川施設災害復旧事業計画
- (ウ) 砂防設備災害復旧事業計画
- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

イ 農林水産施設災害復旧事業計画

ウ 都市災害復旧事業計画

エ 水道災害復旧事業計画

オ 住宅災害復旧事業計画

カ 社会福祉施設災害復旧事業計画

キ 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画

ク 学校教育施設災害復旧事業計画

ケ 社会教育施設災害復旧事業計画

コ 復旧上必要な金融その他資金計画

サ その他の計画

(2) 緊急災害査定との促進

災害が発生した場合、町は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

被災し、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

2 激甚災害の指定

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の2通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率または国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

(2) 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

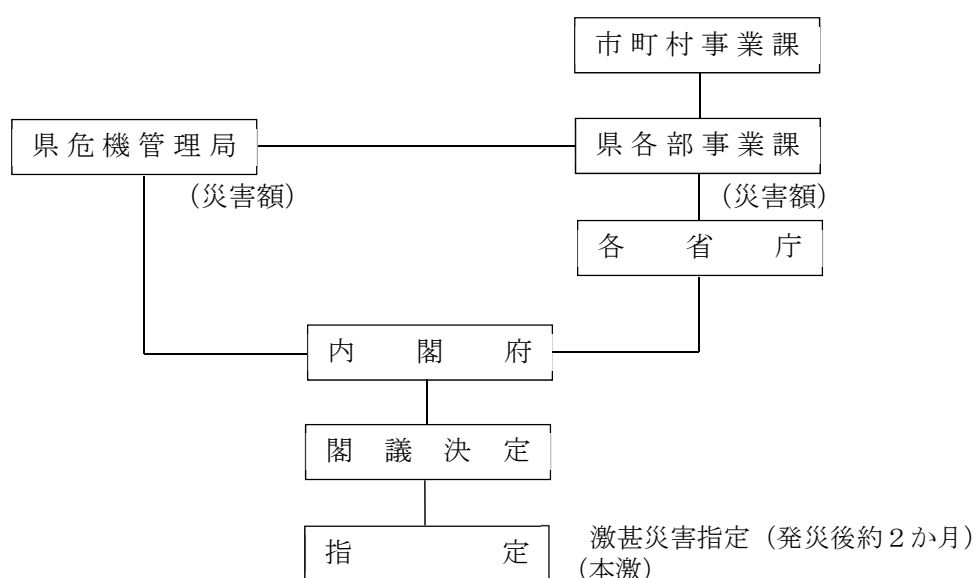


図 2-3-1 激甚災害指定フロー

第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町の再建は、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業の実施により行うこととなる。したがって被災地域の復興にあたっては、町をはじめ関係機関が連携し、計画的な事業を推進していく。

なお、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応する。

1 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 復興事前準備

各課等は、平時から大規模災害が発生した際のことを想定し総合計画等との整合性を図りつつ、被災後早期に適切な復興まちづくりに着手できるよう既往大規模災害等の過去の大災害からの復興まちづくりにおける課題等を踏まえて復興に資する対策の考え方等を事前に検討する。

3 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行い、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 災害復興事業の実施

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、必要に応じて被災市街地復興特別措置法第5条の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

(2) 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(3) 災害復興事業の実施

町は、災害復興計画に基づき、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、被災者の相談に応じるとともに相談窓口の設置、資金の貸付など、各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。また、各種の支援措置を早期に実施するため、町は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理にあたっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

1 被災者への広報及び相談窓口の設置

(1) 総合相談窓口の設置

町は、県と協力して、第2章第16節「被災者等への的確な情報伝達活動」「2 相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

(2) 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため町と県が共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は次のとおりとする。

県（農林振興局、福祉こどもセンター、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所）、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所、町社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力及びN T T西日本

2 生活確保資金の融資等

(1) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害弔慰金等の支給

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、町の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

なお、費用負担は国1／2、県1／4、町1／4となっている。

表 2-3-1 災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害	・住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
	支給額	ア 生計維持者 イ その他の者	500 万円 250 万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	・上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	ア 生計維持者 イ その他の者	250 万円 125 万円
	障害の程度	ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

※災害弔慰金については、自然災害によるものであるが、法対象に満たない規模の災害については、県単独事業による弔慰金支給制度があるので町は所用の措置を講ずること（費用負担県1／2、町1／2、支給額 ア生計維持者 500 万円、イその他の者 250 万円）。

(3) 災害援護資金の貸付

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、町が国から2／3、県から1／3を無利子で貸し付けを受けることにより賄うこととなっている。

表 2-3-2 災害援護資金一覽

災害 援 護 資 金	対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害		
	貸付限度額	ア 世帯主の 1 か月以上の負傷 イ 家財の 1／3 以上の損害 ウ 住居の半壊 エ 住居の全壊 オ 住居の全体が滅失若しくは流失 特別の事情がある場合は（ ）内の額 重複する場合は 50 万円を調整する。		150 万円 150 万円 170 万円 (250) 250 万円 (350) 350 万円 250 万円 270 万円 (350) 350 万円
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)
			1 人	220 万円未満
			2 人	430 万円未満
			3 人	620 万円未満
			4 人	730 万円未満
			5 人以上	(1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額)
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270 万円とする。	
		利 率	年 3 % (据置期間は無利子)	
		据置期間	3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)	
		償還期限	10 年 (据置期間を含む。)	
償還方法		年賦または半年賦		

(4) 生活福祉資金（災害臨時経費）の災害援護資金の貸付

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会が窓口となり、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費、住宅資金の貸付を行う。

表 2-3-3 生活福祉資金（災害臨時経費）の災害援護資金の貸付

資 金 名	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費、住宅経費
実 施 主 体	県社会福祉協議会（窓口は、町社会福祉協議会）
対 象 災 害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね町民税非課税程度。または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度
貸付限度額	ア 災害臨時経費 150万円以内 イ 住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子・連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措 置 期 間	6か月以内
償 還 期 限	7年以内
償 還 方 法	月賦

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、町及び福祉事務所が窓口となり母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

表 2-3-4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

資 金 名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実 施 主 体	県（窓口は、県南部福祉こどもセンター、県こども家庭課）
貸付対象者	母子家庭の母または父子家庭の父もしくは寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸 付 利 率	保証人有りの場合は無利子。無の場合は年1.0% ただし、措置期間中は無利子
措 置 期 間	貸付の日から6か月
償 還 期 限	措置期間経過後7年以内
償 還 方 法	年賦、半年賦、月賦

3 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然被害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然被害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

- ア 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

表 2-3-5 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

表 2-3-6 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
(支給額) 全壊・解体・長期避難・大規模半壊 (2)ア～エに該当	200万円	100万円	50万円
中規模半壊 (2)オに該当	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）

(4) 支援金支給の仕組み

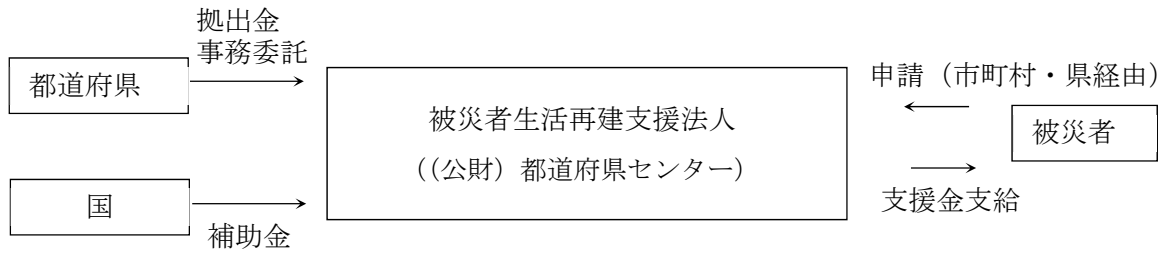


図 2-3-2 支援金支給の仕組み

4 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と町が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6 億円（平成 19 年度から県、市町村が 1 億円ずつ 3 年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

財団法人宮崎県市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、大規模半壊、半壊または床上浸水の住家被害があった市町村（1 世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(4) 支援金の額

1 世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

ア 全壊 20 万円

イ 大規模半壊 15 万円

ウ 半壊または床上浸水 10 万円

(5) 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み

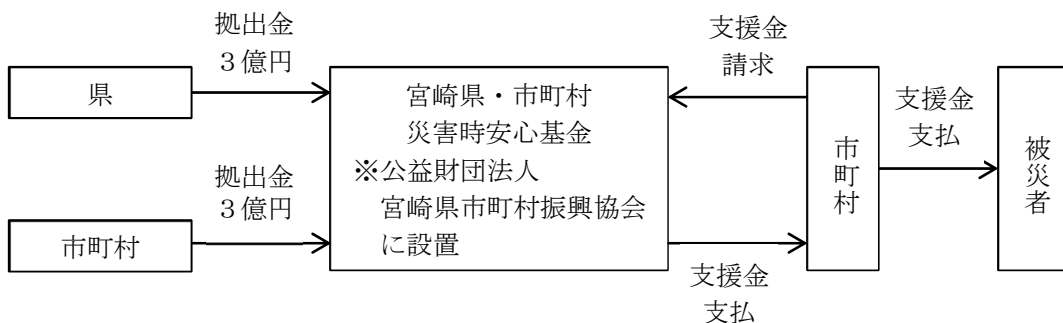


図 2-3-3 支給の仕組み

5 罹災証明の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。

6 雇用の確保

町は、公共職業安定所の長と協力して、災害により離職を余儀なくされた住民等の再就職等を促進する。

7 税対策等による被災者の負担の軽減

- (1) 町長は、地方税法第 15 条に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により 1 年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。
- (3) 町長は、国民健康保険税条例及び介護保険条例に基づく税（料）並びに社会福祉施設における負担金（料）を伴うものについて、災害を受けたため、税（料）及び負担金（料）を一時に納めることができないと認めたときは、それぞれの規定による徴収猶予及び減免の措置を講ずるものとする。

8 住宅確保の支援

(1) 災害公営住宅の建設

ア 災害公営住宅は、次のいずれかに該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものである。

(イ) 暴風雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。
- b 本町の区域内の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき。
- c 滅失戸数が、その区域内住宅戸数の 1 割以上のとき。

(ロ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

- a 被災地域の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき。
- b 滅失戸数が、本町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

イ 災害公営住宅は、原則として町が建設し管理する。

ウ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

(ア) 入居者資格

次の条件を満たす者（高齢者等にあつては、a、c及びd）

- a 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- b 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- c その者の収入が、公営住宅法施行令第6条第2項に規定する金額を超えないこと。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(イ) 建設戸数

建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

(2) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、県及び町は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、罹災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

イ 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、または使用していた罹災者（罹災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、県及び町は、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また町は、罹災証明書の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

9 災害復興基金の設立

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、町は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業資金融資計画

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

(1) 緊急連絡会の開催

町は、県、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融巡回相談の実施

町は、信用保証協会、商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融巡回相談を行い、融資の指導あつ旋を行うものとする。

(3) 災害特別融資の要請

町は、県に対し災害特別融資のあつ旋を要請するものとする。

2 農林漁業資金融資計画

災害時の被災農林漁業者に対する融資対策は、次によるものとする。

(1) 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金（経営資金）、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

(2) 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する農林漁業金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

災害時には、他市町村から多くの善意の救援物資や義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

1 受入れ体制の確立

(1) 受付窓口の設置等

町は、救援物資及び義援金の受付窓口をそれぞれ次のとおり設置し、直接町が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

ア 救援物資の受付窓口 ⇨ 災害救助対策部 災害救助班

イ 義援金の受付窓口 ⇨ 出納対策部 記録班

(2) 被災地のニーズの把握及び公表

町は、県と連携し、県民、企業等から送付される救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して県民等に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により、食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

(3) 問い合わせ窓口の設置

近隣市町村で災害が発生した場合は、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

(4) 保管場所の確保

ア 救援物資

町は、大量の救援物資が送られてくことを想定し、次の施設を一時保管場所として整備するとともに、指定一般避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

表 2-3-7 救援物資集積場所

施設名	所在地	電話番号
高原町民体育館	高原町大字西麓391番地2	0984-42-1484
旧高原中学校体育館	高原町大字西麓383番地	0984-42-1484

イ 義援金

出納対策部記録班は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出までの間、預貯金を保管する。

2 救援物資及び義援金の配分

(1) 救援物資の配分

町は、県との連携のもとに、指定一般避難所または避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所または避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

(2) 義援金の配分

町単独で受け入れた義援金の被災者への配分については、厚生対策部災害救助班を中心に、町教育委員会及び町社会福祉協議会等からなる義援金及び見舞金分配委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

第 3 編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 地域防災構造の強化

県の地震被害想定調査においては、特に人口の集中した地域の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強いまちづくりを推進していくためには、災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にする必要がある。

1 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、地域の不燃化構造の推進等を図る。

(2) 防災通路や避難路となる道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(3) 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備の推進

防災拠点や指定緊急避難場所となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

町は、町地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるように活用を図っていく。具体的には、平時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、更には災害時における指定緊急避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(4) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な地域においては、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 地域の再開発等の推進

(1) 住宅密集地整備促進事業の推進

防災上、居住環境上の課題を抱える住宅密集地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図る。

(2) 河川施設の整備

災害時における避難路、指定緊急避難場所並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して推進する。

3 指定緊急避難場所、避難路の整備

(1) 避難施設整備

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備を図る。

(2) 緊急避難場所の指定

延焼火災、がけ崩れ、河川のはん濫及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って指定緊急避難場所の指定を行う。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること

(イ) 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(3) 広域避難場所の整備

密集地等においては、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した緊急避難場所に加え、次の設置基準に従って広域避難場所の整備を行う。

ア 広域避難場所は、周辺地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として一人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

ウ 広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

(4) 避難路の整備

地域の状況に応じ、原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

ア なるべく付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 万一の場合に備え、代替路も選定しておくこと。

(5) 避難路の確保

町職員ほか避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

第2節 建築物の安全化

県の地震被害想定調査の結果によると、ほぼ全県域で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化や不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。高原町建築物耐震改修促進計画に基づき、特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していく。

1 建築物の耐震性の強化

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を進める。これに併せて一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口についての広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

(ア) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(イ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

(ウ) ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。

(エ) ブロック塀を新設または改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 重要施設の耐震性強化

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材（内装材等）を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者に対して耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるとともに、特定建築物の耐震診断及び耐震改修についても必要な指導及び助言を行う。

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建築物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際には、建築基準法に基づく防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

4 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第3節 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。地形・地質及び多雨地域といった自然的条件から土砂災害の被害を受けやすい本町では、災害危険度の高い場所についての的確な予防対策を実施し、住民の生命・財産の保全に努める。

1 地盤情報の把握と周知

町は、地理的・社会的変化に対応できるよう土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流失危険地区について、県と協力して定期的に危険度を把握するための調査点検を実施し、これら土砂災害の危険箇所についての住民への周知に努める。

2 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知によって、災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所における対策工事の推進

土砂災害危険箇所の法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進する。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 警戒体制の確立

危険区域について、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する。

(4) 応急対策用資機材

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

第4節 河川・治山・砂防施設の整備と管理

県の地震被害想定調査の結果によると、河川等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

1 河川施設等の整備と管理

(1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋りょう・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

(2) 頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した管理が行えるよう、関係機関との連絡体制を確立しておくなど、管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを利用し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制を整備する。

2 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するため、定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林または地すべり防止区域の指定を経て治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

ア 砂防設備の整備

(ア) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次、施設整備に努める。

(イ) 地すべり防止区域内の制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の監視を強化するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

第5節 道路等交通関係施設の整備と管理

第2編風水害対策(基本)編第1章第2節に準ずる。ただし、道路及び橋りょう等については、耐震性の向上に努める。

第6節 ライフライン施設の機能確保

第2編風水害対策(基本)編第1章第3節に準ずる。ただし、基幹的水道施設等については、特に耐震性の確保に努める。

第7節 危険物等施設の安全確保

地震による被害を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保等）の作成に関する指導を徹底するほか、関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成に関する指導を推進し、更にマニュアルに基づく訓練、啓発などの実施を励行することにより、防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクの設置にあたっては不等沈下、移動、配管の切断、きれつ等の事故防止のため、タンクを設置する箇所の地盤調査の実施や規制基準を踏まえた工法を用いるよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保全確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、消防本部等に依頼し災害防止上必要な助言または指導を行う。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等については、県と連携し、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

第8節 情報の収集・連絡体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第5節に準ずる。総合情報ネットワークは通信経路が多重化され、災害に強いネットワークになっている。今後は震災時においてもその機能が十分発揮できるよう、耐震性の強化に努める。

第9節 活動体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第6節に準ずる。

第10節 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第7節に準ずる。ただし、出火防止体制の整備及び耐震性消防水利の充実については、以下による。

1 出火防止体制の整備

町は、消防団と協力して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策を実施する。

(1) 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 出火防止対策及び火災発生時における消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

ア 多数の者が利用する学校、病院、店舗等の施設に対しては、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含めた消防計画の作成、避難訓練等の実施、消防用設備の点検整備、火気の使用監督を行うこと等について、十分な指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、火気の使用または取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対し、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵または取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵しまたは取り扱う者に対する規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災等の災害発生の未然防止を図る。

(4) 消防同意制度の活用

消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を使用しなければならない防火対象物について、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(6) 火災発生の未然防止

火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の貯蔵取り扱い及び避難管理等について規定し、火災の発生を未然に防止するとともに、店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(7) 火災予防運動の実施

毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり展開される秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対して火災予防思想の普及向上に努める。

2 耐震性消防水利の充実

消防水利の基準に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等による消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

第11節 医療救護体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第8節に準ずる。

なお、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

第12節 緊急輸送体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第9節に準ずる。

なお、町及び各道路管理者は道路の耐震性の強化に努める。

第13節 避難収容体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第10節に準ずる。

ただし、多くの住民の避難施設となる学校及び公共施設等については、特に耐震化及び耐火性に留意した施設の指定に努める。また、指定一般避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

第14節 備蓄に対する基本的な考え方

第2編風水害対策(基本)編第1章第11節に準ずる。

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第12節に準ずる。

第16節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第13節に準ずる。

第17節 要配慮者等安全確保体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第14節に準ずる。

第18節 二次災害防止体制の整備

県の地震被害想定調査の結果によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が想定されている。地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これらの二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日ごろからの対策及び活動を推進する。

1 土砂災害防止体制の整備

災害時においては、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性が特に指摘されている。二次災害予防のため、それらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検が実施できる体制を整備する。

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

第19節 防災訓練の実施

第2編風水害対策(基本)編第1章第15節に準ずる。

第20節 防災知識の普及

第2編風水害対策(基本)編第1章第17節に準ずる。

第21節 自主防災組織等の育成強化

第2編風水害対策(基本)編第1章第18節に準ずる。

なお、がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町及び警察機関等に通報するとともに、二次災害に十分注意した上で救助活動等に努めるよう留意を促す。

第22節 ボランティアの環境整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第19節に準ずる。

第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第2編風水害対策(基本)編第2章第2節に準ずる。ただし、地震災害時の職員の配備体制は次による。

表 3-2-1 配備体制【震災】

配備体制		配備基準	主な活動内容	配備要員
予備配備		配備責任者 危機管理係長 ○地震が頻発し、気象庁等の予測、発表により本町域内で震度4以上の地震に警戒が必要なとき ○その他総務課長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	・危機管理係
情報連絡本部	第1配備	本部長：総務課長 ○本町域で震度4の地震が観測されたとき ○その他軽微な被害が発生し災害警戒本部長（副町長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	危機管理対策部 建設水道対策部 災害救助対策部 指定した職員を交代で配備 その他の対策部は待機
災害警戒本部	第2配備	本部長：副町長 ○本町域で震度5弱の地震が観測されたとき ○その他災害対策本部長（町長）が必要と認めるとき	・状況によって各種避難情報の発令 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動	危機管理対策部 総務対策部 総合政策対策部 災害救助対策部 建設水道対策部 教育対策部 指定した職員を交代で配備 その他の対策部は待機
災害対策本部	第3配備	本部長：町長 ○本町域で震度5強以上の地震が観測されたとき ○その他災害対策本部長（町長）が必要と認めるとき	・各種避難情報の発令 ・職員緊急登庁 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 ・BCP発動 ・支援活動	全対策部 全職員

※ 各配備要員は、災害の状況等により必要に応じ増員または減員を行う。

※ 各配備担当団員は、各部署等であらかじめ決定しておく。

※ 「待機」とは、役場での勤務、待機は要しないが、いつでも緊急登庁できる状態をいう。

※ 消防団については、各配備体制において消防団幹部及び消防団担当主任が協議の上出動を要請する。

第2節 建築物等の倒壊対策

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請・派遣

町は、余震等による二次災害を防止するため、不足する被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

(オ) 判定は、原則として「目視」により行う。

(カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 二次災害防止のための応急措置

町は、判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3節 宅地等の崩壊対策

1 被災宅地危険度判定

(1) 宅地判定士派遣要請・派遣

ア 宅地判定士派遣要請

町は、余震またはその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

(2) 宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域内の宅地とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 宅地危険度の判定は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

(ウ) 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

(エ) 判定結果は、危険宅地、要注意宅地、調査済宅地の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2 二次災害防止のための応急措置

町は、判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第4節 二次災害の防止活動

1 水害防止対策

(1) 町の措置

地震が発生した場合、河川施設等の被害による浸水の発生が予想されるので、町長は、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川施設等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

ア 応急措置

河川施設等の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

イ 情報の広報

(ア) 河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などのおそれがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

(イ) 町及び土地改良区等が管理する内水は、土砂災害などのおそれがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について地域住民に周知させる。

2 土砂災害防止対策

(1) 現地状況の把握

県及び町は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(3) 応急措置

県及び町は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性がある判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

ア 避難指示

イ 立ち入り規制

ウ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置

エ 観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

県及び町は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

県及び町は、土砂災害危険箇所についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第8節に準ずる。ただし、道路及び橋りょう等については、耐震性の向上に努める。

第6節 ライフライン施設の応急復旧

第2編風水害対策(基本)編第2章第15節に準ずる。ただし、基幹的水道施設等については、特に耐震性の確保に努める。

第7節 爆発及び有害物質による二次災害対策

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、町は県、危険物等取扱事業所とともに対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町、警察等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 町の対応

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(3) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

町は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第8節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第2編風水害対策(基本)編第2章第4節に準ずる。総合情報ネットワークは通信経路が多重化され、災害に強いネットワークになっている。今後は震災時においてもその機能が十分発揮できるよう、耐震性の強化に努める。

第9節 活動体制の確立

第2編風水害対策(基本)編第2章第2節に準ずる。

第10節 救急・救助及び消火活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第6節に準ずる。

第11節 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第7節に準ずる。

なお、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

第12節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第8節に準ずる。

なお、町及び各道路管理者は道路の耐震性の強化に努める。

第13節 避難収容活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第9節に準ずる。ただし、多くの住民の避難施設となる学校及び公共施設等については、特に耐震化及び耐火性に留意した施設の指定に努める。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第10節に準ずる。

第15節 被災者等への的確な情報伝達活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第16節に準ずる。

第16節 公共土木施設等の応急復旧活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第14節に準ずる。

第17節 自発的支援の受入れ

第2編風水害対策(基本)編第2章第17節に準ずる。

第18節 災害救助法の適用

第2編風水害対策(基本)編第2章第18節に準ずる。

第19節 文教対策

第2編風水害対策(基本)編第2章第19節に準ずる。

第20節 農林水産関係対策

大規模な地震災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。

このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図る

1 情報の収集

町は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 農産物対策

(1) 水稲

- ア 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- イ 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ウ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

- ア 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- イ 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- ウ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

3 家畜衛生・防疫対策

- (1) 町は県及び関係団体等と協力して畜舎及び家畜の被害状況を把握する。
- (2) 家畜保健衛生所の指導に基づき、町及び関係団体等は、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所を確保するとともに、糞尿等の流出のおそれがある農場に対する流出阻止及び消毒の実施等を行う。

第21節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第4編南海トラフ地震防災対策推進計画に準ずる。

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

第2編風水害対策(基本)編第3章第1節に準ずる。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第2編風水害対策(基本)編第3章第2節に準ずる。

第3節 計画的復興の進め方

第2編風水害対策(基本)編第3章第3節に準ずる。

第4節 被災者の生活再建等の支援

第2編風水害対策(基本)編第3章第4節に準ずる。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第2編風水害対策(基本)編第3章第5節に準ずる。

第4編 南海トラフ地震防災対策 推進計画

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域は、宮崎県内では本町を含む全市町村が指定されている。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

南海トラフ地震に係る防災対策に関し、宮崎県・町をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、第1編 総則 第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱に掲げる事務または業務とする。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- (1) 監視領域内（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度）において、M7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
- (2) 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2節 配備体制について

南海トラフ地震臨時情報に係る配備体制は、次のとおりである。

表 4-2-1 配備体制【南海トラフ地震臨時情報】

配備体制		配備基準	主な活動内容	配備要員
予備配備		配備責任者 危機管理係長 ○南海トラフの想定震源域内において、通常とは異なる現象が観測されるなど、臨時情報の発表が懸念されるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	・危機管理係
情報連絡本部	第1配備	本部長：総務課長 ○南海トラフ地震の想定震源域内で通常とは異なるゆっくりすべりが発生し、臨時情報（調査中）が発表されたとき ○本町域において震度4未満であったものの、南海トラフ地震想定震源域においてM6.8以上を観測し臨時情報（調査中）が発表されたとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	危機管理対策部 指定した職員を交代で配備 その他の対策部は待機
災害警戒本部	第2配備	本部長：副町長 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または（巨大地震警戒）が発表されたとき ○その他災害対策本部長（町長）が必要と認めるとき	・状況によって 高齢者等避難、避難指示の発令 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動	危機管理対策部 総務対策部 総合政策対策部 災害救助対策部 建設水道対策部 教育対策部 指定した職員を交代で配備 その他の対策部は待機
災害対策本部	第3配備	本部長：町長 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、応急、緊急的な防災対応が必要と認められたとき ○その他災害対策本部長（町長）が必要と認めるとき	・ 避難指示、緊急安全確保の発令 ・ 職員緊急登庁 ・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動 ・避難所の開設 ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 ・BCP発動 ・受援活動	危機管理対策部 総務対策部 総合政策対策部 災害救助対策部 建設水道対策部 教育対策部 指定した職員を交代で配備 その他の対策部は待機

※ 各配備要員は、災害の状況等により必要に応じ増員または減員を行う。

※ 各配備担当団員は、各部署等であらかじめ決定しておく。

※ 「待機」とは、役場での勤務、待機は要しないが、いつでも緊急登庁できる状態をいう。

※ 消防団については、各配備体制において消防団幹部及び消防団担当主任が協議の上出動を要請する。

第3節 防災対応について

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震または現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応について

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。情報の収集や伝達の詳細は第2章第8節を参照のこと。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。情報の収集や伝達の詳細は第2章第8節を参照のこと。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は第3編震災対策編第2章第15節を参照のこと。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）

ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(3) 避難対策等

a 避難収容活動

第3編震災対策編第2章第13節を参照のこと。

b 町が管理等を行う施設等に関する対策

道路等交通関係施設、河川関係施設、重要施設、防災上考慮すべき施設等については、第3編震災対策編第2章各部を参照のこと。

b 観光客等に対する措置

町、県及び観光施設等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するため、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応について

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。情報伝達活動の詳細は第3編震災対策編第2章第15節を参照のこと。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード8.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(3) 町が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、第3編震災対策編第2章各部の対策を再確認するものとする。

第4節 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達事項

ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）

本章第1節による気象庁が発表する情報

イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

ウ 宮崎県等の情報

宮崎県が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

(2) 警戒態勢の準備

防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（調査中）が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」（巨大地震警戒）または「南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震注意）」の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

町は、宮崎県・国からの情報収集に努めるとともに、留意事項の周知を行う。

(3) 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（巨大地震警戒）または「南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震注意）」の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（調査終了）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

町は、宮崎県との連絡体制を確保するため、県に準じた組織体制をとる。

町は、宮崎県とともに、地震と地震発生に伴う災害への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

2 伝達事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

＜参考＞

1 南海トラフ地震に関連する情報

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報」または「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表する。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。
- 詳細は下表のとおりである。

表 4-2-2 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

(1) 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

表 4-2-3 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード等

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
- 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
- なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3章 地震発生時の応急対策等

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）について、調達手配の手段・手順等を明らかにするとともに、備蓄品の定期点検に努める。

なお、必要に応じて、宮崎県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をする。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を宮崎県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

2 他機関に対する応援要請

被害が甚大で、町内の関係機関の防災能力だけでは十分な災害応急対策が行えないと判断される場合は、宮崎県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関等に応援を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入体制を整備する。

3 帰宅困難者への対応

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第4章 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

上記の防災訓練は、避難、情報の収集・伝達その他の災害応急対策を中心とした内容とする。なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、宮崎県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各課、機関ごとに行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震防災に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震防災対策として今後取り組む必要のある課題

2 町民等に対する教育及び広報

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの周知、防災訓練等の機会を通じて、町民等に対する教育を実施する。防災教育の内容は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 地震等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 町民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第 5 編 火山災害対策編

第1章 噴火警戒レベル及び防災対応の目安

図 5-1-1 噴火警戒レベル及び防災対応の目安

噴火警戒 レベル		レベル1	レベル2(火口周辺規制)		レベル3(入山規制)		レベル4(高齢者等避難)	レベル5(避難)	噴火継続時及び 終息後の降雨
		活火山である ことに留意	①火口周辺に影響を及ぼす 噴火の可能性	②火口周辺に影響を及ぼす 噴火が発生	①居住地域近くまで重大な影 響を及ぼす噴火の可能性	②居住地域の近くまで重大な 影響を及ぼす噴火の発生	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生あるいは切迫	
想定される噴火ケースと火山現象	大幡池	・火口内で火山 ガス噴出の可 能性 ・火山性地震の 増減 ・火山活動に若 干の高まりや 異常	・火口直下を震源とする火 山性地震の増加 ・火山性微動の増加 ・火山ガス放出量の増加 ・噴気活動の高まり ・熱活動の高まり	・火口周辺に降灰 ・噴石(概ね2km以内) ・火砕流(概ね1km以内) ・空振を観測	・山体膨張が確認される中、 火山ガス放出量の急増 3,000m超の噴煙の連続 噴出物にマグマ物質 ・噴石(2km) ・空振を観測(天候不良時)	・噴石(概ね3km 以内) ・火 砕 流 (2 km)、溶 岩 流 (3 km) ・空振を観測(天候不良時)	・マグマだまりへの多量のマグマ の蓄積、噴煙柱崩壊型火砕流 発生が切迫 ・火砕流(概ね3km を越える) ・溶岩流(概ね4km を越える)	・マグマだまりへの多量のマグマ の蓄積、噴煙柱崩壊型火砕流 発生が切迫 ・火砕流(概ね4km を越える) ・溶岩流(居住地域に切迫)	火口湖 決壊型の 火山泥流
	新燃岳	・火口内、西側斜 面の割れ目付 近及び火口縁 に影響する程 度の噴出の可 能性	・山体膨張を示す地殻変動	・噴石(2km以内) ・火砕流(2km以内) ・顕著な火山性微動 ・空振を観測	・噴火の拡大傾向 噴出物にマグマ物質 二酸化硫黄放出量増加 ・火山性微動の急増 ・火山性地震の急増 ・山体膨張	・噴煙の高さが火口縁上 3,000 m以上となる連続噴火 ・噴煙の中に多量の軽石 ・噴石(概ね4km 以内) ・火砕流、溶岩流(2～4km) ・空振を観測	・マグマだまりの体積増加、噴火 規模の増大、継続の可能性 ・火山性地震の急増 ・火砕流(2kmを越える) ・溶岩流(居住地域に切迫)	・マグマだまりの体積増加、噴火 規模の増大、継続の可能性 ・山体直下で地震が多発し、急 激な地盤変動が発生 ・火砕流・溶岩流(3kmを超えて 流下し、居住地域へ切迫)	
	御鉢	・火口内に影響す る程度の噴出 の可能性		・噴石(1km 以内) ・火口周辺に降灰		・噴石(2.5km 以内) ・空振を観測(天候不良時)	・噴火の拡大傾向 噴石(2.5km 付近) 火砕流・溶岩流(居住地近く) ・山体内での規模の大きな地震 ・多量のマグマ上昇を示す顕著 な地殻変動	・噴石(2.5km を越える) ・火砕流、溶岩流(居住地域に 切迫または到達)	

噴火の シナリオ				

基本的な対応	「配備体制」	情報連絡体制		災害警戒本部(状況により災害対策本部)		災害対策本部		○ 噴出物の堆積 状況に合わせ、 降雨時の避難計 画を検討	
	「主な対応」	○ 協議会との連絡調整 ○ 火口周辺への避難指示発令		○ 協議会等の開催(情報収集) ○ 道路及び登山道規制 ○ 高齢者等の避難、緊急安全確保の発令準備 ○ 火山情報・避難計画等の周知 ○ 伝達体制の整備状況確認 ○ 観光客への適切な情報提供 ○ 農業・畜産業等への情報提供 ※ 突発的噴火への対応		○ 協議会等の開催 ○ 高齢者等避難発令 ○ 火口から概ね4km の範囲に 立入規制(道路・登山道) ○ 指定一般避難所開設・避難支 援 ○ 火山情報・避難計画等の周知 ○ 家畜等の避難			
	※必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意 が必要である。						※突発的噴火への対応		
	※自主避難については、レベルに限らず対応する。								
		※火山活動の状況や避難行動への影響などにより、避難対応はこの限りではない。							

第2章 計画の概要等

第1節 計画の基本的考え方

1 計画の目的

本編は、霧島山火山の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火の発生やまたはそのおそれがある場合において、防災関係機関が協力して住民の避難、救助等の災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。なお、本編に特別の定めのない事項については、第2編風水害対策（基本）編に基づき運用するものとする。

2 計画の理念

火山活動によって宮崎県に被害をもたらす可能性のある火山は、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳・伽藍岳の五山であるが、本町で霧島山を除く他の火山の火山活動により受ける被害は、降灰による農業関係の被害が主であると考えられるので、本編（火山災害対策編）で降灰対策に関する計画以外は、霧島山における火山災害を対象とする。

霧島山火山が噴火した場合は様々な被害が発生することが予想されるが、最優先で対応すべきは、地域住民及び観光客等の安全である。そのためには、下記の事項を重点的に推進していくものとする。

- (1) 霧島山火山の危険性を防災機関だけでなく、地域住民及び観光客等に正しく認識させること
- (2) 噴火等が発生した場合でも、被害を軽減できるような火山災害に強い地域づくりを進めること
- (3) 危険が迫ったときにいち早く避難のできるように情報の収集、伝達のネットワークづくりを進めること
- (4) 被害を最小限に食い止めるための防災活動が円滑に行えるよう防災機関、公共機関、住民組織等のそれぞれの体制づくりと円滑な協力体制づくりを進めること

3 計画の目標

- (1) 霧島山火山の危険性の認識とその周知

研究機関等と協力して、霧島山火山について研究するとともに、霧島ジオパークの活動を通じて、地域住民及び観光客等へ防災思想と防災知識の普及を図る。

また、県、関係市町村、関係機関等が推進する防災事業の周知にも努める。

- (2) 火山災害に強い地域づくり

治山、治水事業等の基盤の整備を進め、災害が発生しても被害を軽減できるような地域づくりを進める。

また、各種の施設、機器、資材等の整備を進め、火山災害に備える。

(3) 事態に迅速に対応できる情報ネットワークづくり

霧島山火山における火山情報を的確に把握できる観測システムの充実を図るとともに、地域住民、観光客、関係市町村等からの火山情報、被害情報等を円滑、確実に伝達できる情報システムの確立を図る。また、霧島山火山防災協議会を通じて、霧島山において想定される火山現象に応じた、警戒避難体制の整備に関し、必要な事項等の協議を行う。

(4) 応急対策を円滑に行える組織づくり

火山災害が発生した場合に、避難活動、救助活動、医療活動等が円滑に行えるように各防災関係機関の防災力の向上を図るとともに、各防災関係機関相互の協力と連携体制の充実を図る。

第2節 霧島山火山の概要

1 地形・地質の概要

霧島山火山は宮崎県と鹿児島県の県境にあり、標高 1,700mの韓国岳をはじめ、噴火活動の文書記録のある新燃岳や御鉢火山など 20 あまりの小規模火山が北西－南東方向に伸びた楕円形をした地域に分布している。

霧島山火山は、現在地表でみられる新しい火山体と、それらにほとんど覆われた古い火山岩類とで構成される。新しい火山は、霧島山火山の北側に位置する加久藤カルデラを形成した約 34 万年前の活動以降の活動によるもので、およそ 20km×30km の楕円形地域で複数の火山が噴火を繰り返し、現在の山体を形成した。

最近 1 万年間に噴火の記録があるのは、不動池、硫黄山、韓国岳北、大幡山、新燃岳、中岳、御鉢、高千穂峰、御池の 9 火山・火口である。

次図に、霧島山火山周辺の地形・地質図を示す。

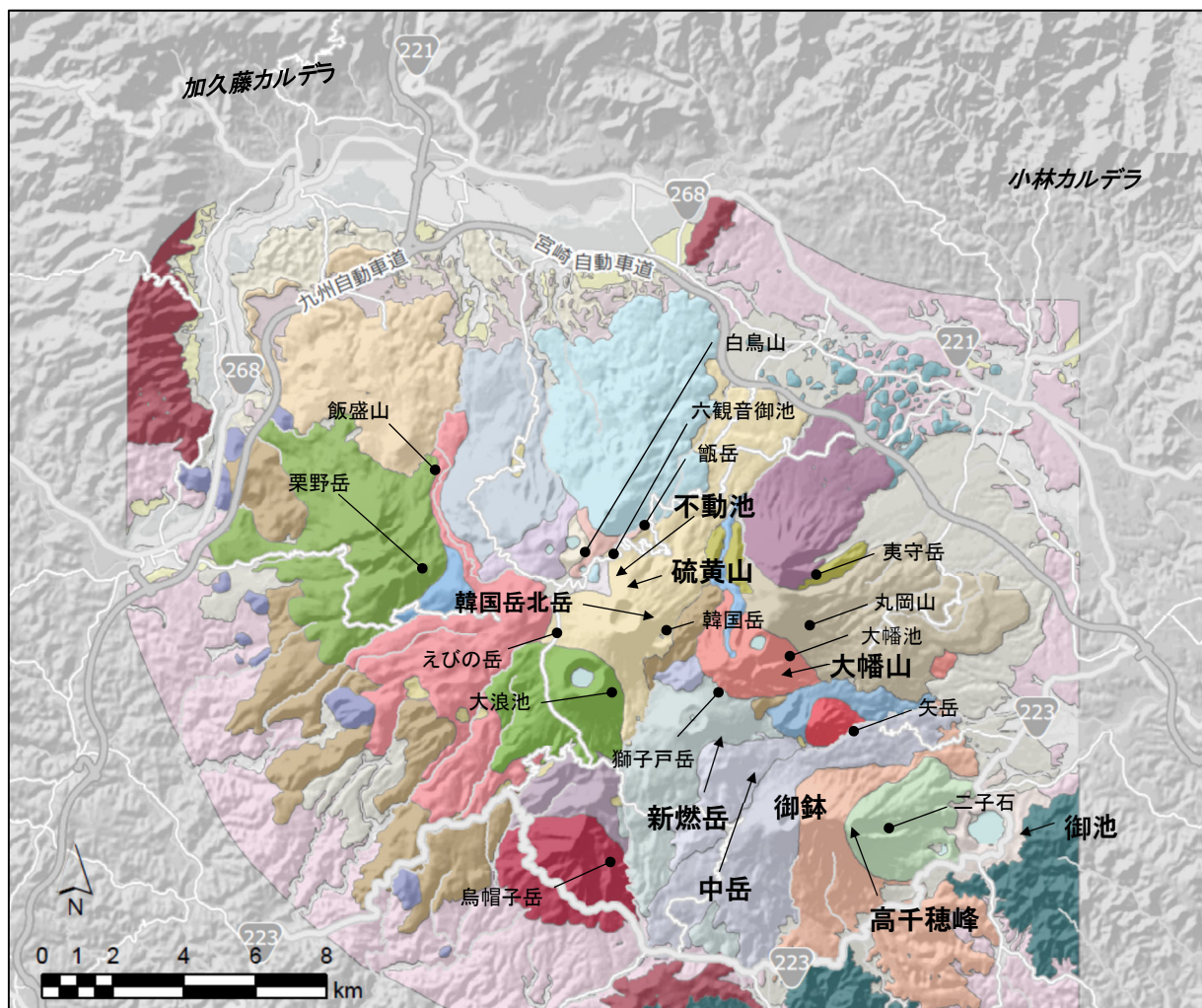


図 5-2-1 霧島山周辺の地形・地質（太字は最近 1 万年間に噴火した火山・火口）
（国土地理院数値地図及び火山地質図「霧島」、産業技術総合研究所をもとに作成）

表 5-2-1 表 霧島山火山の活動状況

新期霧島火山	最近 6700 年間	南東域に集中しており、御池、御鉢、新燃岳、不動池、硫黄山、大幡山および中岳山頂部の溶岩
	2.5 万年前～6700 年前	丸岡山、飯盛山、甕岳、韓国岳、新燃岳、中岳、高千穂峰などの小型の成層火山、白鳥山新期の溶岩流、六観音御池など
	10～2.5 万年前	白鳥山、えびの岳、龍王岳、二子石、大浪池、夷守岳、大幡山など
	30～10 数万年前	烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳、栗野岳南東の 1,046.9m の無名の山など
古期霧島火山		大部分が新期霧島火山の噴出物に覆われ地表にはほとんど露出していないが、地熱開発のためのボーリングから、霧島山火山の骨格部分は古期霧島火山の活動によって作られたとみられる。

出典：火山地質図「霧島」、産業技術総合研究所解説

2 気象条件

(1) 風速・風向

ア 平年値

1991 年から 2020 年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島市東郡元町）から、上空（1,500m、3,000m、5,500m）での風速・風向は以下のとおりとなる。

風向：春季、秋・冬季の上層風は上空 3,000m～5,500m まではほとんどが西風である。

上空 1,500m では、冬季及び春季に北西の風の頻度が高い。

風速：冬季は偏西風の影響で上空 5,500m 付近では秒速 30m を超えることが多い。

夏季はどの高度でも秒速 20m を越えることはあまりない。

なお、上空 1,500m、3,000m、5,500m 付近の風向風速を次表に示す。

表 5-2-2 高層気象観測データの平年値（1991 年～2020 年）（観測点：鹿児島市東郡元町）

	風速(m/s)	風向(°)		風速(m/s)	風向(°)		風速(m/s)	風向(°)
1 月	9.0	294	1 月	17.1	277	1 月	32.7	271
2 月	7.7	287	2 月	16.2	276	2 月	30.9	272
3 月	5.9	282	3 月	14.3	273	3 月	27.6	270
4 月	4.3	273	4 月	11.1	269	4 月	22.0	268
5 月	2.6	257	5 月	8.0	265	5 月	16.6	264
6 月	4.7	242	6 月	10.0	256	6 月	15.3	258
7 月	5.4	237	7 月	6.8	245	7 月	6.7	251
8 月	2.4	187	8 月	3.2	215	8 月	3.1	220
9 月	1.7	183	9 月	4.5	237	9 月	8.4	248
10 月	1.2	305	10 月	6.9	262	10 月	16.9	258
11 月	4.6	285	11 月	11.3	269	11 月	24.2	262
12 月	8.0	291	12 月	15.5	274	12 月	31.3	266
年	4.2	273	年	10.1	267	年	19.5	265

上空 1,500m 付近

上空 3,000m 付近

上空 5,500m 付近

イ 季節別・高度別の風速風向

2020年度の4月、7月、10月、1月における高層気象観測データ（観測点：鹿児島）から、霧島山周辺上空の季節ごとの風向・風速をまとめると次図のとおりとなる。

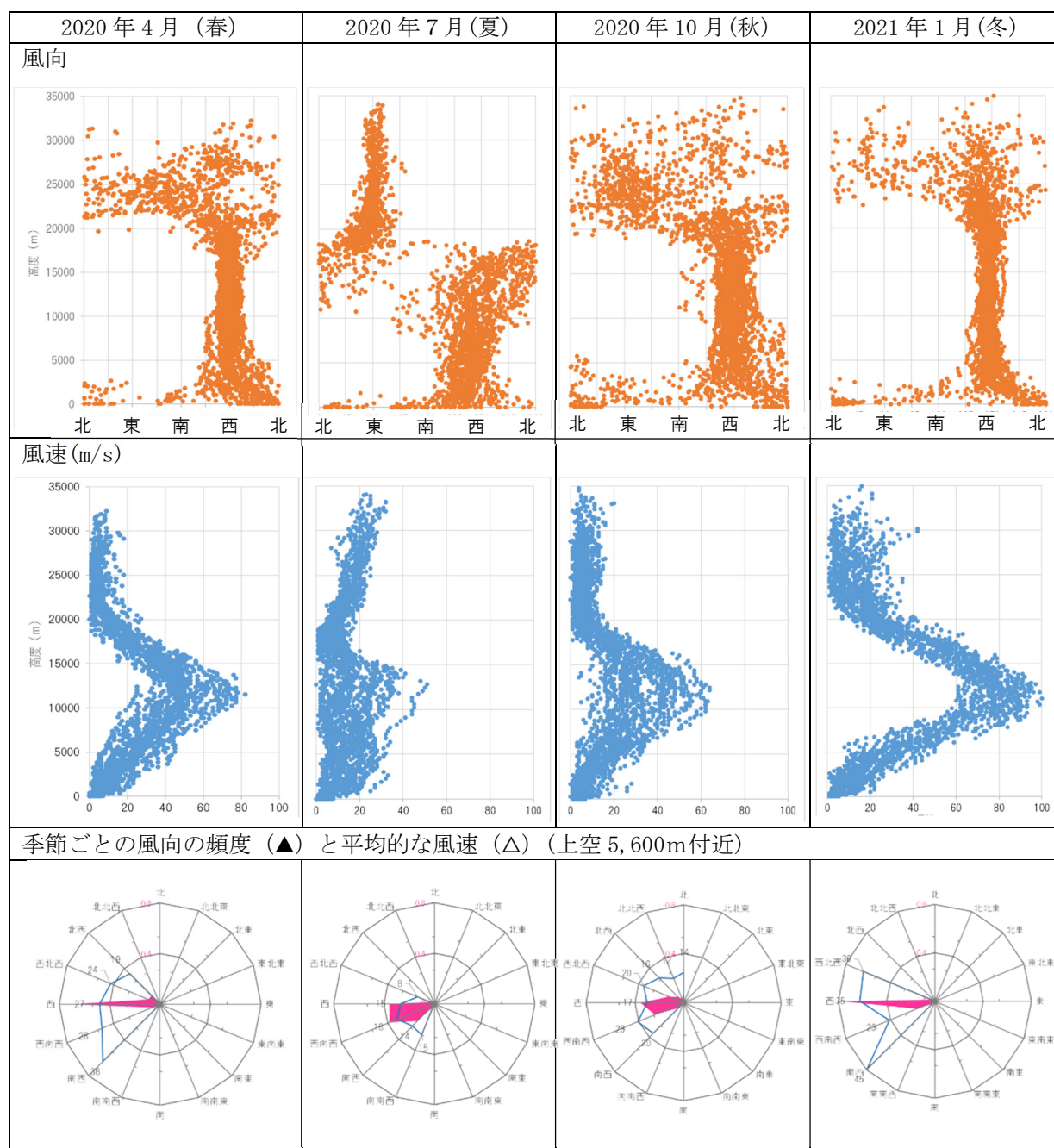


図 5-2-2 霧島山周辺の高層気象観測データ（観測点：鹿児島市9時）の風の状況

(ア) 4月（春季）

上空 5,600m付近では西風の頻度が卓越しており、風速の平均は最大で秒速 35m（南西）である。

高度別でみると、上空 3,000m～20,000mまでは、おおむね西風であるが、20,000mを越えると特定の風向きはない。

風速は 12,000m付近が最も強く、最大で秒速 80mを越えることもある。これより上空では風速は徐々に低下し、20,000m以上ではおおむね秒速 20m以内となる。

(イ) 7月（夏季）

上空 5,600m付近では南西から西の風が多く、風速の平均は最大で秒速 23m（西南西）である。

高度別でみると、上空 3,000m～10,000mまでは、南西から北西の風であるが、10,000～20,000mは特定の風向きはない。20,000mを越えると東風が卓越する。

風速は、15,000mまでは秒速 40m以内であり、これより上空では秒速 20m以内で微増の傾向がある。

(ウ) 10月（秋季）

上空 5,600m付近では西南西から北西の風が多く、風速の平均は最大で秒速 18m（西南西）である。

高度別でみると、上空 5,000m～17,000mまでは、南西から北西の風であるが、17,000mを越えると特定の風向きはない。

風速は 12,000m付近が最も強く、最大で秒速 60mを越えることもある。これより上空では風速は徐々に低下し、20,000m以上ではおおむね秒速 15m以内となる。

(エ) 1月（冬季）

上空 5,600m付近では西風の頻度が卓越しており、風速の平均は最大で秒速 45m（南西）である。

高度別でみると、上空 3,000m～20,000mまでは、おおむね西風であるが、20,000mを越えると特定の風向きはない。

風速は 12,000m付近が最も強く、最大で秒速 100mを越えることもある。これより上空では風速は徐々に低下し、20,000m以上ではおおむね秒速 40m以内となる。

(2) 降水量

都城特別地域気象観測所(宮崎県)及びえびの地域気象観測所(宮崎県)で観測された月別降水量の平年値(1991～2020年)を次図表に示す。

霧島山火山周辺では、年間の降水量は北側のえびので4,625mm、南東の都城で2,694mmである。特に、梅雨及び台風の到来する6月から9月にかけて降水量が多く、えびのでは月平均の降水量が400mmを越え、6月には1,000mmを越える。都城でも月平均で300mm以上の降水量が観測されている。

一方、冬季の11月から2月までの間の雨量は少ない。

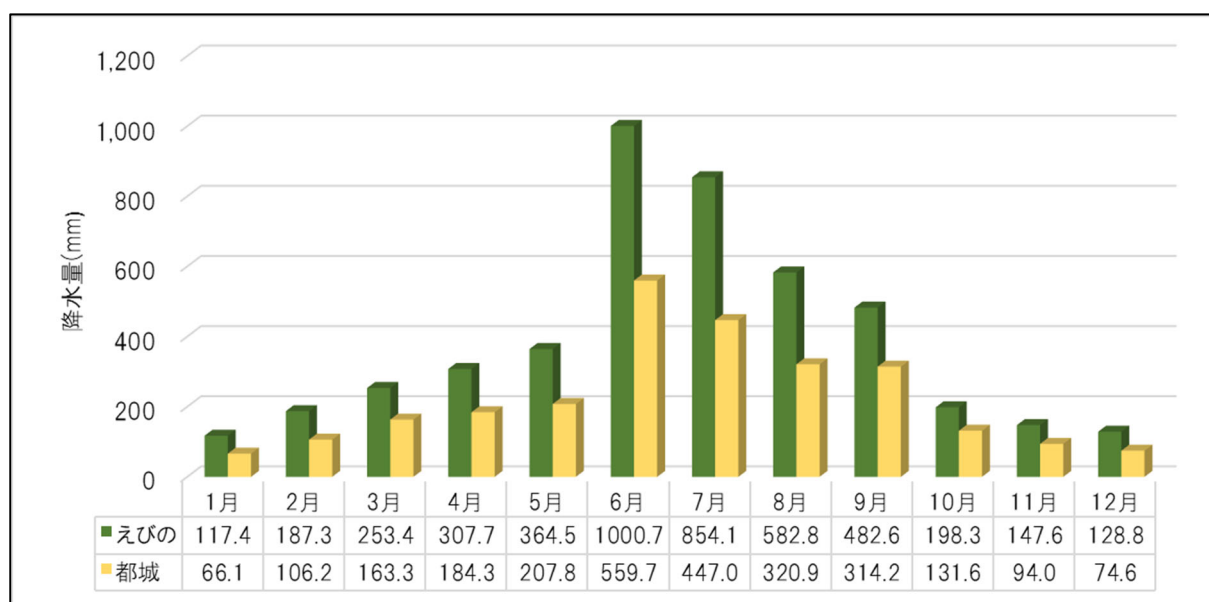


図 5-2-3 霧島山周辺の降水量の平年値(1991～2020年)

観測点：えびの、都城

3 観測体制

霧島山火山は、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として火山噴火予知連絡会によって選定された火山（国内で 50 火山）に指定され、関係機関のデータ提供も受け、気象庁が火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

表 5-2-3 観測施設(令和3年11月現在)

区分	地震計	空振計	GNSS	望遠カメラ	火口カメラ	赤外カメラ	傾斜計	計
気象庁	12	8	15	6	2	3	10	56
国土地理院			6					6
防災科学技術研究所	4		2					6
東京大学地震研究所	12	1						13
鹿児島大学	1							1
九州大学	1	1						2
宮崎県				1				1
鹿児島県				1				1
計	30	10	23	8	2	3	10	86

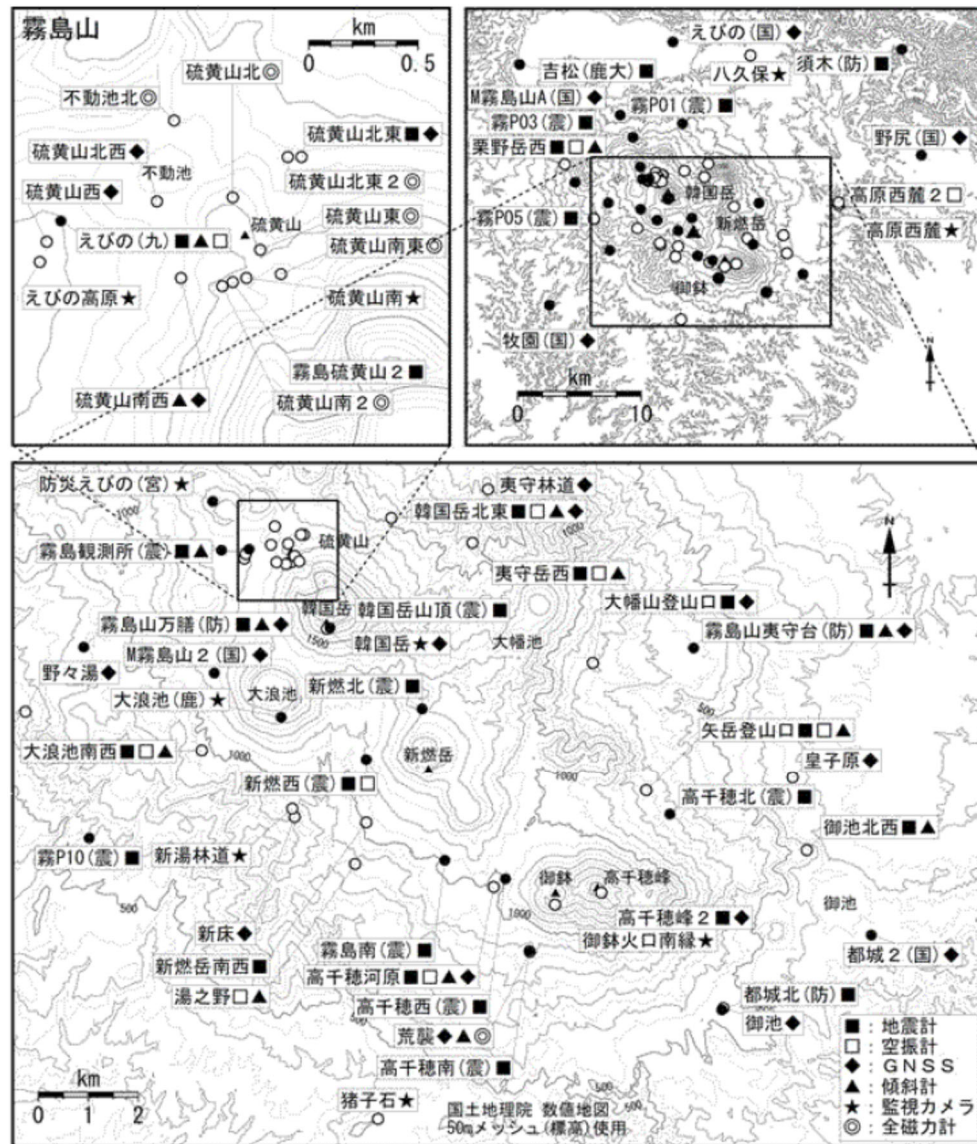


図 5-2-4 観測施設配置図(令和3年11月現在)

4 霧島山火山の歴史時代の噴火記録

霧島山火山の歴史時代の噴火について、16世紀以前の記録には噴火地点の記録はないが、被害の範囲などから御鉢の噴火と考えられており、歴史時代の噴火のほとんどは新燃岳か御鉢で起こっているといえる。

1768年にはえびの高原から噴火がはじまり硫黄山が形成された。また、2011年1月下旬から新燃岳で噴火が発生し、現在も活動は継続している。次表には、大きな被害の記録が残っている噴火の一覧を示す。

表 5-2-4 霧島山火山における歴史時代の噴火及び関連する事故・災害の記録

発生年	発生場所	火山活動の状況	被害状況等
788（延暦7）年	御鉢	降下火砕物、溶岩流	霧島神宮焼失
1235（文暦元）年	御鉢	降下火砕物、溶岩流、火砕流	神社寺院が焼失
1566（永禄9）年	御鉢	降下火砕物	死者多数
1637～1638 （寛永14～15）年	御鉢 （推定）	降下火砕物	野火により寺院焼失
1706（宝永2）年	御鉢	降下火砕物	神社等焼失
1716～1717 （享保元～2）年	新燃岳	降下火砕物、火砕流、泥流	死傷者5名。神社・仏閣焼失、家屋焼失、田畑埋没、農作物・家畜に被害
1768（明和5）年	硫黄山	降下火砕物	降灰により田畑に影響
1895（明治28）年	御鉢	降下火砕物	噴石による死者4名、家屋22棟で火災発生
1896（明治29）年	御鉢	降下火砕物	噴石より登山者1名死亡、負傷者1名
1900（明治33）年	御鉢	降下火砕物	爆発的噴火に遭遇し、死者2名、負傷者3名
1923（大正12）年	御鉢	降下火砕物	登山者死者1名
1959（昭和34）年	新燃岳	降下火砕物	警察無線中継所被災、森林、耕地、農作物等に被害
1971（昭和46）年	手洗温泉	小規模な水蒸気爆発	噴気孔が土砂で埋まったため
1989（平成元）年	新湯	火山ガス	温泉で死亡2名
2011（平成23）年	新燃岳	降下火砕物	空振による窓ガラス破損、車のサンルーフ等破損、太陽熱温水器や太陽電池パネルが破損、森林、農作物等に被害
2018（平成30）年	新燃岳	降下火砕物	農作物等に被害
	硫黄山	火山噴出物（泥水）	農作物等に被害

※降下火砕物：噴火に伴い火口から噴出する火山灰や噴石のことをいう。

5 霧島山火山の噴火の特徴

(1) 噴火の規模と頻度

霧島山緊急減災対策砂防計画によると、霧島山では、過去の霧島山全体の噴火履歴から100万 m^3 以上の噴出物を放出するような中～大規模な噴火は概ね200年に一度の割合で発生したと想定されている。また、100万 m^3 未満の噴出物を放出するような小規模噴火は概ね20年に1回の割合で発生したと想定されている。

ア 200年に1度：中～大規模噴火（100万 m^3 以上の噴出物を放出する噴火）

イ 20年に1度：小規模噴火（100万 m^3 未満の噴出物を放出する噴火）

(2) 噴火の発生場所

霧島山火山の火口の大部分は、北西の飯盛山から韓国岳、新燃岳、御鉢をつなぐ北西-南東方向の帯上に分布しており、山体の伸長方向に調和的である。また、約4,600年前に活動した御池のように、霧島山火山の山麓でも噴火が生じている。

火山活動の中心は、時代とともに北部（韓国岳周辺）から南部（高千穂峰周辺）に移動しているが、不動池や硫黄山の活動、新燃岳の活動など、北部から南部まで小規模な噴火活動が続いている。

歴史時代の噴火活動は、主に御鉢と新燃岳で生じており、最近では新燃岳において2008～2010年にかけて小規模噴火、2011年に本格的なマグマ噴火、2017～2018年にかけて小規模噴火が発生した。

また、えびの高原では、16～17世紀にマグマ噴火（ブルカノ式噴火と硫黄山溶岩の流出）、1768年には水蒸気噴火が発生した。最近では硫黄山において2018年に小規模噴火が発生した。

(3) 噴火の様式

霧島山火山の噴火様式は、火山ごとに異なる。また、同一の火山でも様々な様式で噴火を行っている。ここでは、歴史時代に活動の記録のある以下3つの火山について、噴火様式を示す。

ア 硫黄山

16～17世紀に硫黄山を形成した噴火は爆発的なブルカノ式噴火であると推測されている。また、1768年の噴火は水蒸気噴火である。

イ 新燃岳

10,400年前及び5,600年前にプリニー式噴火ないし準プリニー式噴火が発生し、瀬田尾軽石層、前山軽石層をそれぞれ噴出した。歴史時代の享保噴火では、水蒸気爆発からマグマ性の火山活動へ移行する噴火を繰り返し、火砕流の発生とともに大量の火砕物を降下させた。2011年噴火では、準プリニー式噴火が発生し、多量の火山灰や軽石を放出した。

ウ 御鉢

ストロンボリ式から準プリニー式噴火まで多様な噴火形式を見せ、スコリアの噴出と溶岩の流出を繰り返す。激しいブルカノ式噴火では、噴出岩塊を数 km まで放出した。

また、噴火活動が起こっていない平時でも、霧島山火山周辺には火山ガスの噴気地帯が多数分布している。これらの噴気地帯では有毒ガスが噴出しており、ガスによる中毒事故の危険がある。特に、えびの高原の硫黄山火口周辺では、高い濃度の硫化水素など、人体に有毒な火山ガスが観測され、2016 年 2 月 28 日に霧島火山防災連絡会において、火山ガスにより危険が想定される区域を立ち入り禁止とすることが合意された。これを受けて、えびの市長が立入禁止区域を設定した。

この他に、夷守岳では 25,000 年前以前に山体崩壊が発生し、北東側に岩屑なだれが流下している。また、韓国岳でも山頂付近が崩壊しており、発生場所を特定することはできないが山体崩壊が発生する可能性がある。

(4) 発生事例のある火山災害要因

過去の噴火の事例をもとに、霧島山火山で噴火が発生した際の災害要因を整理すると、次表のようになる。なお、表中に×で示した過去に発生記録がない災害要因についても、今後発生する可能性がある。

表 5-2-5 発生事例のある火山災害要因

災害要因	御鉢周辺	新燃岳周辺	大幡池周辺	硫黄山周辺
火山岩塊の落下	○	○	△	○
軽石等の火砕物の降下	○	○	△	○
溶岩の流下	○	△	△	○
火砕物の流下	○	○	△	△
岩屑なだれの流下	×	×	×	○
泥流・土石流の流下	○	○	△	○
洪水の流下	×	×	×	×
津波	×	×	×	×
火山ガス	○	○	×	○
空振	○	○	×	×

注)「大幡池周辺」には「大幡山」を含む。

夷守岳で山体崩壊の履歴がある（約 35,000 年前）。

○：有史以後発生の記録がある。

△：有史以後に発生の記録はないが、29,000 年前までには履歴がある。

×：過去に発生の記録がない。

第3節 噴火災害の想定

1 予想される噴火

霧島山火山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなものであるかを想定することは困難である。特に霧島山火山は多数の火口を持っており、中には単成火山（1回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。さらに、4,600年前には山麓で爆発的な噴火が発生し御池が生じたように、山麓でも大きな噴火が発生するおそれがある（ただし、御池のような活動は霧島山火山の30万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは2か所(回)と発生頻度は非常に少ない）。

このように、現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、現段階では、現存火口以外からの噴火を想定した効果的な火山災害対策計画を策定することは困難である。

一方、歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、これに対する火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる1235年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢のいずれかとする。

霧島山火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会において、霧島山火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、1235年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成19年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

表 5-2-6 想定噴火の概要

想定規模	中～大規模噴火（概ね1回／200年）	小規模噴火（概ね1回／20年）
噴火様式	プリニー式噴火準プリニー式噴火	ブルカノ式噴火 水蒸気爆発・マグマ水蒸気爆発噴火
噴火規模	VEI（火山爆発指数）＝2～4 1235年の御鉢での噴火規模。 ただし、火砕流の規模は1716～1717年の 新燃岳噴火で発生した火砕流の規模。	VEI＝0～1
噴火場所	硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の4火口。 ただし、この他の地域からも噴火の可能性がある。	
災害要因	噴石、降灰、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山泥流（火口湖決壊型）、山体崩壊、降灰後の降雨による土石流、空振、火山ガス、地すべり・斜面崩壊	

2 噴火前兆現象

霧島山火山において、1235 年及び 1716 年～1717 年に発生した大規模な噴火では、前兆現象についての記録は特に報告されていない。福岡管区気象台要報によると明治以降の噴火のいくつかには、前駆地震が観測されたという記載がある(1913 年噴火)が、1959 年(昭和 34 年)の噴火では前兆現象は見られなかったとする報告がなされている。

一方、新燃岳では最近の物理観測と 1991 年の噴火活動から、噴火に至るまでの前兆の典型的な例が推定されている。さらに、2000 年代になると観測網もが強化されたこともあり、噴火前には火山性地震の増加や山体の膨張が確認されている。前兆は他の火口でも生じる可能性があり、災害対策に役立つことが期待される。

これらの記録から噴火の前兆現象の模式は以下のように想定できる。

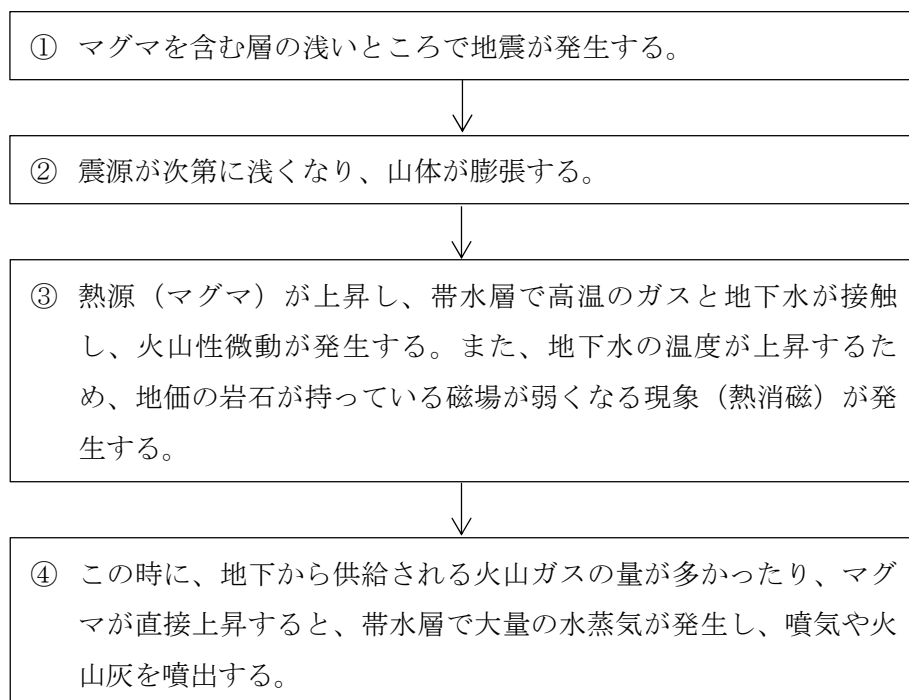


図 5-2-5 噴火の前兆現象発生経過

3 火山災害危険区域と災害の予測

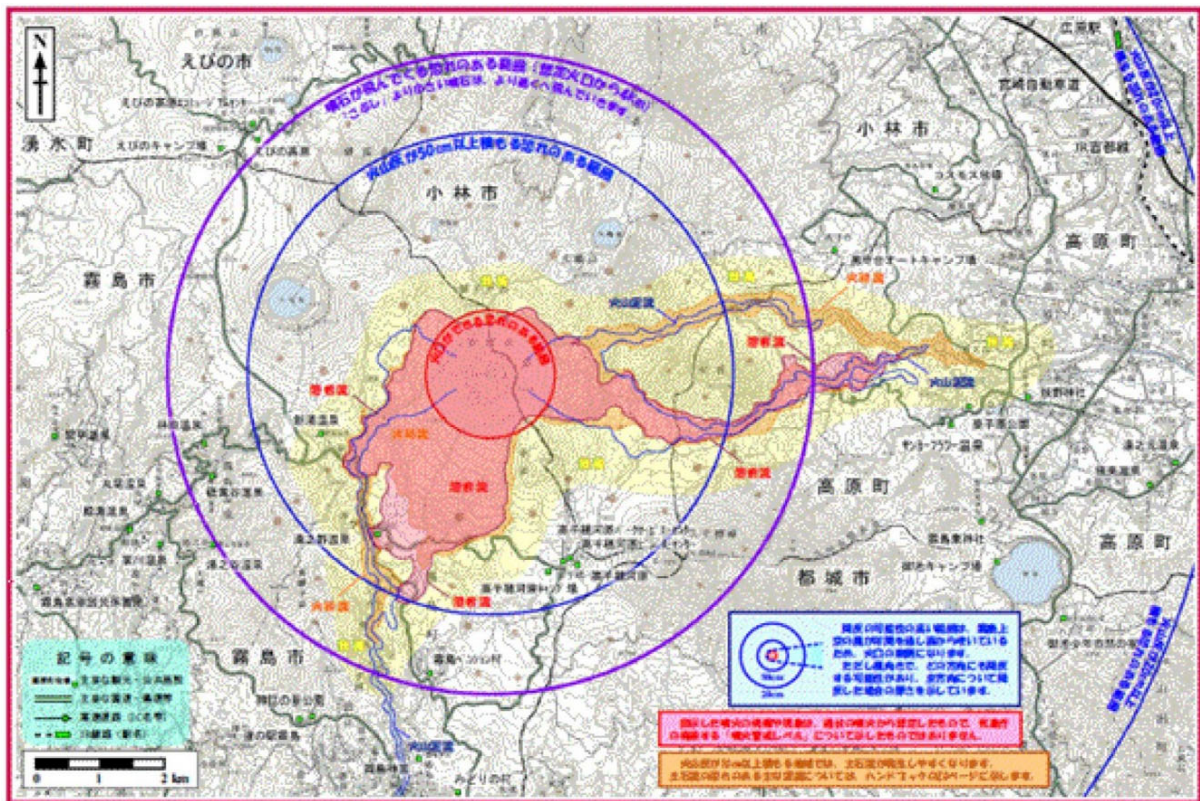
火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁防災局, 平成4年）に基づき検討した条件をもとに、霧島山火山噴火災害予測調査検討委員会が予測した火山災害危険区域を次図に示す。

この条件である霧島山火山が大規模噴火（1235年噴火程度）した際に予想される宮崎県における被災地域及び災害状況を下表に示す。

表 5-2-7 霧島山火山の噴火で予想される被災地域と災害状況

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
噴出岩塊	・人間や家畜が死亡したり、車両、建物、道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。 ・噴火口から4kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。	・爆発的な噴火と同時に噴出される
降下火砕物	・直径十数cmの降下火砕物が直撃すると、人間や家畜が死亡したり、車両に被害が生じる。また、降下火砕物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。 ・風下側に20kmで20cm以上堆積し、九州自動車道や宮崎自動車道をはじめ、周辺の交通機関にも影響が生じる。特に、霧島山火山上空は偏西風の影響で西風が卓越しており、霧島山火山の東側に火砕物が降下する可能性が高い。	・粒径が大きな火砕物は早い時間で降下する。 ・細かいものは遠くに飛散し、ゆっくりと降下する。
火砕流	・火砕流の本体が流下、堆積したところでは建物、樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。また、本体から500m外側の範囲でも熱風の影響を受け、火災が発生する。霧島山火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石等が溢れ出ることで発生するものと考えられている。	・時速100km以上で流下し、数分で山麓に到達する。
溶岩流	・溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。 ・溶岩流は地形的低所に沿って流下する。	・火山口から数時間から数日で山麓に到達する。
泥流・土石流	・泥流・土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。霧島山やその周辺地域の山地で、上流域に多量の降下火砕物が堆積したところや非溶結の火砕流が堆積した河川で発生する危険が高い。	・噴火後数年間、小雨時でも発生する。時速40km程度で流下する。
空振	・窓ガラスの破損等の被害が生じる。 ・被害は、100km離れた地域に及ぶこともある。	・爆発的な噴火に伴って発生する。
山体崩壊	・噴気活動や地震にともなって発生するもので火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。	・爆発的な噴火あるいは、地震に伴って発生する。
地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発	・温泉・火山ガス噴気帯では、熱水によって地盤が変質し、地すべりが発生しやすくなっている。また、噴気帯からは、有毒な火山ガスが噴出しており、気象条件によっては人体に影響を及ぼすことがある。さらに、このような噴気帯において、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。	・日常的に発生するおそれがある。

【新燃岳】



【御鉢】

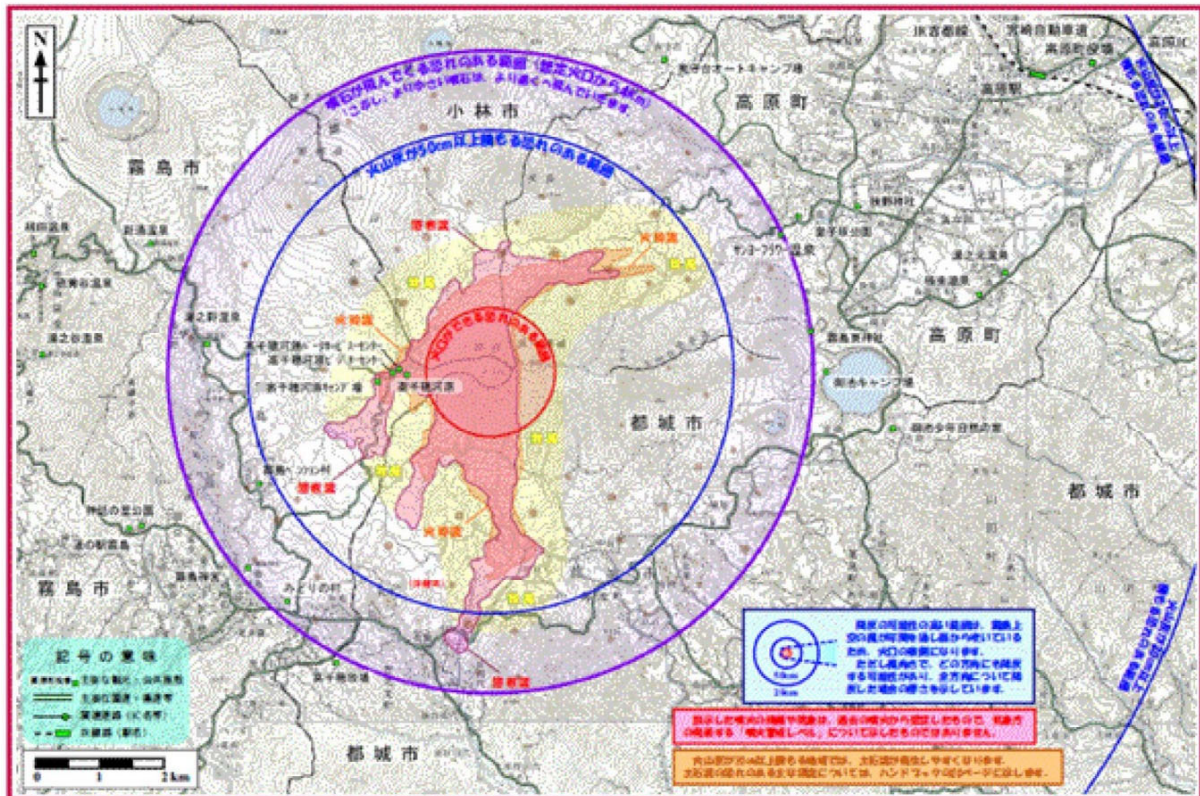
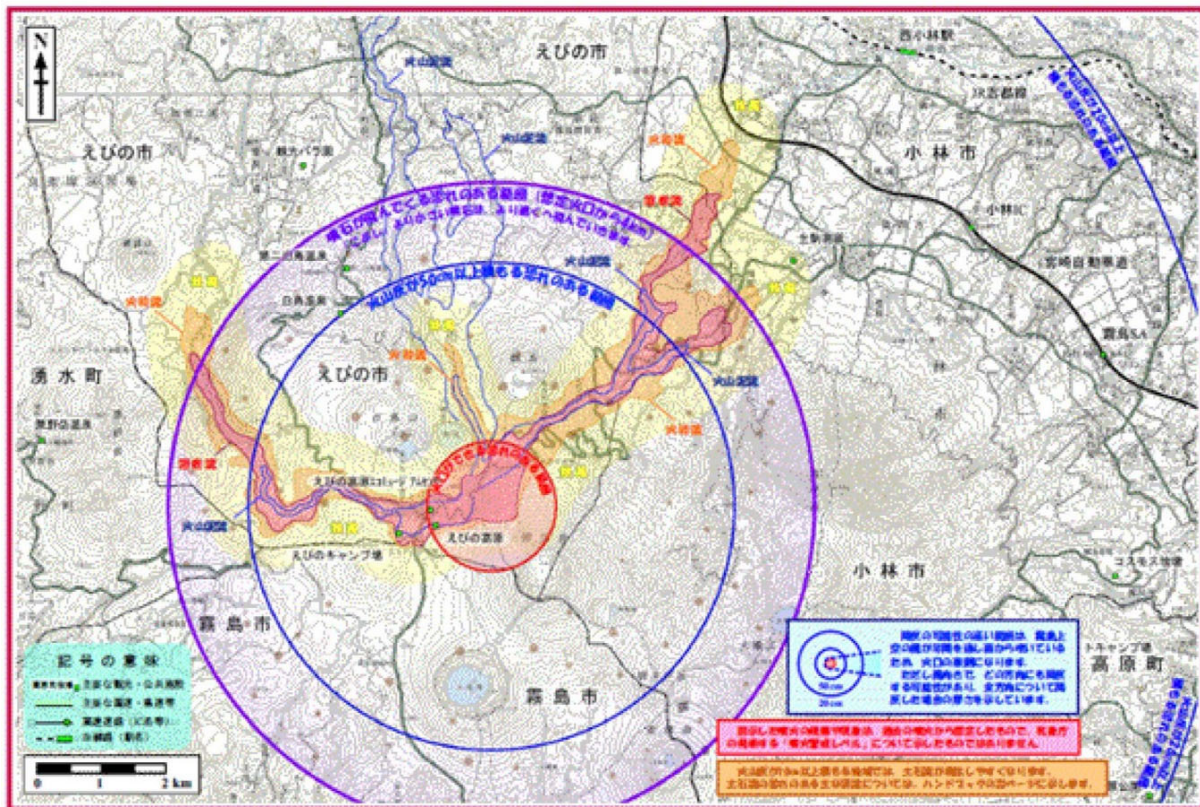


図 5-2-6 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：新燃岳・下：御鉢）

【えびの高原周辺】



【大幡池】

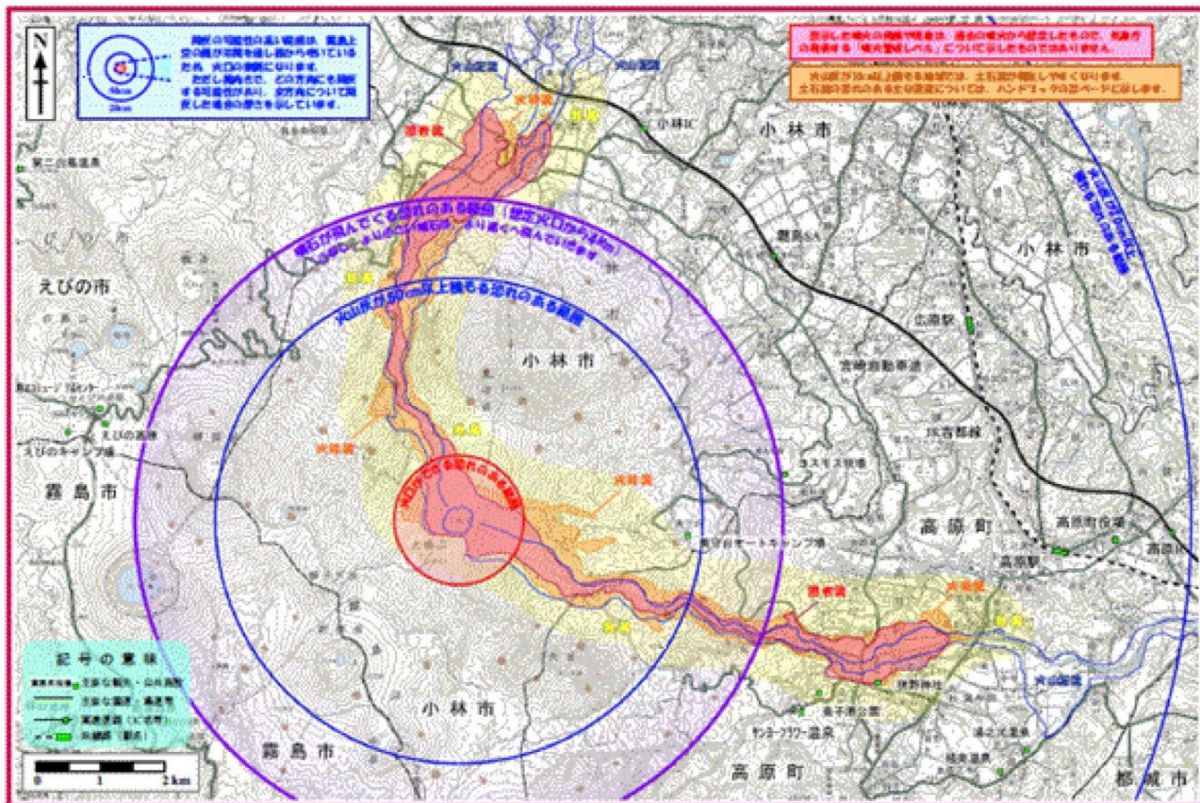


図 5-2-7 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：えびの高原周辺・下：大幡池）

第3章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

霧島山火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険区域において、防災施設整備を進めるとともに安全の確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

1 警戒避難体制の強化・拡充

(1) 危険区域の土地利用抑制

霧島山火山噴火災害危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流地区）内では開発整備を抑制する。やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を講ずる。

(2) 監視・観測機器等の整備

監視カメラやガス探知機等の警戒避難体制の整備に必要な機器の整備を図る。また、霧島山火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

2 避難道路の整備

火山噴火による危険から逃れるため、霧島山火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等が避難可能となる避難道路の改良・整備に努める。また、霧島山火山内にいる観光客や観光業者等が素早く避難できるよう既存道路について、日常から、法面や擁壁の点検に努め、道路上に堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図る。なお、避難方向や避難場所等がわかるよう、標識や案内板等の設置に努める。

3 退避舎・退避壕等の整備

霧島山では平成23年1月の新燃岳噴火を受け、平成26年10月までに、本町に4か所の退避壕・退避舎が整備されている。

噴出岩塊の落下が予想される地区については、今後、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」（平成27年12月 内閣府（防災担当））を参考にして、以下の点に留意するなどして、退避舎や退避壕を整備するよう努める。整備箇所は、具体的には既存の道路沿いや、霧島道路、九州自然歩道沿いとする。

ア 対象とする噴火形態

(ア) 比較的小規模な噴火を考慮する。

イ 優先的に考慮すべき範囲

- (ア) 想定火口域から概ね2 km 以内、特に1 km 以内の範囲に優先的に対策検討
- (イ) 人々の分布状況（比較的長時間とどまりやすい公園や駐車場、バスの停留所近傍等）を勘案し、必要に応じて退避壕等の充実について検討

ウ 退避壕等の充実に向けた考慮事項

- (ア) 対象火山の特徴の把握
- (イ) 対象火山の利用状況の把握
- (ウ) 火口周辺における登山者・観光客等の分布の把握
- (エ) 噴石等から身を隠す場所の把握
- (オ) 退避壕等のタイプと特徴の把握
- (カ) 退避壕等の選択と設計

エ その他、留意事項等

- (ア) 火山の観測体制や情報伝達体制の充実も必要
- (イ) 火山防災協議会の活用、多様な主体の参画等
- (ウ) 景観への配慮、平時の利活用
- (エ) 周知活動等ソフト対策の継続
- (オ) 施設の適切な維持管理

4 避難場所の整備

大きな噴火が予想されるときは、危険区域で生活している住民は速やかに危険区域外に避難することが必要である。霧島山火山の噴火は過去の経緯などから避難期間が長期間に及ぶことはないと予測されているが、万一の場合を想定し、避難所として専有できる施設を設け、長期間の避難生活に耐えられる設備の整備に努める。この避難所は火山災害用だけでなく他の災害の指定一般避難所としても活用する。

なお、町は以下の点に留意して避難場所を選定するほか、避難所が不足する場合に備え、隣接市町村との避難所の提供に関する広域の協力体制の整備を図るものとする。

ア 予想される噴火、降灰（礫）、火山ガス、土石流、火砕流、溶岩流等の火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所、避難所を指定する。

イ 大量の降灰を想定して堅固建物の確保に努める。

ウ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。

5 公共施設等の安全性の確保

不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関、防災拠点等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

公共施設の立地条件等の安全性の点検を適宜実施し、点検に基づき安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改修、整備等を実施する。

6 ライフライン施設等の代替性の確保

上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

7 観光客等の安全の確保

霧島山火山周辺には多くの観光客が訪れ、滞在している。これらの観光客及び観光事業者に対する安全性の確保を図るため、霧島山火山の危険性を周知させるとともに、噴火等の火山災害が発生した場合の情報の伝達、安全な避難の確保等についての対策を推進する。

第2節 災害発生直前における体制の整備

火山噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、住民や観光客等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるようにする。

1 噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報の伝達体制の整備

噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報（以下「噴火警報」という。）の発表基準、通報・伝達経路については、第4章第1節「火山災害に関する情報の伝達」のとおりであるが、県及び市町村は、気象台及び防災関係機関との連携をとりながら、霧島山火山活動に異常な現象が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるように体制の整備を図る。

特に霧島山及びその周辺においては、住民及び観光客の間で多くの情報が輻輳し、あるいは途絶するなど、情報が混乱するおそれがあるとともに、火山活動状況によっては避難等に緊急を要することもあり得る。そうした場合でも、正しい情報を住民・観光客に伝達できるよう情報伝達のネットワーク化を推進するものとする。

2 避難誘導体制の整備

(1) 地域住民に対する避難誘導体制の整備

住民の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合に迅速かつ円滑な避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくとともに、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

(2) 要配慮者に対する避難誘導体制の整備

地域住民、自主防災組織、老人福祉施設等と連携しながら、要配慮者の発災時の避難誘導体制の整備に努める。

(3) 観光客に対する避難誘導体制の整備

町は、不特定多数の利用が予定されている施設の管理者に対して、霧島火山防災マップを掲示するなどして火山の特性を周知する他、速やかに避難誘導するための計画を作成し、訓練を行うよう指導する。

また、災害時に観光客、宿泊客等の避難誘導が円滑に実施されるよう、訓練の実施に努める。

(4) 避難誘導のための警報装置等の整備

県及び町は、地域住民や観光客等が集中し、かつあらかじめ火山ガス等の噴出の危険性があると判断される地区には、事前にガス探知機等を常設し、警戒避難に備える。

(5) 防災訓練の実施による避難体制の整備・確認

町は、県及び関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、個別または連動させて訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施にあたっては、介護老人福祉施設等、在宅介護者、避難行動要支援者等に配慮するほか、突発的な噴火や、登山者・観光客等も想定するよう努める。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報、県及び市町村が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等に大きく区分される。

住民や観光客等の安全な避難のためには、これらの情報を正確かつ迅速に伝達することが重要であり、事前にこれらの体制を整備するものとする。

1 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図るものとする。

第4節 活動体制の整備

霧島山火山で火山災害が発生した場合もしくは災害のおそれがある場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るため、県、関係市町及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

1 災害対策本部等の設置

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりするおそれがある場合に、霧島山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援体制の確立等を推進するために状況に応じて情報連絡本部または、災害警戒本部もしくは災害対策本部を設置する。

また、県は現地との連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ現地対策に最適な関係市町に、現地連絡班または、現地対策本部を設置する。現地連絡班または現地対策本部は、現地合同調整本部の機能を兼ねるものとし、関係市町及び防災関係機関等との情報交換、調整・連絡を実施する。

2 霧島山火山防災協議会の開催

町は県の行う霧島山火山防災協議会の開催等に連携して、適時・適切な防災対策の推進を図る。

霧島山が噴火し、または噴火のおそれがある場合には、努めて速やかに霧島山火山防災協議会を開催するなど、火山専門家及び関係機関の意見を聴く場を設け、火山専門家等の助言のもと、火山活動状況に関する認識の統一を図るとともに、関係機関相互の連絡・連携体制を確立し、適時・適切な防災対応の推進を図る。

第5節 消防、救急・救助体制の整備

火山災害時には、死傷者の発生や火災の発生が予想される。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

1 林野火災への備え

熱い火山噴出物によって林野火災が発生する可能性がある。そこで林野火災に備え、林野火災空中消火資機材の整備を進めるとともに、消防組織法第30条の規定に基づく広域航空消防応援及び自衛隊の災害派遣等による空中消火体制を検討する。

第6節 医療救護体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第8節に準ずる。

第7節 緊急輸送体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第9節に準ずるほか、必要に応じて、避難者の集団避難に必要な輸送手段について、バス等の必要台数、バス保有機関の連絡先、バスの集結場所などについてあらかじめ検討する。

第8節 避難収容体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第10節に準ずるほか、県及び町は、火山災害対策に係る次の事項について検討する。

- ア 避難計画の策定及び避難対象地区の指定
- イ 避難所及び避難路の確保
- ウ 避難所等の広報と周知（避難所の広報、避難のための知識の普及、災害危険区域の広報）
- エ 避難施設の安全性確保と設備の整備（避難所の安全性確保、避難所の備蓄物資及び設備の整備）
- オ 応急仮設住宅の供与体制の整備

第9節 備蓄に対する基本的な考え方

第2編風水害対策(基本)編第1章第11節に準ずる。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第12節に準ずる。

第11節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第13節に準ずる。

第12節 要配慮者等安全確保体制の整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第14節に準ずる。

第13節 二次災害防止体制の整備

ひとたび火山噴火が始まると、その後豪雨等に伴う土砂災害の発生が予想される。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

1 土砂災害防止体制の整備

豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。

2 風評被害対策

火山活動が高まった際には、霧島山火山防災協議会等と連携し危険が予想される立入規制区域等と安全が確保されている地域を明確に示し、様々な手段による正確な情報発信に努める。

噴火活動の沈静後は、霧島山火山防災協議会の協議を踏まえて、関係機関と連携し地域の安全宣言を発表するなどして積極的な情報発信を行う。

第14節 防災関係機関の防災訓練の実施

第2編風水害対策(基本)編第1章第15節に準ずる。

第15節 災害復旧・復興への備え

第2編風水害対策(基本)編第3章に準ずる。

第16節 防災知識の普及

防災知識の普及については、第2編風水害対策(基本)編第1章第17節による他、次のとおりとする。

1 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

県及び町は、それぞれの火山の特質を考慮して、霧島火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成し、それを基に研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

2 イベント等の開催

県及び町は、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第17節 自主防災組織の育成強化

第2編風水害対策(基本)編第1章第18節に準ずる。

第18節 ボランティアの環境整備

第2編風水害対策(基本)編第1章第19節に準ずる。

第19節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

地域住民、観光客等の安全を確保するには、迅速な避難活動を始め、的確な応急活動が必要である。そのため、火山災害や災害対策等に対する研究を推進するとともに、観測活動の充実を図るものとする。

1 火山観測及び研究体制の充実等の要請

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆を把握することが重要である。

そのために、県及び町は、気象台、大学等の火山観測及び研究体制の充実等が図られるよう国の関係省庁機関等に要請する。

第4章 火山災害応急対策計画

第1節 火山災害に関する情報の伝達

霧島山火山は、噴火の前兆現象（第2章第3節第2「噴火前兆現象」参照）が観測される可能性がある。

これらのことから、地域住民や観光客等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講じる。

1 噴火前兆現象情報の収集と通報

(1) 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、各関係市町村及び関係機関は、情報の通報を実施する。通報体制は次のとおりとする。

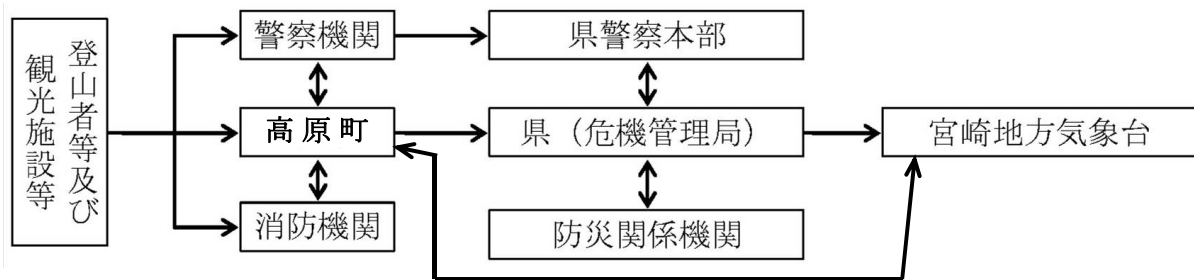


図 5-4-1 通報体制

(2) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表 5-4-1 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	* 山、崖等の崩壊 * 地割れ * 土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	* 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 * 噴気・噴煙の量の増減 * 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	* 新しい湧泉の発見 * 既存湧泉の枯渇 * 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	* 新しい地熱地帯の発見 * 地熱による草木の立ち枯れ等 * 動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	* 水量・濁度・臭い・色・温度の異常 * 軽石・死魚の浮上 * 泡の発生
○有感地震の発生及び群発	
○鳴動の発生	

(3) 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

表 5-4-2 速報の内容

○発生の実事（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
○発生場所（どの火口で確認されたか）
○発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

2 噴火警報等の発表と伝達及び通報

(1) 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

ア 噴火警報・予報

(ア) 噴火警報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として扱う。

a 居住地域を対象とする場合

噴火警報（居住地域） 略称：「噴火警報」

b 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合

噴火警報（火口周辺） 略称：「火口周辺警報」

(イ) 噴火予報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ 噴火警戒レベル（御鉢、新燃岳、大幡池、えびの高原（硫黄山）周辺）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。

(ア) それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

(イ) 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

(ウ) 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報の引き上げ基準を次にまとめた。

表 5-4-3 噴火警戒レベルの引き上げ基準

		御鉢	新燃岳	大幡山(大幡池)
噴火警戒(居住地域)または噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火】 【切迫または発生】 ・火口中心から2.5kmを超え大きな噴石飛散 ・火砕流、溶岩流が居住地域に切迫または到達	【切迫】 ・新燃岳のマグマだまり(えびの岳付近)の体積が2011年噴火前の増加量の3倍程度以上に増加している時に火口全体から噴出する大きく高温の噴煙柱が5,000mを超える噴火が発生・継続し、傾斜計では沈降の傾向が見られず、さらに噴火の規模の増大、継続の可能性がある場合 ・山体直下を震源とする体に感じる地震が多発(10回以上/1時間)し、急激な地盤変動(10 μ rad以上/1時間)が発生した場合 ・火砕流が火口から3kmを超えて流下し、居住地域へ切迫すると判断した場合 ・溶岩流が火口から3kmを超えて流下し、居住地域へ切迫すると判断した場合	【切迫あるいは発生】 ・マグマだまりへの多量のマグマの蓄積と共に、噴煙柱崩壊型火砕流の切迫を示唆する次のいずれかが観測された場合 ➢火口全体から噴出する高温の噴煙柱が火口縁上5,000mを超える噴火が発生・継続し、かつ傾斜計では沈降の傾向がみられない場合 ➢山体直下を震源とする体に感じる火山性地震が多発(10回以上/1時間)し、急激な地盤変動(10 μ rad以上/1時間)が発生 ・火口から概ね4kmを超えて火砕流が流下 ・溶岩流が居住地域に切迫
		【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ・噴火の拡大傾向 ➢火口中心から2.5km付近に大きな噴石飛散 ➢居住地域近くまで火砕流、溶岩流が到達 ・山体内で規模の大きな地震(有感地震を含む)が多発 ・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動	・新燃岳のマグマだまり(えびの岳付近)の体積が2011年噴火前の増加量の3倍程度以上に増加している時に下記の現象が認められた場合 ➢火口全体から噴出する連続噴火が発生し、大きく高温の噴煙柱が3,000mを超え上昇(噴出量がさらに増加)した場合 ➢新燃岳南西観測点の1分間平均振幅で100 μ m/sが2分以上継続するとともに周辺の空振計で10Pa以上の空振を観測した場合(天候不良時) ➢体に感じる地震を含む火山性地震の急激な増加が認められる場合 ・火口から2kmを超えて火砕流が流下した場合 ・溶岩流が発生し、居住地域付近に到達する可能性が高い場合	・マグマだまりへの多量のマグマの蓄積と共に、噴煙柱崩壊型火砕流が発生するおそれのある次のいずれかが観測された場合 ➢火口全体から噴出する噴火が発生し、高温の噴煙柱が連続的に火口縁上3,000mを超え上昇 ➢振幅の大きな火山性微動が継続し、かつ周辺の空振計のいずれかで10Pa以上の空振を連続的に観測(天候不良時) ➢山体膨張を伴い、体に感じる地震を含む火山性地震の急激な増加 ・火口から概ね3kmを超えて火砕流が流下 ・火口から4km付近まで溶岩流が流下
	火口から居住地域の近くまで	【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 【重大な影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ・噴火の拡大傾向 ➢噴出物に新鮮なマグマ物質が多く含まれる ➢二酸化硫黄放出量の急激な増加 ・大きな火山性微動(レベル2の基準よりも規模大あるいは継続時間が長い) ・火山性地震の急増(レベル2の基準よりも回数多) ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動(レベル2よりも規模大を示す地殻変動) ・火山性地震の増加及び地殻変動を伴った場合に高千穂河原観測点の空振計で60Pa以上を観測	【火口から概ね2kmを超え4kmまで】 ・霧島山を挟むGNSSの基線の伸びが認められている時に下記のいずれかの現象が認められた場合 ➢レベル2の噴火の火山灰に新鮮なマグマ性物質が数パーセント以上含まれている場合や噴煙の温度が顕著に高くなった場合 ➢1日あたりの二酸化硫黄の放出量が急増した場合 ➢新燃岳付近で低周波地震の多発(10回以上/1時間又は30回以上/24時間) ➢急速な傾斜変化(噴火中での変化:高千穂河原等の傾斜計で1 μ rad以上)が継続中である場合、又は周辺の傾斜計で急速にマグマだまりの収縮を示す変化が生じている場合 ➢短期間(数時間から数日)に傾斜変化とともに火山性地震の増加(100回以上/24時間)	【火口から概ね4km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 ・火口から概ね2kmを超えて大きな噴石を飛散させる噴火が繰り返し発生 ・火口から概ね2kmを超えて火砕流が流下 ・火口から3km付近まで溶岩流が流下 【影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口から概ね3kmを超えて大きな噴石が飛散
		【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生】 【重大な影響を及ぼす噴火の発生】 ・火口中心から1kmを超え2.5km以内に大きな噴石飛散 ・天候不良等により火口が見えない場合、高千穂河原観測点の空振計で150Pa以上を観測	【火口から概ね2kmを超え4kmまで】 ・連続的噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上3,000m以上となる場合 ・噴煙の中に軽石が多量に含まれている場合 ・大きな噴石が飛散(火口から概ね2kmから4km) ・噴火により、空振計で90Pa以上を観測 ・火砕流が2km程度流下した場合、又は流下距離が次第に大きくなり2kmを超える可能性がある場合と判断した場合 レベル3における警戒が必要な範囲は新燃岳火口から概ね3km以内を原則とするが、火山活動の状況によっては概ね4km以内まで拡大することがある。	【火口から概ね3km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 ・霧島山を挟むGNSSの基線の伸びが認められている時に次のいずれかが観測された場合 ➢火山ガス(二酸化硫黄)放出量の急増 ➢噴煙の高さが火口縁上3,000mに達するような連続的な噴火に伴い、急速にマグマだまりの収縮を示す変化が生じている場合 ➢マグマの浅部への上昇を示唆する火口付近を震源とする低周波地震の多発 ➢火山灰に新鮮なマグマ性物質が数%以上含まれている場合 ・山体膨張を伴う急速な地殻変動を観測した場合 ・火口から2km付近まで大きな噴石を飛散させる噴火が繰り返し発生 ・火口から概ね1kmを超えて火砕流が流下 ・火口から2km付近まで溶岩流が流下 【影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口から概ね2kmを超えて大きな噴石が飛散 ・周辺の空振計で50Pa以上の空振を観測(天候不良時)・火口から概ね1kmを超えて火砕流が流下 ・火口から2km付近まで溶岩流が流下

		御鉢	新燃岳	大幡山(大幡池)
噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	警戒レベル2(火口周辺規制)	【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合 ・火口直下を震源とする火山性地震の増加 >50 回以上/任意の 24 時間 ・火山性微動の増加または規模増大 >最大振幅(高千穂峰 2 上下動)250 $\mu\text{m/s}$ 以上 >最大振幅(高千穂峰 2 上下動)50 $\mu\text{m/s}$ 以上かつ継続時間 10 分以上 >継続時間の積算 20 分以上/3日 上記の基準には達しない程度の地震や微動が発生または山麓付近で地震が多発し、かつ火口内及び火口周辺で以下のいずれかの現象があった場合 ・噴気活動の高まり ・熱活動の高まり ・二酸化硫黄放出量の増加 ・山体浅部の膨張を示す地殻変動(傾斜計、GNSS、干渉 SAR 解析)	＜火山性地震の増加＞ ・2年以上噴火がない場合(300 回以上/10 日間又は 100 回以上/24 時間又は 20 回以上/1 時間) ・2年以内に噴火が発生した場合、又は GNSS で新燃岳を挟む基線又は霧島山を挟む基線で伸びが見られた場合(100 回以上/10 日間又は 20 回以上/24 時間又は 10 回以上/1 時間) ・上記の基準に達しない程度の火山性地震の増加が見られる中で、次のいずれかが観測された場合 >二酸化硫黄放出量の増加 >明瞭な噴気量の増加 >熱異常域の高温化が見られた場合 ＜傾斜変化＞ ・近傍の傾斜計(新燃岳北東や高千穂河原や湯之野)で、短時間に山体膨張を示す傾斜変化(0.1 μrad 以上)が見られた場合	【火口から概ね2km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 ・火口付近を震源とする火山性地震の多発(目安:100 回以上/24 時間) ・上記の基準に達しない程度の火山性地震の増加がみられる中で、次のいずれかが観測された場合 >火山性微動が発生 >近傍の傾斜計で山体膨張を示す地殻変動を観測 >火山ガス(二酸化硫黄を含まない場合もある)放出量の増加 >新たな地熱域の出現 【影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から概ね2km 以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生 ・火口近傍(火口から概ね1km 以内)に達する火砕流が発生 ・顕著な空振を伴う火山性微動が発生(天候不良時)
		【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】 ・火口中心から1km 以内に大きな噴石飛散 ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火	・ごく小規模～小規模な噴火が発生(大きな噴石飛散、火砕流等が火口から2km 以内にとどまる程度) ・顕著な火山性微動の発生(新燃岳南西水平動の最大振幅が 50 $\mu\text{m/s}$ 以上の微動が発生し、空振を観測した場合(新燃西観測点の場合は 30 $\mu\text{m/s}$ 以上))	【火口から概ね1km以内】 【影響を及ぼす噴火の可能性】 ・火山性地震の増加が認められない中で、火山ガス(二酸化硫黄を含まない場合もある)放出量の増加、新たな地熱域の出現が観測された場合
	1(活火山であることに留意)			【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】 ・地震活動に、回数が増加する等の変化がみられる。また、こうした活動の変化とともに、GNSS で霧島山の深い場所での膨張と考えられる基線長の伸びの変化がみられる可能性がある。
噴火予報		【火山活動は静穏】 ・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり	・状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の噴出の可能性あり	・火口内において火山ガスの噴出が認められる。火山性地震は1日平均数回以下で推移する。
		平成 31 年3月 13 日現在	平成 30 年3月 29 日現在	令和3年3月 30 日現在

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。
- ・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後、随時見直しをしていくこととする。
- ・大幡池では、火口湖に水が溜まった状態で火口縁が崩壊するような噴火が発生した場合、火口湖決壊型の火山泥流が発生する可能性がある。

各火山ごとの引き下げ基準一覧は、資料編を参照。

ウ 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- (ア) 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- (イ) 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- (ウ) このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

エ 火山の状況に関する解説情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

オ 降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に「降灰予報（定時）」を発表し、18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。また、噴火が発生した場合に噴火後速やかに（5～10分程度）「降灰予報（速報）」、噴火後20～30分程度で「降灰予報（詳細）」をそれぞれ発表する。「降灰予報（速報）」は噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、「降灰予報（詳細）」は噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。発表基準は、「降灰予報（定時）」を発表している火山では「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表し、「降灰予報（定時）」を発表していない火山では「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

カ 火山ガス予報

火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に発表する。

キ 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 火山情報の発表及び通報伝達官署

宮崎県に關係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

表 5-4-4 火山情報の発表及び情報伝達官署

火山	発表官署	通報伝達官署	情報の種類
霧島山 （えびの高原 （硫黄山）周辺） （大幡池） （新燃岳） （御鉢）	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	・ 噴火予報 ・ 噴火警報（居住地域） 略称:噴火警報 ・ 噴火警報（火口周辺） 略称：火口周辺警報 ・ 噴火警報（周辺海域） ・ 噴火速報 ・ 降灰予報 ・ 火山ガス予報 ・ 火山の状況に関する解説資料 ・ 火山活動解説資料 ・ 月間火山概況
桜 島			
阿蘇山	福岡管区気象台		
九重山			
鶴見岳・伽藍岳			

(3) 噴火警報等の通報・伝達系統

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次図のとおりとする。

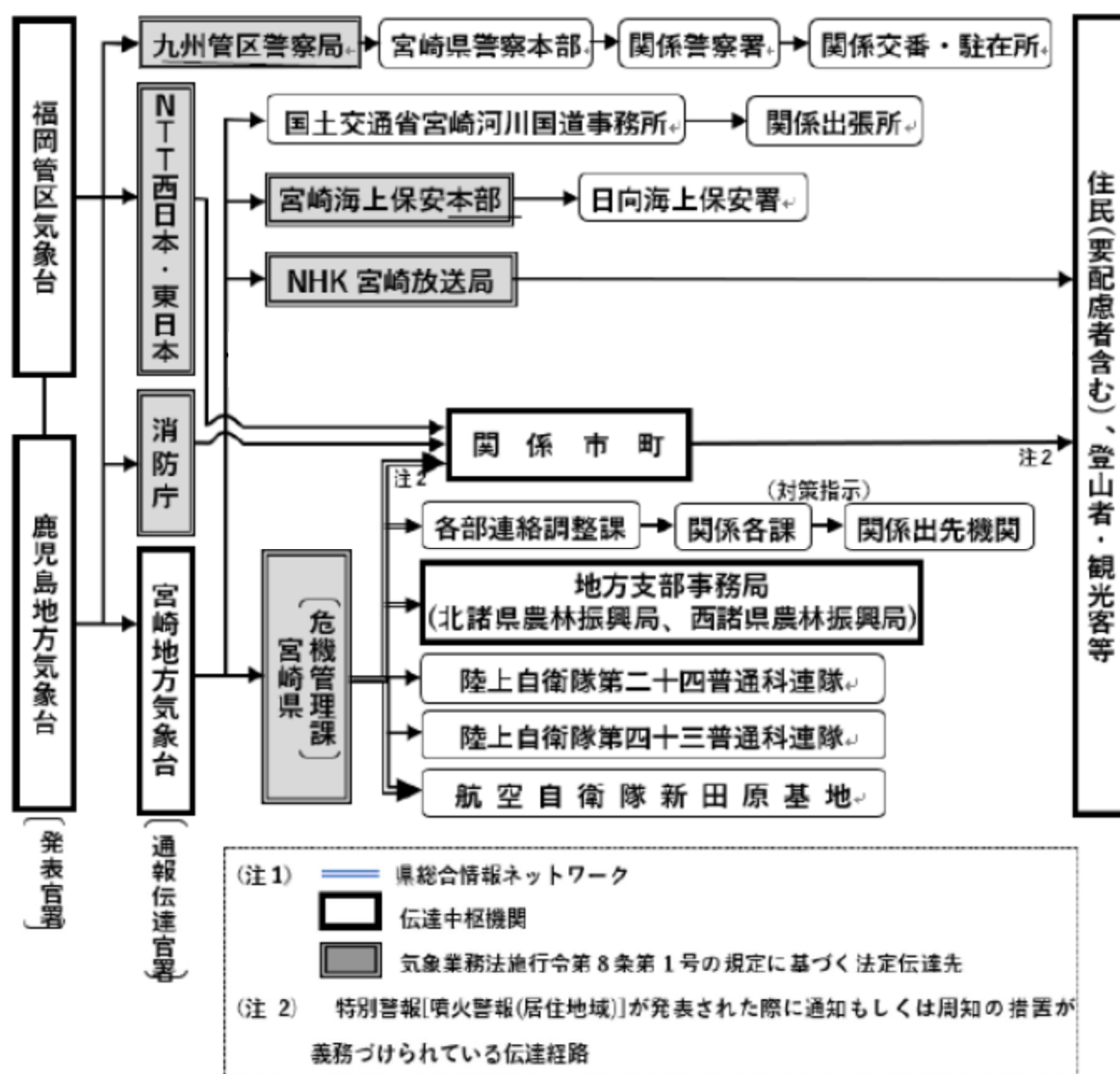


図 5-4-2 噴火警報等の通報・伝達系統

(4) 通報・伝達要領

- ア 宮崎地方気象台は、噴火警報等を受け、当該噴火警報等を速やかに県、その他関係機関に伝達する。
- イ 宮崎地方気象台からアの情報を受けた関係機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関等に伝達する。
- ウ 下部伝達機関は、掲示、有・無線放送等の方法により、一般住民に周知徹底を図る。

(5) 通報・伝達方法

- ア 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、噴火警報等を伝達する場合は、気象情報伝送処理システムまたは防災情報提供システムによる。
- イ 県は、(6)に定めた要領による。
- ウ 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は、放送による。
- エ その他の伝達中枢機関は、それぞれ所管の通信網による。

(6) 県における措置

ア 噴火警報等の受理

宮崎地方気象台から通報される噴火警報等は、危機管理局において受理する。

なお、勤務時間外においては災害監視室が受理し、直ちに危機管理課主幹（防災企画担当）に連絡する。

イ 噴火警報等の伝達要領

(ア) 火山現象に関する情報の伝達要領

危機管理局において火山現象に関する情報を受け、必要と認められるとき「噴火警報等の通報・伝達系統」により庁内関係各課、関係県出先機関、関係市町村、陸上自衛隊第24普通科連隊、第43普通科連隊及び航空自衛隊新田原基地に伝達する。

(イ) 噴火予報、噴火警報の伝達要領

- a 危機管理局において噴火予報、噴火警報を受理したときは、ただちに「噴火警報等の通報・伝達系統」により伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市町村及びその他の防災関係機関に対し、必要な通報または要請を行うものとする。
- b 危機管理局から伝達を受けた関係各課は、必要があると認められるときは、関係県出先機関に対し予想される事態に対してとるべき措置を指示するものとする。

(7) 町における措置

県からの伝達を受けた町は、伝達に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報または警告をする。

第2節 霧島山火山防災協議会の開催

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりするおそれがある場合に、県、関係市町村、関係機関及び研究機関による「霧島山火山防災協議会」を開催し、霧島山火山の火山噴火情報等の収集と分析を行い、霧島山火山の火山活動の活発化に伴う災害防止等に関する調査を実施し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図る。

1 霧島山火山防災協議会で協議する事項

情報の収集・交換、避難対策の検討、応急対策等の検討及び関係機関の連絡・調整である。具体的には、次のものがあげられる。

- (1) 霧島火山の火山噴火情報等の収集、分析
- (2) 避難の時期に関する提言
- (3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
- (4) 応援協力体制の確立及び推進
- (5) その他必要と認められる事項

第3節 警戒区域の設定、避難指示等

町長は、霧島火山に噴火警報が発表された場合、または火山噴火等により災害が発生するおそれがある場合に、霧島山火山防災協議会をはじめとする関係機関の助言に基づき、住民の生命、身体等に危険があると判断される地域を対象に、必要に応じて警戒区域の設定（活動火山対策特別措置法）、避難指示等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

1 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定

災害が発生しまたは発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）を踏まえ、必要に応じて警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の範囲の基準

警戒区域の範囲は、霧島山火山の噴火に伴い噴出岩塊が落下する危険性のある火口から約1～4kmの区域及び溶岩流・火砕流・泥流等の流下区域、また有毒ガス、強酸性の湧水の噴出により直接住民の人体等に影響を及ぼすと想定される区域を一応の基準とする。

関係市町村長は、噴火の場所や噴火の規模、また天候や風向等気象条件を勘案し、霧島山火山対策連絡会議等の助言を聞き、警戒区域を設定する。

(4) 風向の把握

降下火砕物の流下方向に当たる警戒区域を設定するために、宮崎地方気象台から霧島火山周辺の風向（できれば高層風）に関する情報を受ける。

2 避難の実施基準

町長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合及び火山の状況に応じて避難活動を、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3段階に分けて実施する。それぞれの実施基準は次のとおりである。

ア 高齢者等避難

噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）とき

イ 避難指示

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき

ウ 緊急安全確保

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、事態が重大と認められるとき

なお、上記避難の実施基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。関係市町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 避難指示等より早く避難するとき（住民による事前避難）

住民等の自主判断により、指定一般避難所に集まってしまった場合

イ 避難が遅れるとき

夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による暗闇等による障害

3 避難指示等の助言・指示権者

(1) 県による助言

関係市町長による避難措置は、各市町において避難の要否決定の時期や判断に差異が生じると、混乱を招くおそれがある。そこで、県は「霧島山火山防災協議会」を開催し、宮崎地方気象台の情報、各観測所の資料及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。その結果を参考に、関係市町長に助言する。

(2) 避難指示権者

町長の他、次の者が避難指示を実施することができる。

ア 知事

イ 警察官（災害対策基本法 61 条、警察官職務執行法 4 条）

ウ 災害派遣時の自衛官（自衛隊法 94 条）

4 避難指示の伝達要領

避難指示の伝達は、町の防災計画に定められた系統に従って実施する。

5 伝達の方法、内容、防災信号

(1) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、おおむね次の方法による。

ア 防災行政無線による伝達

イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達

ウ 広報車（消防車等）による伝達

エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達

オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達

カ 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

キ 登録型メール配信による伝達

(2) 伝達する内容

伝達する内容は、次のとおりである。

ア 避難先とその場所

イ 避難経路

ウ 避難の理由

エ その他の注意事項

(4) 防災信号

表 5-4-5 防災信号

区 分	掲載旗	サイレン
高齢者等避難		5 秒 ●—●—●— 休止 (約 15 秒)
避難指示		5 秒 5 秒 5 秒 ●—●—●— 休止 (約 6 秒)
緊急安全確保	赤 色	約 1 分 ●— ●— 休止 (約 5 秒)

6 報告・通報

町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事(災害対策本部設置前にあつては危機管理局、災害対策本部設置後にあつては総合対策部情報・連絡調整班)に報告する。

県知事は、町長から報告を受けた場合、次の関係機関及び放送機関にその旨を通知する。

なお、町長は知事に報告する暇がない場合(通信が途絶した場合を含む)は、直接下記に示す必要な機関に通報する。

- (1) 宮崎地方気象台
- (2) 消防本部
- (3) 小林警察署
- (4) 自衛隊
- (5) 報道機関
- (6) その他必要とする市町村

7 広域避難

霧島山火山における避難は、町内の避難所への避難を基本とする。

ただし、町が、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他市町村への広域的な避難などが必要と判断した場合は、町は当該市町村に直接協議する。

また、必要に応じて県に広域避難の受け入れ要請を行う。

8 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、噴火警報（居住地域）から噴火警報（火口周辺）に引き下げられた場合または火山噴火等による災害のおそれなくなった地域がある場合に、霧島山火山防災協議会等の意見を聞きながら、地域住民の生活と安全性を十分に考慮したうえで決定する。

9 入山規制

町は、噴火警報（火口周辺）が発表された場合及び火山の状況に応じて登山者・入山者に対し、以下の入山規制などの措置を行う。

(1) 登山者・観光客等の避難誘導

町は、報道機関、防災行政無線、メール、ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者・観光客等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について、施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

表 5-4-6 入山規制発令基準（新燃岳）

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまで立入禁止 （規制範囲は火口から概ね3kmまたは4km） （備考） 直近の霧島市新湯地区まで約2.5km	ア．新燃岳方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 新燃岳方面以外へ通ずる登山口については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ．関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から概ね2km以内立入禁止	
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内及び火口の西側登山道の立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

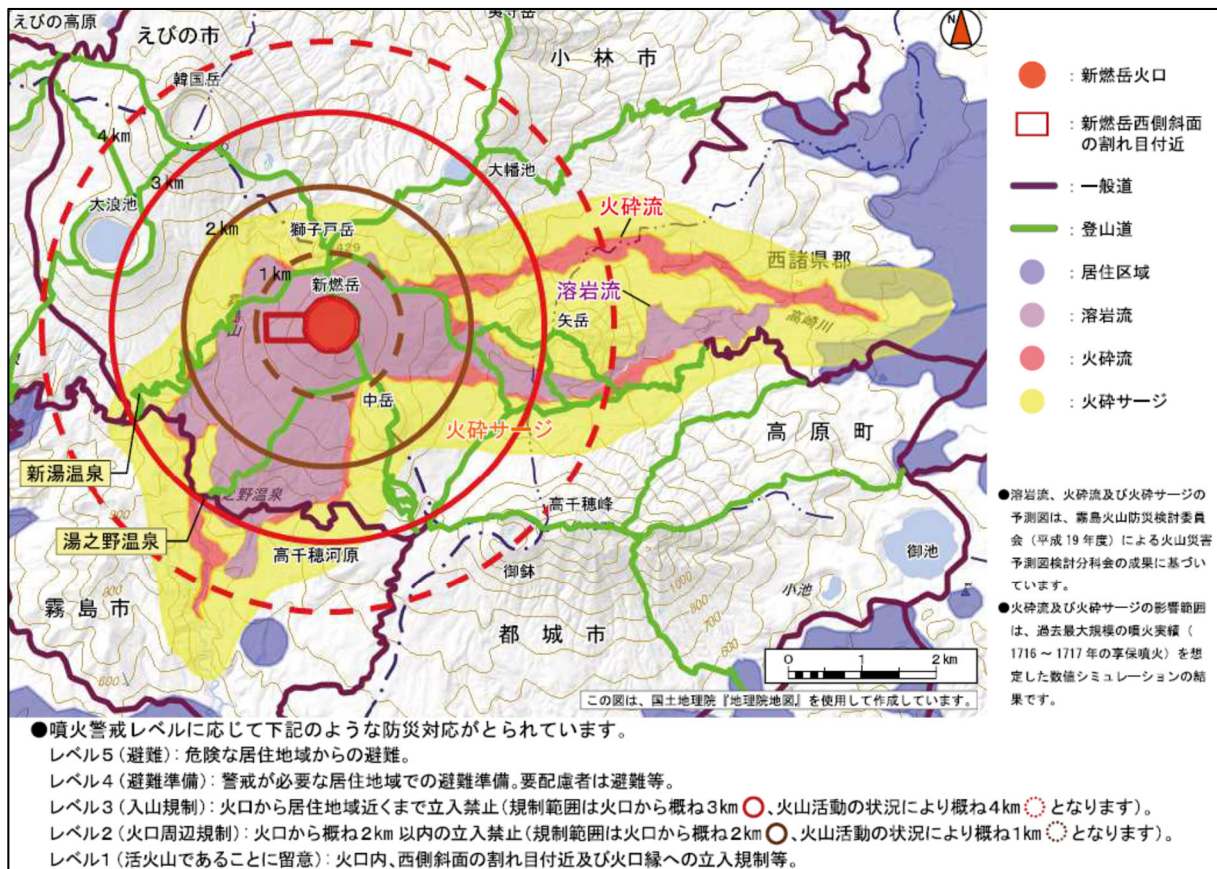


図 5-4-3 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルと警戒範囲（霧島山火山防災マップ）

表 5-4-7 入山規制発令基準(御鉢)

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【初期及び活発期】 火口から半径 2.5km 以内立入禁止 (備考) 直近の都城市中山地区まで約 2.8km (備考) 中岳まで約 2.4km	ア. 御鉢方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 御鉢方面以外へ通ずる登山口については、御鉢方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から半径 1km 以内立入禁止 ※高千穂河原まで、火口から約 1.2km	イ. 上記について、関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内立入禁止 ※	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

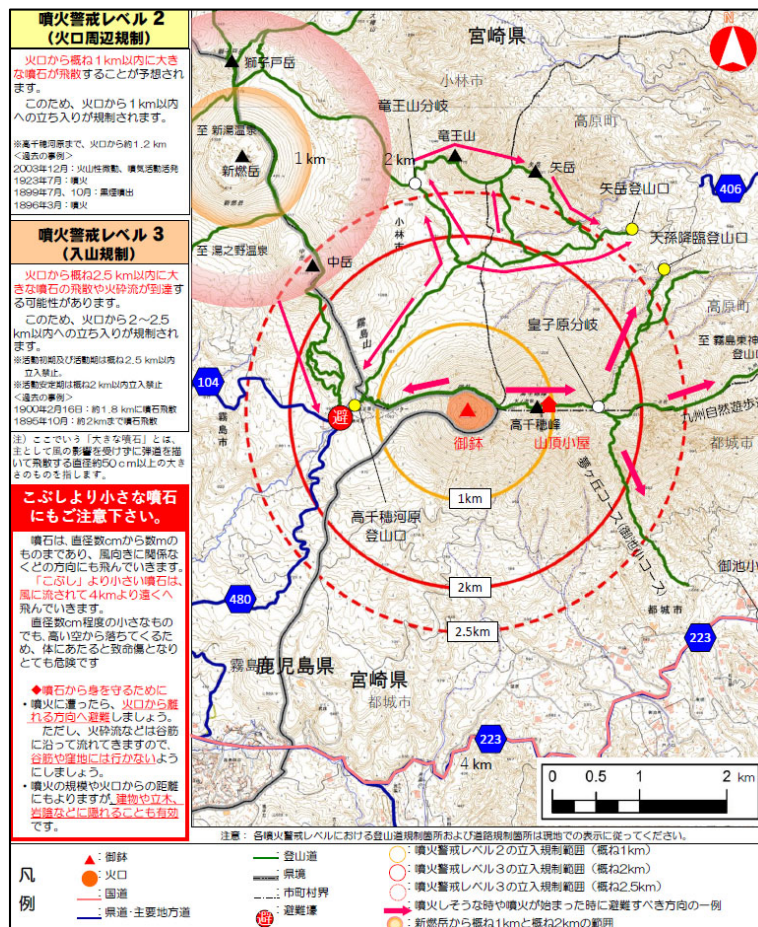


図 5-4-4 霧島山(御鉢)の噴火警戒レベル2・3と警戒範囲(霧島山火山防災マップ)

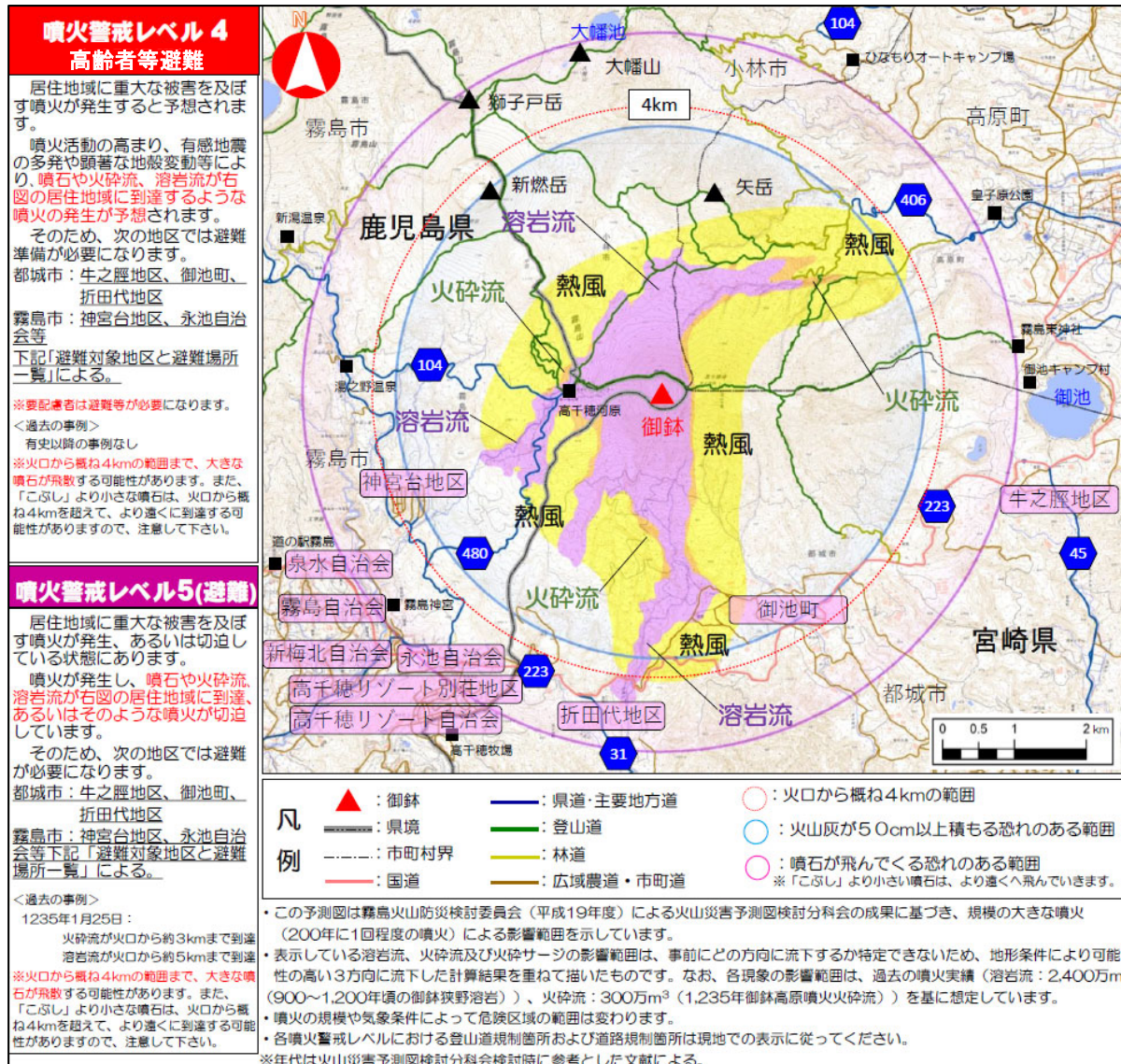


図 5-4-5 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル4・5と警戒範囲（霧島山火山防災マップ）

表 5-4-8 入山規制発令基準(大幡池)

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの立入禁止。 火口から概ね半径 3 km 以内への立入規制。 火山活動の状況により概ね半径 4 km 以内への立入規制。	ア. 大幡山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 大幡山方面以外へ通ずる登山口については、大幡山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ. 上記について、関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から概ね半径 2km 以内立入規制等 活動の状況によって、概ね半径 1km 以内への立入規制。	
レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

■霧島山(大幡池) 噴火警戒レベルと防災対応

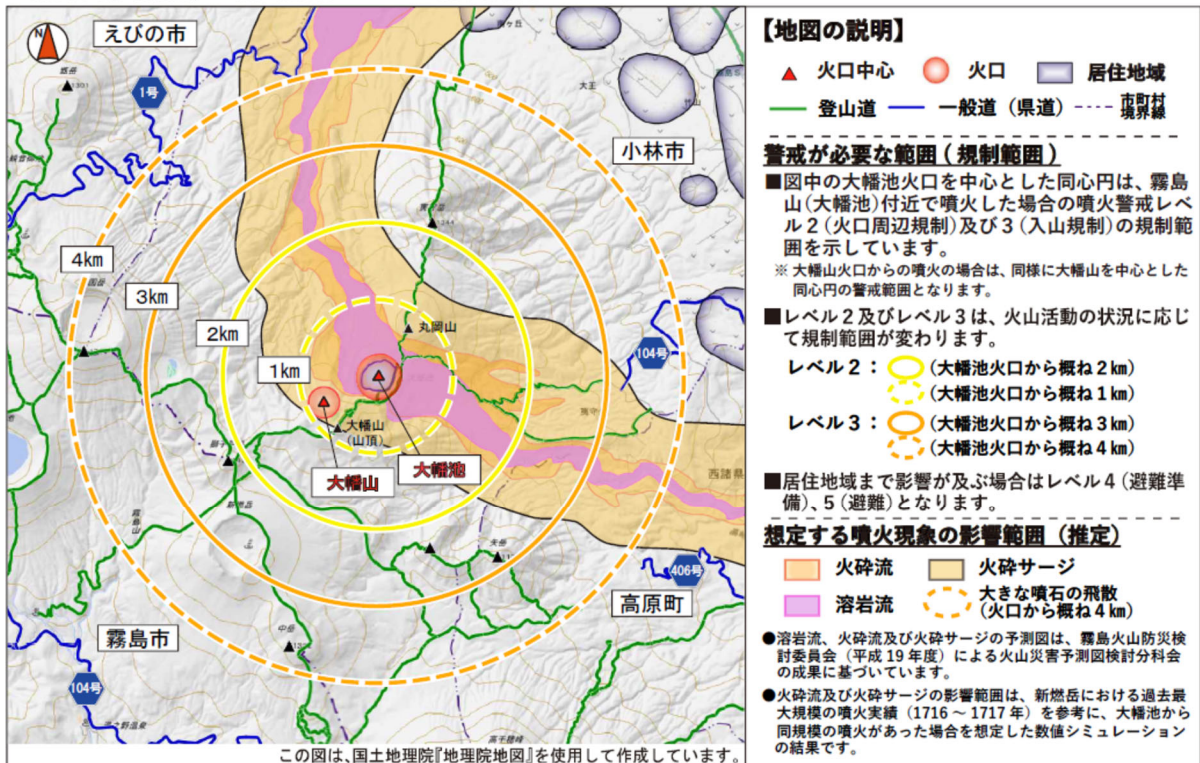


図 5-4-6 霧島山(大幡池)の噴火警戒レベルと警戒範囲(霧島山火山防災マップ)

表 5-4-9 入山規制発令基準（噴火警戒レベル未導入火山）

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
－ (入山危険)	火口から居住地域または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	ア．当該火山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 当該火山方面以外へ通ずる登山口については、当該火山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
－ (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所までの火口周辺	イ．関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
－ (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

第4節 活動体制の確立

町は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるときまたは噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期する。

本部体制は、第2編風水害対策（基本）編第2章第2節によるほか、次のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理係による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

(1) 設置基準

- ア 霧島山に関し、火口周辺警報（噴火警戒レベル2（火口周辺規制）若しくは火口周辺危険または噴火警戒レベル3（入山規制）若しくは入山危険）が発表されたとき
- イ その他霧島山火山災害に関して、災害警戒本部長（副町長）が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 霧島山に関し、噴火警報（噴火警戒レベル4（避難準備）または居住地域嚴重警戒）が発表されたとき
- イ その他霧島山火山災害に関して、災害対策本部長（町長）が必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- ア 霧島山に関し、噴火警報（レベル5（避難）または居住地域嚴重警戒にあつて危険な居住地域からの避難等が必要な場合）が発表されたとき
- イ 霧島山火山災害に関し、多数の人命に損害が生じ、または生じるおそれがあるとき
- ウ その他霧島山火山災害に関して、災害対策本部長（町長）が必要と認めたとき

4 職員の参集及び動員

第2編風水害対策（基本）編第2章第2節によるほか、第5編火山災害対策編第1章に準ずる。

第5節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第2編風水害対策（基本）編第2章第4節によるほか、次のとおりとする。

1 災害状況等の緊急把握

県及び町は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

町における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 人的被害及び住家被害の状況

イ 登山者等要救出者の確認

ウ 登山規制の状況

エ 住民の避難基準及び避難の状況

オ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等

カ 交通確保の状況

キ 噴火規模及び火山活動の状況

ク 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布）を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5cm単位で図示すること。

第6節 広域応援活動

第2編風水害対策（基本）編第3章第5節に準ずる。

第7節 救助・救急及び消火活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第6節に準ずる。

なお、救助部隊（山岳救助が必要となった場合、危機管理班にて情報を統制し、消防、警察、消防団、職員等で構成した救助部隊）などの活動基準の検討にあたっては、霧島山の各火口の火山現象の規模、態様等を十分考慮することとする。さらに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、以下の点などを考慮し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

1 二次災害防止のための安全管理

(1) 指揮本部の安全管理体制

- ア 天候や火山活動の情報変化の情報収集
- イ 隊員の健康管理と各級指揮者からの報告
- ウ 他機関からの情報収集と、活動隊に情報提供
- エ 隊員の疲労度を考慮したバックアップ体制を構築
- オ ガスマスクの携行
- カ 各機関共通の活動基準を設定
- キ 各機関の情報共有
- ク 先鋭的な山岳中助方法での救助活動を禁止

(2) 活動隊員の安全管理

- ア 活動時の服装、個人装備及び資機材の選択
- イ 天候や火山の状態による活動判断基準
- ウ 火山性微動、火山性地震による中止判断
- エ 降雨による搜索判断中止基準
- オ 降雨による搜索活動中止後の活動再開判断基準
- カ 火山性ガスによる活動中止判断基準 など
- キ 活動中の再噴火時の対応

第8節 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第7節に準ずる。

第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第8節に準ずる。

第10節 避難収容活動

避難指示、緊急安全確保段階の避難については、第2編風水害対策(基本)編第3章第9節「避難誘導の実施」によるほか、以下の通りとする。

1 事前避難（レベル3程度）

事前避難は、高齢者等避難段階に入った場合、及び住民等の判断による自主的避難を指す。

(1) 避難誘導

この段階においては、特に避難誘導は実施しない。

(2) 避難手段

自家用車を利用する。このときの費用等は、事前避難者の負担とする。

(3) 避難先及び連絡

避難先は霧島火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難所とする。事前避難をする者は、避難誘導責任者(区長等)に伝え、避難誘導責任者がとりまとめて総務課に報告する。

避難誘導責任者は、事前避難者の連絡先等を整理し明確にしておく。

(4) 避難所の開設

町は、避難所を開設し、事前避難者を収容する。

(5) 避難所における措置

この段階においては、原則として、炊出し、衣服・寝具・生活必需品の給与及び医療・助産等は実施しない。

(6) 携帯品の制限

この段階においての携帯品は、次のものとする。

表 5-4-10 携帯品（事前避難（レベル3程度））

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食	○ヘルメット(頭巾)
○替え下着	○迷子札	○水	○マスク	○タオル
○貴重品	○カップ(傘)	○防塵眼鏡など		

2 避難指示段階の避難誘導（レベル4・5）

(1) 避難誘導責任者

あらかじめ決められた避難誘導責任者（区長、消防団部長等）は、住民の避難誘導を実施する。

(2) 避難誘導方法

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、あらかじめ用意した借用バス等に乗車させ、指定一般避難所まで輸送する。

(3) 避難手段

避難者の輸送は次のとおりとし、自家用車の使用は極力避ける。

表 5-4-11 避難手段

輸送する場所	方 法
警戒区域外	集結場所までは原則として徒歩とし、集結地からはバス等を利用する。

(4) 携帯品の制限

この段階においての携帯品は、次のものとする。

表 5-4-12 携帯品（避難指示段階の避難誘導（レベル4・5））

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食	○ヘルメット(頭巾)
○替え下着	○迷子札	○水	○マスク	○タオル
○貴重品	○カップ(傘)	○防塵眼鏡など		

3 避難状況の把握・報告

(1) 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者は、住民の避難状況を把握し、町長に対し報告を行う。

(2) 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は、地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入の後、住民の避難状況を避難施設管理者等の避難者収容を管理する責任者（以下「収容班長」という。）に報告する。また、観光客については宿泊施設の管理者が宿泊名簿等を確認しながら収容班長に報告する。

収容班長は、住民の避難の状況をそれぞれの市町村長に対し、次の要領で報告する。また、避難所の運営状況等を毎日、避難所業務日誌に記載する。

表 5-4-13 避難状況の報告の要領

項 目		内 容
報告時期		・ 高齢者等避難が発せられてから原則 2 時間おきの毎正時とする（必要がある場合は随時） ・ 災害の状況、避難者等の増減等推移に応じて災害対策本部にて決定する。
報告内容	避難者に関する こと	・ 避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 ・ 避難した世帯数及び人員数（避難先を区分） ・ 避難者の死亡または負傷者の状況 ・ その他避難者の状況について、特に必要な事項
	輸送車両に関する こと	・ 配車状況 ・ 輸送車両の見通し ・ 増配車の必要性の見通し ・ その他輸送に関し、特に必要な事項
	残留者に関する こと	・ 残留者の氏名及び措置

4 小中学校等の対策

(1) 高齢者等避難段階における小中学校等の対策

教育長は、高齢者等避難を発令した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

ア 児童生徒が家庭にいる場合

(ア) 教育長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は、自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

(イ) 児童生徒の措置

児童生徒は、避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

イ 児童生徒が学校にいる場合

(ア) 避難の指示等が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

(イ) 避難指示が発せられた場合

学校長は、当該小中学校等に危険がせまり、避難する必要があると判断したときは、直接家族に引き渡す。家族に引き渡すことができなかった者は、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

(2) 避難指示段階における小中学校等の対策

教育長は、「避難指示、緊急安全確保」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

ア 児童生徒が家庭にいる場合

(ア) 教育長、学校長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずるものとする。学校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合は、教育長の指示を待たず休校とする。

(イ) 児童生徒の対応

児童生徒は避難の措置が発せられた場合は、登校をせず保護者とともに避難する。

イ 児童生徒が学校にいる場合

(ア) 高齢者等避難が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

(イ) 避難指示、緊急安全確保が発せられた場合

学校長は、当該小中高等学校等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは直接家族に引渡す。家族に引き渡すことができなかった者は、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

5 輸送不可能時における残留者の安全対策

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいう。このような場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

(1) 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

(2) 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内にいて、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし、このような建物がない場合は、状況に応じて避難する。

6 観光施設等の対策

(1) 高齢者等避難段階における観光施設等の対策

産業観光部は、「避難準備」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、施設管理者に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

観光客等がいる場合

ア 避難の指示等が発せられた場合

施設管理者は、施設開放を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに観光客等を分類し、責任者の管理のもとに避難誘導する。

イ 避難指示が発せられた場合

施設管理者は、当該観光施設等に危険がせまり、避難する必要があると判断したときは、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ収容班は災害対策本部に通知するものとする。

(2) 避難指示段階における観光施設等の対策

産業観光部は、「避難指示、緊急安全確保」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、施設管理者に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

観光客等が施設にいる場合

ア 高齢者等避難が発せられた場合

施設管理者は、直ちに施設開放を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに観光客等を分類し、責任者の管理のもとに避難誘導する。

イ 避難指示、緊急安全確保が発せられた場合

施設管理者は、当該観光施設等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは、あらかじめ定めた指定一般避難所に避難させ収容班は災害対策本部に通知するものとする。

(3) 輸送不可能時における残留者の安全対策

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいう。このような場合、警戒区域に残留した者の安全対策は、次のように実施する。

ア 空からの脱出が可能な場合

比較的噴石の落下が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、自衛隊にヘリコプターの出動を要請する。

(4) 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内にいて、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。
ただし、このような建物がない場合は、状況に応じて避難する。

7 緊急安全確保段階の避難

緊急安全確保段階の避難については、第2編風水害対策(基本)編第3章第8節に準ずるほか、以下のとおりとする。

特に避難に際しては、避難漏れのないよう巡視、広報を強化し、残留希望者も強く指示して避難させる。

第11節 応急住宅の確保

第2編風水害対策(基本)編第3章第9節に準ずる。

第12節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第10節に準ずる。

第13節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第11節に準ずる。

第14節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第12節に準ずる。

第15節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第13節に準ずる。

第16節 公共土木施設等の応急復旧活動

第2編風水害対策(基本)編第3章第14節に準ずる。

第17節 ライフライン施設の応急復旧

第2編風水害対策(基本)編第3章第15節に準ずる。

第18節 被災者等への的確な情報伝達

被災者等への的確な情報伝達活動については、第2編風水害対策(基本)編第3章第16節「被災者等への的確な情報伝達活動」による他、以下のとおりとする。

1 被災者等への広報

町は、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまで広報活動を実施する。

(1) 広報の担当

あらかじめ定められた町における広報担当者が実施する。

(2) 広報の内容

情報の公表、広報活動の際その内容について、関係機関相互に連絡をとりあう。

＜住民に対する広報の内容＞

ア 噴火前兆現象(異常現象)の状況

イ 噴火前兆現象(異常現象)に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容

ウ 避難に関する事項

(ア) 避難の必要性

(イ) 避難実施にあたっての準備、特に避難時の携帯品

(ウ) 集結地点及び避難先、避難の場所

(エ) 交通状況(交通途絶場所等)

エ 火山活動の状況

(ア) 噴火地点

(イ) 噴火の状況

(ウ) 噴火の影響度

オ 被害の状況

(ア) 被害区域

(イ) 人の被害状況

(ウ) 交通施設の被害(特に道路の被害状況)

カ 災害対策の状況

(ア) 災害対策本部の設置状況

(イ) 移動無線局の配置状況

(ウ) 医療班の配置状況

- (エ) 避難車両の配置状況
- (オ) 生活物資の確保状況
- キ その他必要事項

2 町民への的確な情報の伝達

町による広報の実施ができない場合または特に必要があると認められた場合、町は県と連携し、広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

情報の公表及び広報活動の際、その内容について関係機関相互に連絡を取り合うものとする。

第19節 二次災害の防止対策

1 土砂二次災害の防止活動

国土交通省、県及び町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、降雨等による土石流等による二次災害の防止に努める。町は、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

国土交通省は、重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を提供する。

また、繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合は、安全な場所において避難施設の整備の推進に努める。

2 降灰除去

火山の爆発に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合に、県、町、関係各機関、住民等の役割を明確にし、速やかに降灰を除去し、障害の軽減を図る。

(1) 実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行うものとする。この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

(2) 道路の降灰除去

a 主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は、国、県及び町が協力して行う。

b その他の道路

主要道路以外の道路に係わる降灰除去は、町、住民が相互に情報を交換し降灰除去の迅速化、円滑化に努めるものとする。

(3) 宅地内の降灰除去

a 宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については住民自らその除去につとめ、除去した降灰は、町が指定する場所に集積し、町はこれらを収集するものとする。

b 自主防災組織の活用

町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

第20節 自発的支援の受入れ

第2編風水害対策(基本)編第3章第17節に準ずる。

第21節 災害救助法の適用

第2編風水害対策(基本)編第3章第18節に準ずる。

第22節 農林水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

1 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

2 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

3 新燃岳噴火時における家畜避難実施基準

新燃岳噴火時における家畜避難実施基準は次のとおりである。

(1) 実施基準と対象区域等

表 5-4-14 実施基準と対象区域等

実施基準	対象区域	高原町の対応 (第1次)	高原町の対応 (第2次)
気象庁の火口周辺警報が次の①に切り替わり、かつ、予報警報事項で②が発表されたとき	熱風影響区域 (霧島火山防災マップにある規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予測図の新燃岳が火口となった場合で示される熱風範囲)	気象庁の火口周辺警報が、左項目「実施基準」内の左記①に切替わったとき	気象庁より、左項目「実施基準」内の左記②が発表されたとき
① 噴火警戒レベル「3」 ② 火砕流が火口から概ね「3km」を超える可能性がある。または高原町災害対策本部が設置されたとき		● 対象区域内の畜産農家に家畜避難の同意を得る。 ● 同時に、関係機関と避難に向けた具体的な協議に入り、避難先・運搬車両の確保など、避難準備に入る。	家畜の避難を『希望する』農家に対し ⇒ 避難の開始 家畜の避難を『希望しない』農家に対し ⇒ 引続き、警報等の情報提供に努めながら、農家の意向を第一に、原則、区域内の全家畜避難を目指す。

(2) 避難先・避難方法

避難先は、緊急性を考慮し、西諸管内を原則とし、効率的かつ安全な避難を考慮し、一度に多くの家畜を同じ場所に避難させることができる施設（公共牧場や生産団体等所管の牧場）を優先避難先として確保する。なお、当該農場等への避難が困難な場合、または、緊急を要する場合はこの限りではない。

避難方法は、避難時の安全等を考慮し、民間運送専門業者を利用することを原則とし、家畜避難の際は、西諸県農業共済組合への届け出も合わせて済ますものとする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

5 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

第5章 火山災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

第2編風水害対策(基本)編第3章第1節に準ずる。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第2編風水害対策(基本)編第3章第2節に準ずる。

第3節 計画的復興の進め方

第2編風水害対策(基本)編第3章第3節に準ずる。

第4節 被災者の生活再建等の支援

第2編風水害対策(基本)編第3章第4節に準ずる。

第6章 継続災害への対応方針

第1節 継続災害への対応方針

霧島火山の噴火は過去の経緯等からみて長期化することは考えにくいですが、長期化する場合は県及び町は、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

1 避難対策

県及び町は、気象庁より火山噴火等が長期化する等の発表を得た場合、また土石流の発生のおそれがある等の火山現象に関する情報を関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

また、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設を行う。なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示等、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 安全確保対策

県及び町は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、県及び町は、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努める。

また、国の協力のもと復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3 被災者の生活支援対策

県及び町は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請し実施する。

第 6 編 その他の災害対策編

第1章 道路災害対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模な道路災害が発生した場合は、災害の情報、被害状況を収集し、県をはじめ各防災関係機関に速やかに連絡する。また、道路交通の安全性の確保及び被害拡大を防ぐための対策を講じ、速やかに実施する。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等状況の把握と確認

町及び道路管理者は、管理する道路での事故災害等発生 of 通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

(2) 通行の禁止または制限

事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止または制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止または制限の内容及び理由を宮崎県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、う回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

2 通信手段の確保

(1) 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

県等に対して、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備するための手配を要請し、無線通信回線の確保を図る。

(2) 公衆回線の緊急増設

N T T西日本に対して、設置箇所、設置数を明示して公衆回線等の緊急増設を要請する。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生 of 情報を入手した場合、県等に対して速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣するための手配を要請し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。

また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

第2節 活動体制の確立

町内において、大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町に事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携の下に応急対策を実施する。

活動体制の確立手順については、第2編風水害対策(基本)編第3章第2節に準ずる。

第3節 広域応援活動

大規模な道路災害等が発生した場合、本町だけでは応急措置を行えないことも考えられる。このため町は、広域応援活動を実施する。

道路災害における広域応援体制については、第2編風水害対策(基本)編第3章第5節に準ずる。ただし、必要に応じて県を通じて大学、研究機関、コンサルタント等関係業者への調査依頼等を要請する。

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

大規模災害発生後、特に初期には、緊急輸送を行うために使用可能な陸上交通・輸送ルートを確保する必要がある、一般車両の通行禁止、う回路への誘導等の交通規制を直ちに実施する。

1 一般住民等への情報提供

道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関に連絡するとともに、一般住民等への情報提供を行う。また、う回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への迅速な進入路の確保に努める。

2 う回路の確保

道路の通行禁止の措置を講じた場合は、う回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、円滑な道路交通の確保に努める。

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

業者等に指示して、警察、消防、自衛隊等が被災者の救出作業を行うにあたって支障となる障害物の除去を行わせるとともに、必要に応じてコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

6 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動にあたっては、山（がけ）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実に行う。

第5節 救助・救急及び消火活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第6節に準ずる。

第6節 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第7節に準ずる。

第7節 道路施設の応急復旧

第2編風水害対策(基本)編第2章第8節に準ずる。

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助にあたっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応にあたっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面や画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の幅そう、情報内容の食違い等を来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表にあたっては、警察、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表にあたっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で正確な情報の提供に努めるとともに、図面や画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供にあたっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第2章 危険物等災害対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡にあたっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

- (1) 事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

報告にあたっては、災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。

- (2) 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

2 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

ア 危険物施設の事故

イ 無許可施設の事故

ウ 危険物運搬中の事故

(例示)

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者を生じたもの
- (イ) 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- (ウ) 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- (エ) 大規模タンクの火災、爆発または漏えい事故
- (オ) その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

第2節 活動体制の確立

町内において、危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立手順については、第2編風水害対策(基本)編第2章第2節に準ずる。

第3節 広域応援活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第5節に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

災害により危険物施設等が被害を受け、または危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 災害拡大防止措置

町及び消防団は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防ぐために必要な措置をとる。

2 立入禁止区域の設定

危険物等が漏えい、流出または飛散した場合には、警察及び消防団と連携し、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

第5節 救助・救急及び消火活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第6節による他、以下によるものとする。

1 消火活動

消防団による消火活動にあたっては、危険物等の性状を十分考慮し、団員の安全確保に努める。

2 救助・救急活動

警察及び消防団は、救出・救助活動等にあたっては、被災者及び団員の安全確保に努める。

第6節 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第7節に準ずる。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第8節に準ずる。

第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため町は、県及び関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講ずるため、迅速な対応に努める。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

2 交通規制等の実施

危険物等が大量に漏出、流出または飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

第9節 避難収容活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第9節による他、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、おおむね次のとおりとする。

1 避難誘導

避難誘導を行うにあたっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。

なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災行政無線

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカー及び携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器により、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、関係機関に対してヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、第2編風水害対策(基本)編第2章第16節に準ずる。

第3章 原子力災害対策計画

第1節 基本的考え方等

1 基本的な考え方

県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約54kmの距離がある。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針（原子力災害対策における専門的・技術的事項）及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、その対策を本計画で定めるものとする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本町に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本町に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられる。

なお、本県から距離が約150kmの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約90kmの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

3 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、第1編総則を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

(1) 原子力事業者

ア 機関名：九州電力株式会社

イ 業務の大綱：（災害予防・災害応急対策）

- (ア) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。
- (イ) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること
- (ウ) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること
- (エ) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。
- (オ) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第2節 原子力災害予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町村その他の防災関係機関は、平時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

2 応急体制の整備

(1) 防災関係機関相互の連携体制

町は、県等と連携し、平時から国、鹿児島県、市町村、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、相互の連携体制の強化を図るものとする。

(2) 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、県が行うこれらの確保等において、町は、県、他市町村及び関係機関の相互の連携に努めるものとする。

3 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

(1) 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

町は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高いまたは高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

町は、町域を越えた一時移転等については、市町村間の調整等必要な支援を県から受ける。

(2) 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

町は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努めるものとする。

町は、避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について県からの助言を受ける。

4 医療体制及び健康相談体制の整備

町は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

5 住民等への的確な情報伝達

要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、町は、必要に応じて県からの助言を受ける。

また、町は、県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。さらに町は、県から施設敷地緊急事態または全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

6 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

町は、県等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。また、これらの活動を行う場合には、県から必要な助言等を受けるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避及び一時移転等に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

第3節 原子力災害応急対策計画

1 基本方針

原子力発電所における原子力災害が発生したときは、消防本部、消防団、危機管理対策班が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

2 情報の収集・連絡

町は、県が立地県等から原子力発電所事故等の情報伝達を受け、市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課等へ情報提供があった場合は、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

県からの連絡は、ファクシミリで情報提供されるが、必要に応じて電話による連絡を受ける。

3 活動体制の確立

町長は、原子力発電所における原子力災害の状況を判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。なお、状況に応じて、現地災害対策本部を設置する。

4 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 住民等への情報伝達活動

町は、県から施設敷地緊急事態または全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

(2) 住民等からの問合せに対する対応

町は、県等と連携し、住民等の安心に資するため、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

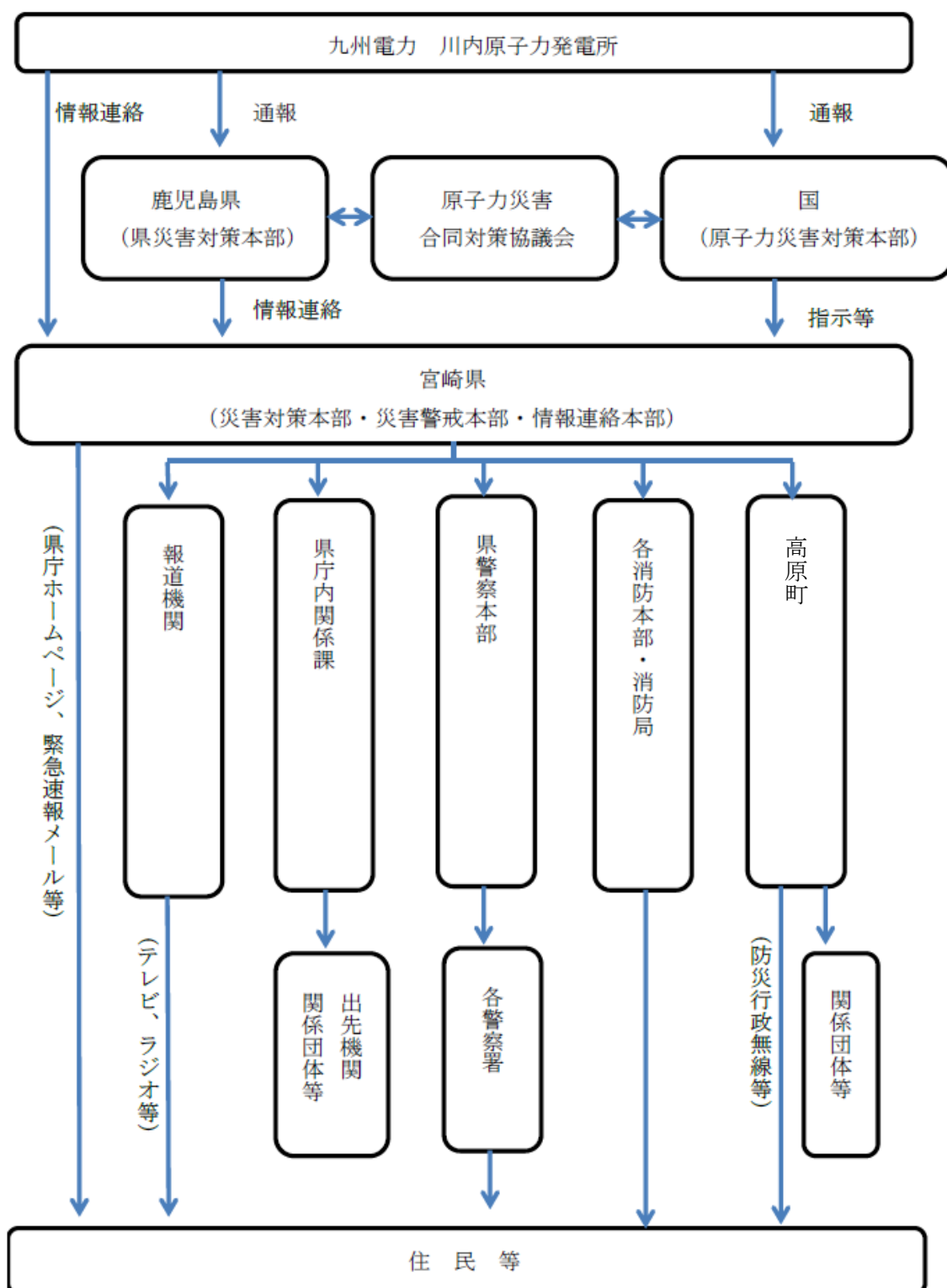


図 6-3-1 情報連絡系統図（九州電力 川内原子力発電所）

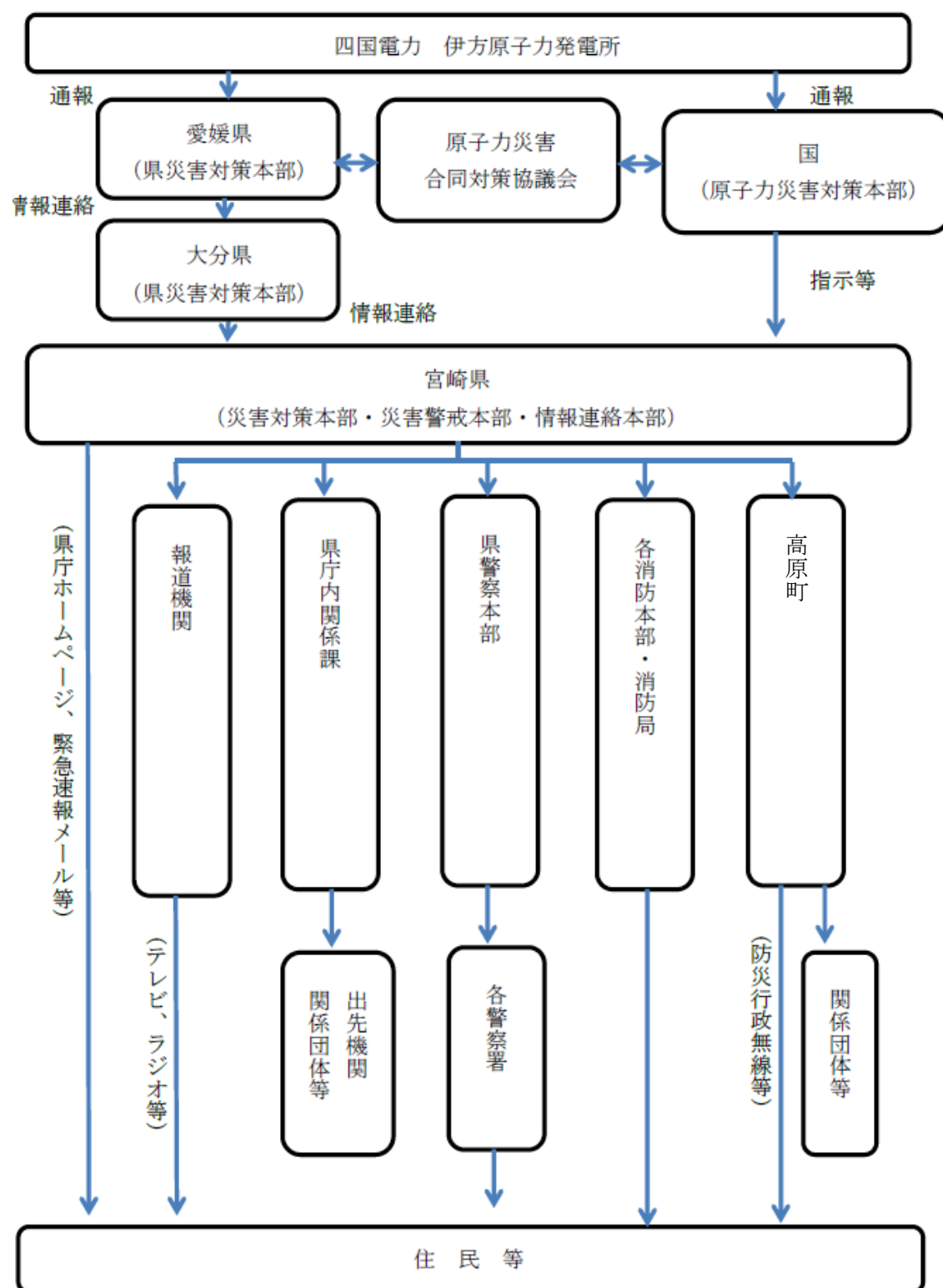


図 6-3-2 情報連絡系統図（四国電力 伊方原子力発電所）

5 住民避難等の防護活動

町は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避または一時移転等の措置を実施する。

(1) 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、町は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

県は、原災法第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、屋内退避または一時移転等の指示があった場合には、県は、関係市町村に対して、これらを伝達するとともに、市町村の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

町は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避または一時移転等の指示を行うものとする。

(2) 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。町は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

(3) 避難所の開設及び運営

町は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

(4) 要配慮者等への配慮

町は、県と連携し、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

6 医療及び健康相談の実施

町は、必要に応じて、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

7 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水

建設水道対策部及び水道事業者は、国の指導・助言、指示または県の指示に基づき、飲用禁止等の必要な措置を講じる。

水道水については、水道水中の放射性物質に係る管理目標値（放射性セシウム10ベクレル/kg）を著しく超過する場合や長期間超過することが見込まれる場合、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置の内容について、町民への周知徹底及び注意喚起に努める。

(2) 飲食物等

農政林務対策部及農畜産振興対策部は、前述の放射性物質の汚染結果により必要と認められた場合は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、農作物の作付け制限、農林畜産物等の出荷制限等の必要な措置を講じるよう指示する。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

町は、必要に応じて、県、関係市町村及び医療機関等と協力し、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制支援に努める。

第4章 林野火災対策計画

第1節 林野火災予防計画

1 林野火災に強いまちづくり

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

(1) 防火機能を有する林道、森林の整備

町は、国及び県との連携を密にし、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入促進を図るなど、防火森林の整備に努める。

(2) 監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

イ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

ウ 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく町長の許可にあたっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

エ 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発表時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

(3) 林野所有（管理）者への指導

町及び県は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

ア 防火線、防火樹帯の設備及び造林地における防火樹の導入

イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底

エ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立

オ 火災多発期（11月～3月）における見回りの強化

カ 林野火災消火用資機材の整備

(4) 林野火災特別地域対策事業の推進

県内は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっているので、本町も本事業の推進に努める。

2 災害防止のための気象情報等の充実

町は、林野火災防止のため、宮崎地方気象台との連絡を密にして気象の実況の把握に努め、適時・的確な情報収集に努める。

(1) 乾燥注意報

宮崎地方気象台から発表される乾燥注意報を受け、必要と認めた場合には、住民に広報し注意を喚起する。

(2) 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防止危険であるときに発表（県危機管理局へ通報）される。

火災気象通報の基準は、宮崎地方気象台が定める「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

ア 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が40%を下回ったとき。

イ 平均風速12m/sの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中のときは通報しないこともある。）

町長が火災警報を発令する場合は、消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

3 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合は被害拡大防止のために、一刻も早い正確な災害情報の収集、それをもとにした各防災関係機関相互の連携が必要となる。このため町は情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

(1) 情報収集

林野火災における出火防止と早期発見のためには、パトロールが効果的であることから、森林保全管理巡視指導員や森林組合等関係機関との連携を図りながら対策を講ずる。

(2) 通信手段の確保

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。

また、災害時の情報通信手段については、平時よりその習熟に努める。

4 活動体制の整備

(1) 活動体制の整備

町は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。

参集基準を明確にするとともに、職員等に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法的の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

具体的な活動体制の整備については、第2編風水害対策(基本)編第1章第6節に準ずる。

(2) 緊急時ヘリポートの整備

町は、緊急時ヘリポート及び補給基地の整備、維持管理に努める。

5 消火体制の整備

林野火災は、町境を越えて広域化するおそれがあるため、町においては、日ごろから消防機関等防災関係機関との協力・連携による消火体制の確立を図る。

(1) 消防体制の整備

町及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

町は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検するとともに消火体制の確立を図る。

(3) 林野火災対策用資機材の整備

町は、林野火災対策用資機材の整備並びに管理に努める。

6 防災知識の普及、予防啓発活動

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末等人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。特に町は、火災多発期に重点をおき、予防広報等を積極的に推進する。

(1) 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

町は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

(2) 防火パレードの実施

町は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3) 広報等の実施

町は、林野火災に対する喚起を促すため、県と協力してヘリコプターや新聞広告等による広報宣伝に努める。

(4) その他各種広報の実施

町は、あらゆる機会を利用し、住民に対する効果的な啓発活動を行う。

7 防災訓練の実施

町は、自衛隊や県警察本部、N T T西日本等防災関係機関の参加を得て林野火災対策のための訓練を実施する。

なお、具体的な防災訓練の実施計画については、第2編風水害対策(基本)編第1章第15節に準ずる。

第2節 林野火災応急対策計画

1 活動体制の確立

町内において林野火災が発生したときは、被害の拡大防止・応急対策を速やかに実施するとともに、県危機管理局をはじめ防災関係機関に連絡通報し、初動体制の確立を急ぐ。

(1) 迅速な連絡と出動体制

町は、林野火災の通報を受けたら、直ちに県をはじめ関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。

林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第一であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

職員の招集・動員及び災害対策本部の設置については、第2編風水害対策(基本)編第2章第2節に準ずる。

(2) 現地指揮本部の設置

消火活動にあたっては、町が現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たる。状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

(3) 災害対策本部の設置

火災が拡大し、町単独では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは、関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は次のとおりである。

ア 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請

イ 空中消火の要請の検討

ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成

エ 警戒区域の指定

2 災害情報の収集・連絡

林野火災が発生した場合は、被害が近隣市町村へ拡大する危険性が大きいため、正確で迅速な情報の収集、各防災関係機関への的確な情報提供が必要である。このため町は防災関係機関との連携の下、災害情報の収集及び連絡活動を実施する。

(1) 火災通報

ア 町（消防機関を含む。）は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定めた出動体制をとるとともに、関係機関（警察署、隣接市町村等）に通報を行う。

イ 地区住民、入山者等に対して周知を図る。

ウ 火災の規模等が次の条件に達するときまたは必要と認めるときは県（危機管理局）に即報を行う。

(ア) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、覚知から1時間以内に鎮圧できないか、または鎮圧することができないと予想される場合

(イ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、空中消火を必要とする場合と予想される場合

(ウ) 林野火災によって人的被害が発生するか、またはその危険が予想される場合

- (エ) 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、二次災害の危険性が予想される場合
- (オ) 次の国の即報基準に達するか、または達することが予想される場合
- 焼損面積が 10ha 以上と推定されるもの
 - 空中消火を要請したもの
 - 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの
- (2) 林野火災通報等連絡系統
- 林野火災通報に係る連絡系統は、次のとおりとする。

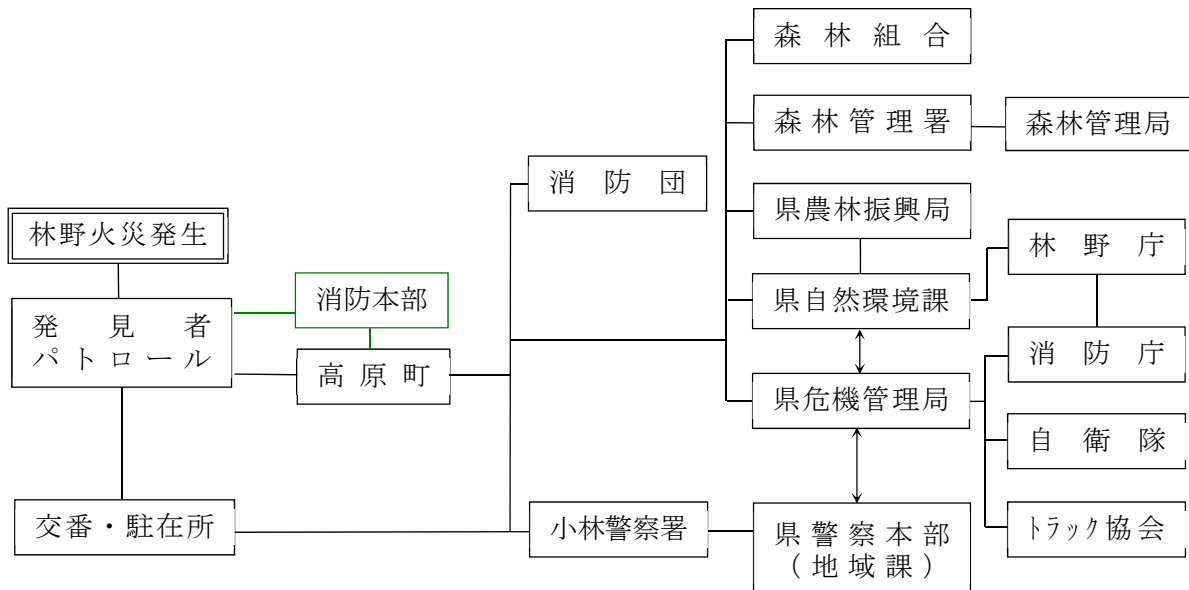


図 6-3-3 林野火災通報等連絡系統

(3) 林野火災マップによる情報の連絡

町及び関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用する。このマップは、国土地理院発行の地図に UTM グリッド（1 km メッシュ）を組み込んだものである。

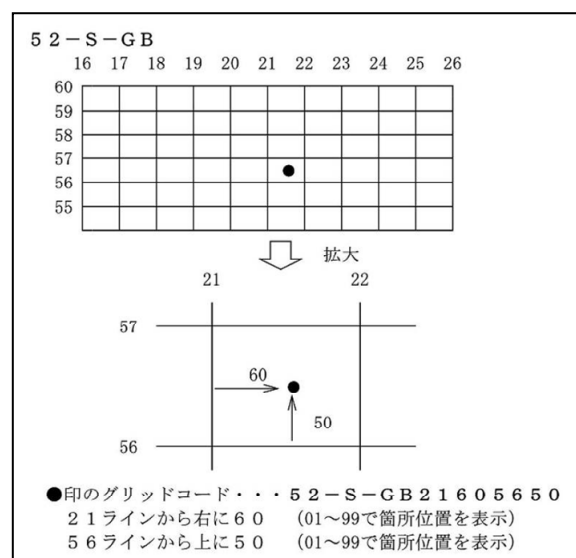


図 6-3-4 UTM グリッドコードの読み方

3 広域応援活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第5節に準ずる。

4 救助・救急及び消火活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間で消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、町及び消防機関は、平時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防活動を実施する。

(1) 地上防御

ア 消火体制の確立

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。したがって、延焼速度は速く、第2次火点をつくり次々と延焼する。

このような情勢では、町は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

イ 防御作戦

現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字あるいは横ㄣ字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開には次の方法がある。風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

(ア) 延焼方向の側面から進入する方法

(イ) 焼け跡から進入する方法

(ウ) 等高線から進入する方法

(エ) 谷側から進入する方法

(オ) 山の反対側から進入する方法

ウ 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法がある。

火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して、最も効果的な方法で対処しなければならない。

エ 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。

過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。

現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

オ 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。

特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株または朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると、団員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ、注意力を喚起して残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。

雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすいので、草木が繁茂するまでは巡視を行い、異状を発見した場合は直ちに対策を立てる。

(2) 空中消火

ア 空中消火等の概要

ここでいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点またはその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

(ア) 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期する。

(イ) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。

空中消火の実施が決定された時点で、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

(ウ) 空中消火用資機材等

a 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は2,000ℓである。

県内の水のう保管場所は、次のとおりである。

(a) 宮崎森林管理署倉庫

b 水槽

ナイロン製布地で消火薬剤の場合、貯水槽として使用。容量は2,500ℓである。

(エ) 空中消火方法

a 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

b 間接消火法

火線の前方に消火剤水を散布し、防火線をつくり延焼防止を図る方法で、空中消火法の主体をなすものである。

イ 空中消火の要請基準

(ア) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

(イ) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足または不足すると判断される場合

(ウ) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

(エ) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

ウ 空中消火の要請手続

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。

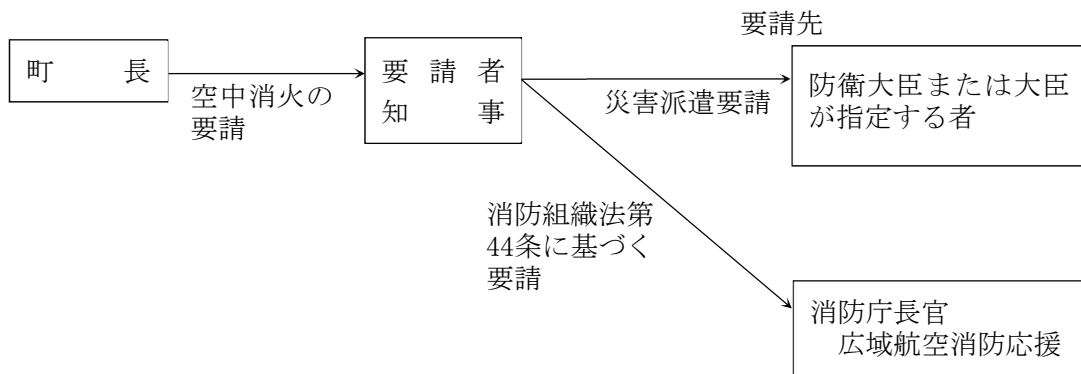


図 6-3-5 空中消火の要請手続

町長から県（危機管理局）に対する電話等による依頼は、町長自身か、町長の意志を直接伝達し得る立場の者とする。

空中消火の要請にあたって明確にすべき事項

(ア) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物

(イ) 空中消火要請責任者の連絡場所

(ウ) 資機材等の空輸の必要の有無

(エ) 空中消火用資機材等の整備状況

(オ) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

エ 空中消火の準備

(ア) 現場の状況等の報告

町長等は、本計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

(イ) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリポートの設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

(エ) 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県への応援要請も考慮し、県の資機材保有状況も把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）と連携を保ちつつ輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

(カ) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、町は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせる。

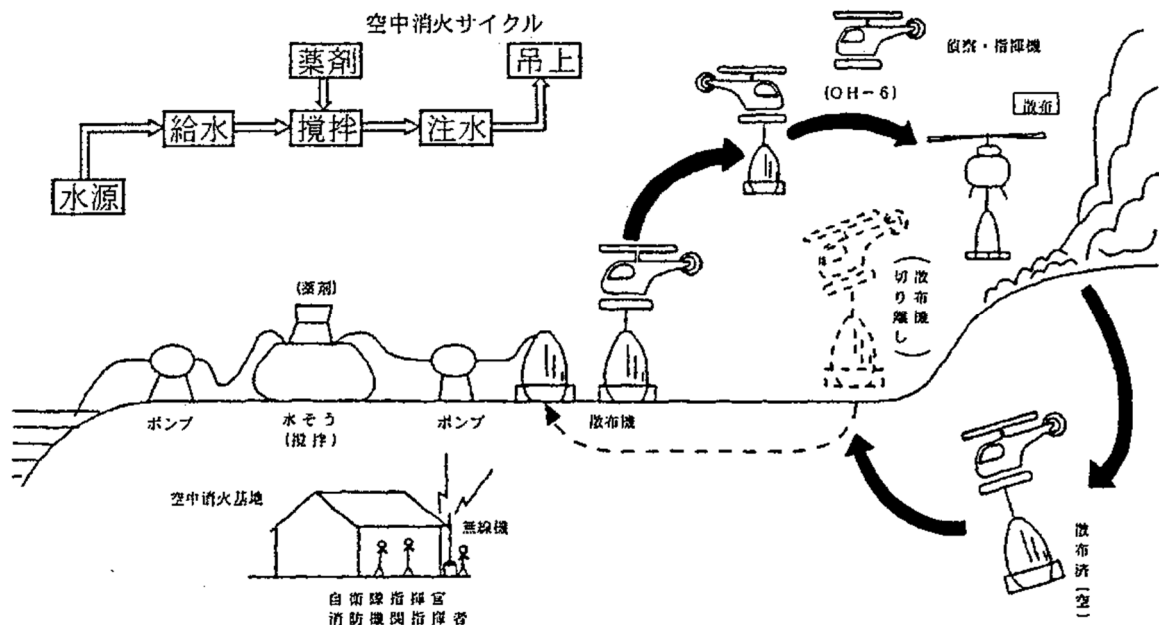


図 6-3-6 空中消火

オ 空中消火活動

(ア) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集及びそれを踏まえた対策を立てる。検討した結果を町及び県へ報告する。

(イ) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携をとるため、事前に打ち合わせを行う。

(ウ) 報告

町は、空中消火を実施する（実施した）場合、次の事項について速やかに県（危機管理局）に報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- a 発生場所
- b 発生時間及び覚知時間
- c 空中消火を要請した時刻
- d 現場の状況
- e 消防団員の出動状況
- f その他必要な事項

カ 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は、町の負担とする。

(ア) 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

- a 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- b 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- c き損または消費した資機材の購入補てんに要する費用
- d 資機材の使用により人身または物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(イ) 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

- a 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- b 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- c 活動のため現地で調達した資機材の費用
- d その他必要な経費については、事前に協議しておく。

(ア)及び(イ)とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

キ 救助・救急活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第6節に準ずる。

5 医療救護活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第7節に準ずる。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第8節に準ずる。

7 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、

火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、被害状況により万全な対策を講ずる。

(1) 入山者等の実態の把握

ア 林業作業期（6月～8月下草刈、10月～11月枝落とし、2月～3月山焼き）においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者または家族等から入山の状況、所在等について確認する。

イ ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広く、その実態を把握することは困難であるが、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

ウ 防災行政無線、広報車等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

(2) 避難誘導

避難誘導を行うにあたっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行うが、具体的な方法については第2編風水害対策(基本)編第2章第9節に準ずる。

ア 防災無線または有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

イ 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

第2編風水害対策(基本)編第2章第16節に準ずる。

9 二次災害の防止活動

町は、県その他防災関係機関と連携を密にし、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行った結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うとともに、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備に努める。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

高原町地域防災計画

－ 本 編 －

(令和4年6月)

編集・発行 高原町防災会議

事務局 宮崎県高原町総務課

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

T E L 0984-42-2112

F A X 0984-42-4623

MAIL soumu@town.takaharu.lg.jp